



令和____年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

____税務署長

____年____月____日提出

住所	(〒 _____)	個人番号	_____
フリガナ氏名	_____	職業	_____
		電話番号	_____

令和____年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	____年 ____月 ____日
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等		
添付した書類		

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

		申告し又は処分の通知を受けた額	請求額			申告し又は処分の通知を受けた額	請求額
		円	円			円	円
総合課税の所得金額				税	⑭ に対する金額		
					⑮ に対する金額		
					⑯ に対する金額		
				額	計		
所得から差し引かれる金額	合計	①		配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除			
	※	②		住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定 住宅新築等特別税額控除			
	※	③		差引所得税額			
	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金	④		災害減免額			
	生命保険料控除 地震保険料控除	⑤		再差引所得税額 (基準所得税額)			
	寡婦・寡夫、控除 勤労学生、障害者	⑥		復興特別所得税額			
	配偶者(特別)控除	⑦		所得税及び復興特別所得税の額			
	扶養控除	⑧	人	人	外国税額控除		
	基礎控除	⑨			源泉徴収税額		
	④から⑨までの計	⑩			申告納税額		
雑医療費(特例)控除	⑪			予定納税額 (第1期分・第2期分)			
寄附金控除	⑫			第3期分の額			
合計	⑬			納める税金			
課税所得される額	①に対する金額	⑭		還付される税金			
	②に対する金額	⑮		申告加算税			
	③に対する金額	⑯		重加算税			

赤字の場合は0と書いてください。
黒字の場合、百円未満の端数は切り捨ててください。

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	貯金口座の記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)
	預金 口座番号 _____	

(署名押印) (電話番号)

千円未満の端数は切り捨ててください。

税務署欄	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	一連番号
	____年 ____月 ____日		_____	_____	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	_____	_____

書 き 方

- 1 この請求書は、国税通則法第 23 条のほか所得税法第 152 条から第 153 条の 6 までに規定する更正の請求をする場合（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 21 条において、所得税法第 152 条から第 153 条の 6 までを準用する場合を含みます。以下同じです。）に提出するものです。
- 2 更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として 5 年です。
- 3 更正の請求の理由が、①一定期間の取引に関する事実に基づくものである場合は、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証する書類を、②①以外のものである場合は、その事実を証する書類を添付しなければなりません。
- 4 この請求書の各欄は、次により記載してください。
なお、(4)及び(5)の記載については、下の記載例を参照してください。
 - (1) 「個人番号」欄には、更正の請求をする方の個人番号（マイナンバー）を記載します。
なお、請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - (2) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「令和〇〇年分確定申告」、「令和〇〇年分決定通知」などと記載します。
 - (3) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第 23 条第 2 項又は所得税法第 152 条から第 153 条の 6 までに規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。
 - (4) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「添付した書類」欄には、更正の請求書に添付した書類名を記載します。
 - (6) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。
 - (7) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
 - ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、
 - ② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、
 記載してください。
なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座（納税管理人を指定している場合等を除き、ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。
(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。
- 5 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。
 - (1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
 - (2) 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】
 - (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - (4) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
- 6 更正の請求書の提出に当たっては、請求をするご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますので、ご注意ください。
詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄及び「添付した書類」欄の記載例】

これらの欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。

○ 事業所得の金額について誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	事業所得の必要経費（地代家賃：事務所の賃借料）について 12 月分（200,000 円）の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。
添付した書類	決算書（又は収支内訳書）、帳簿書類（地代家賃部分）、事務所の賃借料（12 月分）を支払った領収書

○ 医療費控除について控除額に誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	令和×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、〇〇病院（△△市×-×-×）へ支払った医療費（〇〇〇円）について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。
添付した書類	令和×年×月×日に〇〇病院へ支払った医療費の領収書（〇〇〇円）

○ 社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	令和×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。
添付した書類	令和×年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

○ 扶養控除について控除額に誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	特定扶養親族に該当する子（国税太郎、平成×年×月×日生）について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。
----------------------------	--

※ 控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要はありません。

○ 住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	〇〇銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。
添付した書類	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書、〇〇銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書



純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

(東日本大震災の被災者の方用)

税務署長 ____年____月____日提出	住所 <small>(又は事業所・事務所・居所など)</small>	職業
	フリガナ氏名	電話番号
	個人番号	

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還付請求金額 <small>(下の還付請求金額の計算書の⑫の金額)</small>	円
--	---

純損失の金額の生じた年分	年分
純損失の金額を繰戻す年分 <small>(純損失の金額の生じた年の前年分を書きます。)</small>	年分

この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無 有 ・ 無

還付請求金額の計算書 (書き方は裏面に説明してあります。)

					金額						金額		
					円						円		
純損失の金額の年分	A 純損失の金額	総所得	変動所得	下記以外 ①	Bに繰戻す前年金額	Aに繰戻す前年金額	総所得	変動所得	下記以外 ④	Eに繰戻し後の課税金額	Fに課税される金額	⑮	
			被災純損失 ①'	被災純損失 ④'				山林所得 ⑮'					
			その他	下記以外 ②				その他	下記以外 ⑤				退職所得 ⑰
		山所得	山林所得	下記以外 ③	Cに課税される金額	Dに課税される金額	Eに課税される金額	Fに課税される金額	山林所得 ⑧	山林所得 ⑮'	Gに課税される金額	Hに課税される金額	⑯
			退職所得	被災純損失 ②'					被災純損失 ⑤'	退職所得 ⑱			
			計 <small>(100円未満の端数は切り捨ててください。)</small>	被災純損失 ③'					被災純損失 ⑥'	計 <small>(100円未満の端数は切り捨ててください。)</small>			
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算額	前年分の税額	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 ⑭				純損失の金額の繰戻しによる還付金額 <small>(「⑮-⑲」と⑳のいずれか少ない方の金額)</small>	⑳					㉑	
		源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 ⑭											

千円未満の端数は切り捨ててください。

税務署長
署名押印
(電話番号)

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	貯金口座の記号番号
	預金 口座番号	(郵便局等の窓口受取りを希望する場合) 郵便局

税務署整理欄	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	一連番号
	年 月 日			
	番号確認	身元確認	確認書類	
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()		

書 き 方

1 この請求書は、震災特例法第6条((被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等))の規定の適用を受ける方が、純損失の繰戻しによる還付の請求をする場合に提出するものです。

2 この請求書の各欄は、次のように書いてください。

(1) 「**年分の純損失の金額**」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「**年分の純損失の金額**」欄

空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。

ロ 「**A 純損失の金額**」①～③欄の各欄

純損失の金額の内訳を書きます。

ハ 「**B Aのうち前年分に繰り戻す金額**」④～⑥欄の各欄

「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

(2) 「**前年分の税額**」⑦～⑯欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「**C 課税される所得金額**」⑦～⑨欄及び「**D Cに対する税額**」⑩～⑬欄の各欄

純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

ロ 「**源泉徴収税額を差し引く前の所得税額**」⑭欄

純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

(3) 「**繰戻し額控除後の税額**」⑰～⑲欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「**E 繰戻し後の課税される所得金額**」⑰～⑲欄の各欄

「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥'を差し引いた金額を書きます。

「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」に、被災純損失金額(④'、⑤'、⑥')と被災純損失以外の純損失の金額(以下「被災純損失以外の金額」といいます。)(④、⑤、⑥)がある場合において、課税総所得金額等からこれらの金額を控除するときは、まず、被災純損失以外の金額から控除し、次に被災純損失金額を控除します。

ロ **被災純損失以外の金額の計算**

(イ) 総所得金額の計算上生じた被災純損失以外の金額を繰り戻す場合には、まず、その金額を課税総所得金額(⑦)から控除します。この場合、総所得金額の計算上生じた被災純損失以外の金額に、変動所得の損失の金額(④)とその他の損失の金額(⑤)がある場合には、まず、その他の損失の金額(⑤)を控除し、次に変動所得の損失の金額(④)を控除します。

(ロ) 山林所得金額の計算上生じた被災純損失以外の金額を繰り戻す場合には、まず、課税山林所得金額(⑧)から控除します。

(ハ) (イ)の控除後、控除しきれない損失の部分は、課税山林所得金額(⑧)、課税退職所得金額(⑨)の順に控除します。

(ニ) (ロ)の控除後、控除しきれない損失の部分は、課税総所得金額(⑦)、課税退職所得金額(⑨)の順に控除します。

ハ **被災純損失金額の計算**

ロの計算をしてもなお控除しきれない損失の金額がある場合には、以下の順に控除します。

(イ) 総所得金額の計算上生じた被災純損失金額を繰り戻す場合には、まず、その金額を課税総所得金額(⑦)から控除します。この場合、総所得金額の計算上生じた被災純損失金額に、変動所得の損失の金額(④')とその他の損失の金額(⑤')がある場合には、まず、その他の損失の金額(⑤')を控除し、次に変動所得の損失の金額(④')を控除します。

(ロ) 山林所得金額の計算上生じた被災純損失金額(⑥')を繰り戻す場合には、まず、課税山林所得金額(⑧)から控除します。

(ハ) (イ)の控除後、控除しきれない損失の部分は、課税山林所得金額(⑧)、課税退職所得金額(⑨)の順に控除します。

(ニ) (ロ)の控除後、控除しきれない損失の部分は、課税総所得金額(⑦)、課税退職所得金額(⑨)の順に控除します。

ニ 「**F Eに対する税額**」⑳～㉑欄の各欄

「⑰」～「⑲」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。

※ 請求書を提出する際には、①個人番号(マイナンバー)の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

※ この請求書に記入した金額は、翌年以降の確定申告の際にも必要となりますので、大切に保管してください。

なお、請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。



純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

住所 <small>(又は事業所・事務所・居所など)</small>	(〒 -)	職業	
フリガナ氏名		電話番号	
個人番号	;	:	:

税務署長 _____
年 月 日提出

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還付請求金額 <small>(下の還付請求金額の計算書の⑳の金額)</small>	円
---	---

純損失の金額の生じた年分	年分	還付の請求が、事業の廃止、相当期間の休止、事業の全部又は重要部分の譲渡、相続によるものである場合は右の欄に記入してください。	請求の事由 (該当する文字を○で囲んでください。) 事業の { 廃止 休止 譲渡 相 続 }	左の事実の生じた年月日 休 止 期 間 . . .	この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無 有・無
純損失の金額を繰り戻す年分 <small>(純損失の金額の生じた年の前年分を書きます。)</small>	年分				

還付請求金額の計算書 ()

○申告書と一緒に提出してください。
(電話番号) 署名押印 税理士

金額			金額			
円			円			
純損失の金額 年分の金額	A 純損失の金額	総所得	①	B Aに繰り戻す前年金額	総所得	④
		変動所得	②		変動所得	⑤
		その他	③		その他	⑥
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 課税される金額	総所得	⑦	繰戻し後の課税額	総所得	⑮
		山林所得	⑧		山林所得	⑯
		退職所得	⑨		退職所得	⑰
	D Cに対する税額	⑦に対する税額	⑩	E に対する税額	⑮に対する税額	⑱
		⑧に対する税額	⑪		⑯に対する税額	⑲
		⑨に対する税額	⑫		⑰に対する税額	⑳
	計 <small>(100円未満の端数は切り捨ててください。)</small>	⑬		計 <small>(100円未満の端数は切り捨ててください。)</small>	㉑	
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	⑭		純損失の金額の繰戻しによる還付金額 <small>(「⑬-⑳」)と⑱のいずれか少ない方の金額)</small>	㉒	

千円未満の端数は切り捨ててください。

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号	貯金口座の _____ 記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)

税務署整理欄	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	一連番号
	年 月 日		0	
	番号確認	身元確認	確認書類	
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード/運転免許証		
		その他 ()		

書 き 方

1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。

2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。

3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。

(1) 「年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「年分の純損失の金額」欄

空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。

ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄

純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。

ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥欄の各欄

「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

(2) 「前年分の税額」⑦～⑭欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄

純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額（分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額）及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄

純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額（※）を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

※ 分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。

また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額になります。

なお、税額控除額のうち、外国税額控除額が含まれている場合は、外国税額控除及び源泉徴収税額を差し引く前の所得税額から所得税に係る外国税額控除額を差し引いた金額になります。

(3) 「繰戻し額控除後の税額」⑮～⑳欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑮～⑰欄の各欄

「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。

なお、その差し引き方については、一定の順序がありますから、詳しくは税務署にお尋ねください。

ロ 「F Eに対する税額」⑱～㉑欄の各欄

「⑮」～「⑰」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから、税務署にお尋ねください。

(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、書いてください。

なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

（注）ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

※ 請求書を提出する際には、①個人番号（マイナンバー）の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

(平成 年分)

氏名

提出用

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは『変動所得・臨時所得の説明書』を参照してください。）。

申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑳(申告書第三表(分離課税用)は㉑)までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

1 変動所得・臨時所得の金額

変種目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (①-②-③)
動	円	円	円	円
所	本年分の変動所得の合計額			①
得	①のうち雑所得に係る金額			②

臨種目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (①-②-③)
時	円	円	円	円
所	本年分の臨時所得の合計額			③
得	③のうち雑所得に係る金額			④

- 1 変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などと書きます。
- 2 臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などと書きます。

2 平均課税の税額の計算等

変平均所得の算	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	円
		前年分の変動所得の金額	⑥	
		変動所得の平均額 (①-(⑤+⑥)× $\frac{1}{2}$)	⑦	
	(2) (1)以外の場合	本年分の変動所得の金額 (上の①の金額)	⑦	
		平均課税対象金額 (③+⑦)	⑧	
		課税される所得金額	⑨	
調整所得金額の特別計算	(1) ⑨の金額が⑧の金額を超える場合	調整所得金額 (⑨-(⑧× $\frac{4}{5}$))	⑩	(1,000円未満の端数切捨て)
		特別所得金額 (⑨-⑩)	⑪	
	(2) (1)以外の場合	調整所得金額 (⑨× $\frac{1}{5}$)	⑩	(1,000円未満の端数切捨て)
		特別所得金額 (⑨-⑩)	⑪	
税額の計算		調整所得金額⑩に対する税額	⑫	
		平均税率	⑬	%
		特別所得金額⑪に対する税額 (⑪×⑬)	⑭	円
		税額の計 (⑫+⑭)	⑮	

○ 次の該当する欄を書いてください。

変動・臨時所得金額	(1) ④に金額のある場合 (上の④の金額)	⑯	円
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合 (上の③の金額)	⑯	
	(3) (1),(2)に該当しない方で②に金額のある場合 (上の②の金額)	⑯	
	(4) (1),(2),(3)以外の場合…申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑥は書きません。		

前々年分又は前年分の申告で平均課税の適用を受けたかどうかにかかわらず、各年分の変動所得の金額を書いてください。

(⑤+⑥)× $\frac{1}{2}$ の金額が赤字の場合には、①の金額を転記してください。
なお、(⑤+⑥)× $\frac{1}{2}$ の金額が①の金額を超える場合は、この算式を使用せずに、⑦の欄を空欄のままとし、⑧の欄に③の金額をそのまま転記してください。

申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑥に転記してください。

申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑳(申告書第三表(分離課税用)は㉑)の金額を転記してください。

確定申告の手引きの税金の計算の課税される所得金額に対する税額で求めた税額を書いてください。

$\frac{⑫}{⑩} \times 100$ (小数点以下切捨て) を書いてください。

申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉑(申告書第三表(分離課税用)は㉒)に転記してください。

申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑥に転記してください。
また、上の①の金額が0円の方は、その「区分」欄に「3」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。

申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑥に転記してください。
また、上の②の金額が0円の方は、その「区分」欄に「2」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。

申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑥に転記し、その「区分」欄には「1」を書いてください。

○ この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

（平成 年分）

氏 名 _____

提出用

この計算書は、農業を営む方が、次の①及び②の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ① 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
- ② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛

（注）1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

2 免税対象飼育牛とは、上の①及び②の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑳までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

		④ 収入金額	⑤ 必要経費	⑥ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (④-⑤-⑥)
		円	円	円	円
農業所得	①				
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	②	内			
① - ②	③				

1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）。

2 ②欄には、上の①及び②の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「④収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。

3 ③欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額(②欄の「所得金額」欄の金額)については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	④	円	← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉗の金額を書いてください。
配当控除	⑤		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉘の金額を書いてください。
投資税額等控除	⑥		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉙の金額を書いてください。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑦		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉚の金額を書いてください。
政党等寄附金等特別控除	⑧		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉛～㉜の金額を書いてください。
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除	⑨		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉝～㉞の金額を書いてください。
差引所得税額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)	⑩	(赤字のときは0)	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑪		← 「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に内書きした収入金額を書いてください。
⑪ × 5 %	⑫		
⑩ + ⑫	⑬		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓に転記してください。なお、外国税額控除を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉓の金額の頭部に「㉔」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

所得の内訳書 (書き方については、控用の内訳書の裏面を読んでください。)

住所 _____

氏名 _____

(平成 年分)

提出用

所得の種類	種 目	所得の生ずる場所 又は給与などの支払者の 住所・所在地、氏名・名称、電話番号	所得の基 となる資産の 数 量	収入金額 (源泉徴収額を 差し引いた金額)	源泉徴収税額	支払確定年月 又は支払を受けた年月
				円内	円	年 月
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				

国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類はこの裏面又は添付書類台紙に貼ってください。

添付書類
(国民年金保険料の支払証明書など)

書 き 方

○ この所得の内訳書は、例えば、多くの支払先から、利子、配当、給与、報酬、料金、原稿料、印税などの支払を受けていたり、貸家や貸地などを数多く持っているなど、同じ種類の所得が多くあるため、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に書ききれない場合に、申告書の付属書として使用するために用意したものです。

原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払を受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。

(1) 「所得の種類」欄……この用紙に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、営業等、不動産、利子、配当、給与、雑などを書いてください。また、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を○で囲んでください。なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないように揃えて書いてください。

※ 特定口座に受け入れられた利子及び配当については、所得の種類を区分せず、まとめて「利子・配当」と記載しても差し支えありません。

(2) 「種目」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。

(所得の種類)	(種目)
営業等	……原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など
不動産	……地代、家賃、貸間代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など
利子	……公社債の利子など
配当	……株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など
給与	……給料、俸給、賞与、歳費など
雑	……国民年金、厚生年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金の利子（貸金業者のものを除く。）など

(3) 「所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号」欄……所得の基因となる資産の所在地や給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号などを、次のように書いてください。

(所得の種類)	(所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号)
営業等	……診療報酬の支払をした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など
不動産	……貸地、貸家などの所在地など
利子	……利子などの支払者の所在地、名称、電話番号など
配当	……株式などを発行している会社の所在地、名称、電話番号など
給与	……給料などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号など
雑	……原稿料や印税などを支払った出版社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など

なお、支払者から交付を受けた支払調書の写しや支払の通知書、源泉徴収票を申告書に添付する場合には、これらに記載されている支払者の住所・所在地などは書き入れる必要はありません。

(4) 「所得の基因となる資産の数量」欄……不動産所得、利子所得、配当所得についてだけ書いてください。書き方は、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利子所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄（新旧に区分してください。）ごとの株式数などを書いてください。

(5) 「源泉徴収税額」欄……配当、給与、原稿料などの所得について、その支払を受ける際に源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を書いてください。

※ まだ配当、給与などの支払を受けていない場合で、その未払となっている所得についての所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額があるときは、その金額を「源泉徴収税額」欄に内書きしてください。

(6) 「支払確定年月又は支払を受けた年月」欄……無記名株式等の配当などについては、支払を受けた年月を書き、記名株式等の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払を受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬で同じ支払者から支払を受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。

給与所得者の特定支出に関する明細書
(平成28年分以降用)

住所 _____

氏名 _____

一
面

(平成 令和 年分)

1 特定支出の金額

通勤費 【区分1】	通勤の経路・方法			④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-B)	
	通勤の経路・方法については二面の所定の欄に書いてください。			円	円	① 円	
転居費 【区分2】 (転任に伴うもの)	転任前	勤務地	住所 (又は居所)	④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-B)	
	転任後	勤務地	住所 (又は居所)				
(再転任をした場合など書ききれないときはこの欄に書いてください。)				円	円	② 円	
研修費 【区分4】	研修の内容			④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-B)	
				円	円	イ 円	
						ロ 円	
	(職務の内容)				計 (イ+ロ)	③ 円	
資格取得費 【区分8】 (するのための費用) (人の資格を取得)	資格の内容			④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-B)	
				円	円	ハ 円	
						ニ 円	
	(職務の内容)				計 (ハ+ニ)	④ 円	
帰宅旅費 【区分16】 (単身赴任に伴うもの)	勤務地 (又は居所)	配偶者等の居住する場所		④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-B)	
	(勤務地や配偶者等の居住する場所が変わった場合など書ききれないときは、この欄に書いてください。)						
				円	円	⑤ 円	
勤務必要経費	図書費 【区分32】	図書名及び内容		④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-B)	
				円	円	ホ 円	
						ヘ 円	
		(職務の内容)			計 (ホ+ヘ)	⑥ 円	
勤務必要経費	衣服費 【区分64】	衣服の種類		④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-B)	
				円	円	ト 円	
						チ 円	
		(職務の内容)			計 (ト+チ)	⑦ 円	
勤務必要経費	交際費等 【区分128】	接待等について		④支出金額	⑤補填される金額のうち非課税部分等	⑥差引金額 (A-B)	
		内容	相手方の氏名・名称				相手方との関係
		(職務の内容)					
				円	円	リ 円	
						ヌ 円	
					計 (リ+ヌ)	⑧ 円	
小計 (⑥+⑦+⑧)						⑨ (最高65万円)	
特定支出の合計額 (①+②+③+④+⑤+⑨)						⑩	
適用を受ける特定支出の区分の合計 (適用を受ける特定支出の各区分の【番号】を合計します。)						⑪	

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(注)「⑤補填される金額のうち非課税部分等」とは、特定支出について、給与等の支払者により補填される部分のうち非課税部分及び雇用保険法に基づく教育訓練給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子家庭自立支援教育訓練給付金、同法に基づく父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分をいいます。

2 特定支出控除適用後の給与所得金額

給与等の収入金額の合計額	⑫	円
特定支出控除適用前の給与所得金額	⑬	
給与所得控除額 (⑫-⑬)	⑭	
⑭ × 1/2	⑮	
特定支出控除の金額 (⑩-⑮)	⑯	(赤字の場合は0)
特定支出控除適用後の給与所得金額 (⑫-⑮-⑯)	⑰	

← 申告書第一表の「収入金額等」欄の給与の金額を書いてください。

← 確定申告の手引きで計算した所得金額を書いてください。

← (注) ⑯欄が赤字の場合は特定支出控除の適用はありません。

→ 申告書第一表の「所得金額」欄の給与に転記してください。

- 上記⑩の金額を申告書第二表の「特例適用条文等」欄に書きます。記載例：特例適用条文等 所法57の2 XXX,XXX 円
- 上記⑪の数字を申告書第一表の「所得金額」欄の給与の「区分」欄に書きます。
- 給与所得者の特定支出控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

◎ 通勤の経路及び方法

- 年の中で通勤の経路及び方法が変わったときは、変更後の経路及び方法も書いてください。

書ききれないときは適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。

(参考事項)

- 一面の「適用を受ける特定支出の区分の合計」⑩欄は、例えば、次のように書いてください。
- ・通勤費のみについて適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・通勤費の区分「1」
 - ・研修費と資格取得費（人の資格を取得するための費用）について適用を受ける場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・研修費の区分「4」と資格取得費(人の資格を取得するための費用)の区分「8」を合計した「12」
 - ・転居費（転任に伴うもの）と帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）と図書費について適用を受ける場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・転居費（転任に伴うもの）の区分「2」と帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）の区分「16」
 と図書費の区分「32」を合計した「50」
- 適用を受ける特定支出の区分（通勤費、転居費（転任に伴うもの）、研修費、資格取得費（人の資格を取得するための費用）、帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）、勤務必要経費の別（勤務必要経費については、図書費、衣服費、交際費等に区分します。))ごとに、それぞれの支出の内訳を三面及び四面に書いてください。
- 三面及び四面に書ききれないときは、適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。
- 三面及び四面に書いた④、⑤及び⑥の各欄の金額を特定支出の区分ごとに（研修費・資格取得費（人の資格を取得するための費用）については研修の内容及び資格の内容が異なるごとに、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）については図書の内容、衣服の種類及び接待等の内容が異なるごとに）合計し、それぞれの合計額を一面の④、⑤及び⑥の各欄にそれぞれ転記してください。ただし、通勤費については、三面及び四面の通勤費の⑥欄の合計額が1月当たりの定期券等の額の合計額を超える場合には、一面の⑥欄にはその定期券等の額の合計額を書き、その金額の頭部に⑦と表示してください。

損益の通算の計算書 (書き方については、控用の計算書の裏面を読んでもください。)

(平成 年分)

氏名

提出用

この計算書は、申告書Bや申告書第三表（分離課税用）を使用して申告する方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く（以下「損益の通算」といいます。）際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します（申告書第四表（損失申告用）を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。）。

1 経常所得の損益の通算

A	経常所得	①	円
---	------	---	---

・ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦の金額の合計額を書きます（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

2 譲渡・一時所得の損益の通算

所得の種類			① 差引金額	② 通算後		③ 特別控除額	④ 譲渡・一時所得の通算後	
B	譲渡	短期	円	通	算	円	譲渡・一時所得の通算	円
		長期	△					
		分離(特定損失額)	①					
	合計	②						
一時	③	④						

- 「①差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。
「①差引金額」の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額（以下「特定損失額」といいます。）について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます（詳しくは、税務署にお尋ねください）。
※ 譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。
- 「一時」の②は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは0）を書きます。
- 「譲渡」の「③特別控除額」の③及び④は、次により書いてください。
i 「②通算後」の③と④の合計額が50万円までの場合……それぞれ③と④の金額（赤字のときは0）を書きます。
ii 「②通算後」の③と④の合計額が50万円を超える場合……③・④の順に、それぞれ③と④の金額を書きます。
ただし、③と④の合計額は50万円が限度となります。
- 「一時」の「③特別控除額」の④には、「一時」の②が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

3 損益の通算

所得の種類			① 通算前	② 第1次通算後	③ 第2次通算後	④ 第3次通算後	⑤ 所得金額
B	譲渡	短期	円	第1次	第2次	第3次	円
		長期	△				
		分離(特定損失額)	①				
	合計	②					
一時	③	④					
所得金額の合計額（①から④までの合計額）							⑤

- 「①通算前」の①、③から④は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記します。
- 「山林」の⑤及び「退職」の⑥は、山林所得及び退職所得（赤字のときは0）を書きます（山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

○ 申告書への転記については、控用の裏面を読んでもください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

損益の通算の計算書の書き方

1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄

(1) 「㉔通算後」の「譲渡」の各欄

「㉔差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「㉔差引金額」の金額をそのまま転記します。）。

・ 「㉔差引金額」が赤字と黒字の場合…「㉔差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。

(2) 「㉕譲渡・一時所得の通算後」の各欄

「㉕通算後（※）」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。

※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「㉕通算後」の金額から「㉖特別控除額」を差し引いた金額になります。

ii i 以外の場合

⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉑に、⑫の金額を「収入金額等」欄の㉒に、⑫と⑭の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。

ハ 「収入金額等」欄の㉑及び「所得金額」欄の⑧

⑩の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉑に、⑪と⑫と⑭の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。

(2) 申告書第三表（分離課税用）

・ 「所得金額」欄の㉓及び㉔

⑮の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㉓に、⑯の金額を「所得金額」欄の㉔にそれぞれ転記します。

2 「3 損益の通算」の各欄

(1) 「㉗第1次通算後」の各欄

イ 「㉗通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「㉗通算前」の金額をそのまま転記します。

ロ 「㉗通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。

ハ 「㉗通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。

(2) 「㉘第2次通算後」の各欄

イ 「㉘第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「㉘第1次通算後」の金額をそのまま転記します。

ロ 「㉘第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。

ハ 「㉘第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。

(3) 「㉙第3次通算後」の各欄

イ 「㉙第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。

ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「㉙第2次通算後」の金額をそのまま転記します。

(4) 「㉚所得金額」の各欄

イ 「㉚第3次通算後」の⑨と⑩の金額の合計額が黒字の場合…「㉚所得金額」の⑭には、⑨と⑩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「㉚第3次通算後」の金額を転記します。

ロ イ以外の場合…「㉚所得金額」に「㉚第3次通算後」の金額を転記します。

3 申告書への転記

(1) 申告書B第一表

イ 「所得金額」欄の①から⑦

申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用』参照）。

ロ 「収入金額等」欄の㉑、㉒及び「所得金額」欄の⑧

i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合

③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉑に、⑤の金額を「収入金額等」欄の㉒に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。

株 式 の 異 動 明 細 書

整理番号	
------	--

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)	職 業	関与税理士名 (電 話)	()

(令和 年分) 【銘柄：】

① 異動年月日 (異動事由)	② 相手方の氏名・名称、 住所・所在地 (相手方との関係)	③ 異動した株数	④ 取得 又 は 譲渡の単価	⑤ 金 額 (③×④)	⑥ 異 動 後 の 株式の総数	⑦ 特定残株数	⑧ 1株当たり の 取 得 費
		株	円	円	株	株	円
．． ()	()						
．． ()	()						
．． ()	()						
．． ()	()						
．． ()	()						
．． ()	()						
．． ()	()						
．． ()	()						
．． ()	()						
．． ()	()						
．． ()	()						
．． ()	()						
．． ()	()						

(その他参考となるべき事項)

(令和元年分以降用)

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例）、同条第7項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 1 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。

払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続
株式の分割・・・・・・・・・・分割
株式無償割当て・・・・・・・・・・無償割当
譲渡・・・・・・・・・・譲渡
贈与・・・・・・・・・・贈与
株式の併合・・・・・・・・・・併合
特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算
特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・・・破産

- 2 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。

- 3 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。

（注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。

- 4 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。

イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の数
なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。

- 5 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{\{ (\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費}) \}}{(\text{前回譲渡時の株式の総数})} + \frac{((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の合計})}{((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の合計})}$$

※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。

なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面を参照してください。)

この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告する場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、『先物取引に係る雑所得等の説明書』を参照してください。

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → 事業所得用
譲渡所得用
雑所得用

(平成 令和 年分)

氏名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

		①	②	③	合計 (①から③までの計)	
取引の内容	種類				/	
	決済年月日	・ ・	・ ・	・ ・		
	数量	枚	枚	枚		
	決済の方法					
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額 ①	円	円	円	円	
	譲渡による収入金額(※) ②					
	その他の収入 ③					
	計(①+③)又は(②+③) ④					
必要経費等	手数料等 ⑤					
	②に係る取得費 ⑥					
	その他の経費	⑦				
		⑧				
		⑨				
	小計(⑦から⑨までの計) ⑩					
計(⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩) ⑪						
所得金額(④-⑪) ⑫						

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の①(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの①収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの⑦)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの⑦)に「0」と書いてください。

- (※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。
- ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。
 - ①から③の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。
 - ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、④本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『平成・令和____年分の所得税及び復興特別所得税の____申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)』又は『平成・令和____年分の所得税及び復興特別所得税の____申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)(東日本大震災の被災者の方用)』も併せて作成してください。

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」の記載例

平成〇〇年分
 いずれか当てはまるものを○で開んでください。
 事業所得用
 譲渡所得用
 雑所得用
 氏名 ○ ○ ○ ○

		④	⑤	⑥	合計 (④から⑥までの計)
取引の内容	種類	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	/
	決済年月日	XX・XX・XX	00・00・00	△△・△△・△△	
	数量	枚 40	枚 10	枚 30	
	決済の方法	仕切	仕切	仕切	
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額 ①	円 2,620,000	円 △ 300,000	円 90,000	円 2,410,000
	譲渡による収入金額(*) ②				
	その他の収入 ③				
	計 (①+③)又は(②+③) ④	2,620,000	△ 300,000	90,000	2,410,000
必要経費等	手数料等 ⑤	166,000	83,000	240,000	489,000
	②に係る取得費 ⑥				
	消費税等 ⑦	13,280	6,640	19,200	39,120
	⑧				
	⑨				
	小計 (⑦から⑨までの計) ⑩	13,280	6,640	19,200	39,120
計 (⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩) ⑪	179,280	89,640	259,200	528,120	
所得金額 (④-⑪) ⑫	2,440,720	△ 389,640	△ 169,200	1,881,880	

(※) カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。
 ◎ ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。
 ◎ ④から⑥の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。
 ◎ ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、④本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『平成・令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)』又は『平成・令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)(東日本大震災の被災者の方用)』も併せて作成してください。

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の①(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFのA収入金額)に転記してください。
 黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑧(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑧)に「0」と書いてください。

- ◎ 事業所得用又は雑所得用としてこの明細書を作成する場合は次によります。
- ④から⑥の各欄は、差金等決済ごとに記載してください。
 - 「種類」欄には、先物取引の内容に応じて、次のように記載してください。
 - 商品先物取引等
差金等決済を行った商品取引所及び商品名について、東穀とうもろこし、東京金、中部大阪ガソリン、NYMEX原油のように記載してください。
 - 金融商品先物取引等
差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、東証TOPIX、東証銀行業、東証中国OP-c、大証日経300OP-p、大証ダウ、為替証拠金米ドル/円、円3か月金利、円3か月金利OP、CME日経225先物(円建て)のように記載してください。
 - カバードワラントの取得
カバードワラントの差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、大証日経平均株価、大証TOPIX、大証ハンセン指数OP、大証米ドルのように記載してください。
 - 「決済年月日」欄には、先物取引の差金等決済をした年月日を記載してください。
 - 「数量」欄には、差金等決済をした先物取引の数量を記載してください。
 - 「決済の方法」欄には、先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載してください。
 - 「差金等決済に係る利益又は損失の額」①欄には、先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載してください。なお、損失が生じた場合には、赤書き(△印)してください。
 - 「手数料等」⑤欄には、手数料等の額を記載してください。
- (注) 事業所得・雑所得用としてこの明細書を作成する場合には、②欄及び⑥欄への記載は必要ありません。
- ◎ カバードワラントの譲渡所得用としてこの明細書を作成する場合は、上記の事業所得又は雑所得用の記載方法に準じて記載するほか、次によります。
- 「譲渡による収入金額」②欄には、カバードワラントの譲渡による収入金額を記載してください。
 - 「手数料等」⑤欄には、その譲渡のための手数料等の額を記載してください。
 - 「②に係る取得費」⑥欄には、その譲渡に係る購入価額、その購入のための手数料等の額を記載してください。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 _____

氏 名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ㉗	円 ㉘	円 ㉙

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			㉚	㉛

医療費の合計	A	(㉗+㉚) 円	B	(㉘+㉛) 円
--------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計) 円	A	← [申告書第二表の「所得から差し引かれる金額」に関する事項]の医療費控除欄に転記します。]
保険金などで補てんされる金額	B	
差引金額 (A - B)	C	← [申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。] (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額 (特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉜の金額を転記します。
所得金額の合計額	D	
D × 0.05 (赤字のときは0円)	E	
E と10万円のいずれか少ない方の金額	F	
医療費控除額 (C - F) (最高200万円、赤字のときは0円)	G	← [申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。]

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※令和元年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

(1) 「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2) 「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3) 「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「1 医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。)

(1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4) 「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5) 「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
○△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限り)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	円

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」（添付）
- 医療費通知（原本）【1 医療費通知に関する事項】に記入したものに限り。 (添付)
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

◎ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

◎ 指定運動療法施設の利用料金

運動療法実施証明書

◎ ストマ用装具の購入費用

ストマ用装具使用証明書

◎ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】(次 葉)

氏名 _____

「2 医療費(上記1以外)の明細」欄に記入しきれない場合に、この次葉に記入します。

2 医療費(上記1以外)の明細(つづき)

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
小		計		

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※令和元年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、租税特別措置法第41条の17の2（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例）の適用を受ける場合に使用します。**この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。**健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類（※）を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※下記の「添付又は提示が必要な書類」をご確認ください。

(2) 「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

(1) 「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。
領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

(2) 「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。
複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

(3) 「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。
複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

(4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

領収書の表示例

国 税 薬 局

虎ノ門店 TEL: 03-*****
東京都千代田区霞が関*****

■ 領収書 ■

XXXX年4月1日(土) 12:00

★ゼイムEX	¥1,273
スツウヤク60	¥760
ハンドソープ	¥298
★カクテイ胃腸薬MN	¥691

小計 4点	¥3,222
合 計	¥3,222
内消費税	¥238
お預り	¥4,000
お 釣 り	¥778

★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

記入例

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税薬局	ゼイムEX、カクテイ胃腸薬MN	2,164 円	円
□□ドラッグストア	〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇	13,753	
//	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

添付又は提示が必要な書類

● この「セルフメディケーション税制の明細書」（添付）

● 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限り、例えば次の書類です。

- インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証
- 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- 職場で受けた定期健康診断の結果通知表（「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。）
- 特定健康診査の領収書又は結果通知表（「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。）
- 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表（「勤務先(会社等)名称」又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。）

※ 取組を行ったことを明らかにする書類のうち、結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切り取りなどをして写しで差し支えありません。
※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

取組を行ったことを明らかにする書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

氏 名 _____

「2 特定一般用医薬品等購入費の明細」欄に記入しきれない場合に、この次葉に記入します。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細(つづき)

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
		円	円
小	計		

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書

(この計算書は、確定申告をする配当所得(申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。)のうちに、特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある方が使用します。)

(平成 令和 年分)

氏 名 _____

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

1 配当所得の区分

課 税 総 所 得 金 額		①	円
配 当 所 得 の 金 額		②	
②の の 対 象 と な る 配 当 の 控 除 の	剰 余 金 の 配 当 等 に 係 る 配 当 所 得 の 金 額	③	
	特定証券投資信託 の収益の分配に係る	④	
	外貨建等証券投資信託 以外に係る金額	⑤	

← 課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額を書いてください。

← 配当所得の金額を書いてください。申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。

← 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

← 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

← 特定証券投資信託のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

2 配当控除額の計算

③ に 係 る 控 除 額 の 計 算	(①-④-⑤-1千万円)	⑥	(赤字のときは0) 円
	(③ - ⑥)	⑦	(赤字のときは0)
	(⑦ × 10%)	⑧	
	((③-⑦) × 5%)	⑨	
④ に 係 る 控 除 額 の 計 算	(①-⑤-1千万円)	⑩	(赤字のときは0)
	(④ - ⑩)	⑪	(赤字のときは0)
	(⑪ × 5%)	⑫	
	((④-⑪) × 2.5%)	⑬	
⑤ に 係 る 控 除 額 の 計 算	(① - 1千万円)	⑭	(赤字のときは0)
	(⑤ - ⑭)	⑮	(赤字のときは0)
	(⑮ × 2.5%)	⑯	
	((⑤-⑮) × 1.25%)	⑰	
配 当 控 除 額 (⑧+⑨+⑫+⑬+⑯+⑰)		⑱	

← ③欄に金額がある場合のみ書いてください。

← ④欄に金額がある場合のみ書いてください。

← ⑤欄に金額がある場合のみ書いてください。

← 申告書第一表の「税金の計算」欄の配当控除に転記してください。

特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ

居住者が、確定申告をする配当所得（申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。）のうち特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を有する場合には、その者のその年分の所得税額から、次の2により計算した金額を控除することができます。

なお、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。

1 (1) 特定証券投資信託

特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、**特定外貨建等証券投資信託**以外のものをいいます。

(2) 特定外貨建等証券投資信託

特定外貨建等証券投資信託とは、外貨建等証券投資信託（注1）のうち、外貨建資産割合（注2）及び非株式割合（注3）のいずれもが100分の75以下に定められている以外のものをいい、この収益の分配に係る配当所得については**配当控除を受けることはできません。**

なお、外貨建資産割合又は非株式割合が「制限なし」や「約款規定なし」等の場合は特定外貨建等証券投資信託に該当するため、配当控除を受けることはできません。

(注)1 外貨建等証券投資信託とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、証券、その他の資産（以下「外貨建資産」といいます。）又は株式（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口を除きます。以下同じです。）以外の資産に運用する証券投資信託で、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の50以下に定められている以外のものをいいます。

2 外貨建資産割合とは、証券投資信託の外貨建資産の額がその信託財産の総額のうち占める割合をいいます。

3 非株式割合とは、証券投資信託の株式以外の資産の額がその信託財産の総額のうち占める割合をいいます。

		非株式割合		
		50%以下	50%超 ~75%以下	75%超【注】
外 貨 建 資 産 割 合	50%以下	裏面の④	裏面の⑤	特定証券投資信託 (④+⑤)
	50%超~ 75%以下			
	75%超【注】	特定外貨建等証券投資信託(配当控除なし)		

【注】「制限なし」や「約款規定なし」等と記載されている場合も該当
※ 外貨建等証券取引信託・・・④以外の部分

2 配当控除額の計算

特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合の配当控除額は、次の(1)～(4)に掲げる場合に応じて計算します。なお、配当所得の金額とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額です。

(1) 課税総所得金額（注1）が1千万円以下の場合・・・次のイとロの合計額

- イ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」といいます。）に係る配当所得の金額 × 10%
- ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 × 5%

(2) 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を控除した金額が1千万円以下の場合・・・次のイからハの合計額

- イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額 × 10%
- ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円を控除した金額に相当する部分の金額 (A) × 2.5%
- ハ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち (A) 以外の部分の金額 × 5%

(3) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を差し引いた金額が1千万円を超える場合（(4)に該当する場合を除きます。）・・・次のイからハの合計額

- イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額に相当する部分の金額 (A) × 5%
- ロ 剰余金の配当等に係る配当所得のうち、(A) 以外の部分の金額 × 10%
- ハ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 × 2.5%

(4) 課税総所得金額から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を差し引いた金額が1千万円を超える場合・・・次のイとロの合計額

- イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額 × 5%
- ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 × 2.5%

(注)1 課税総所得金額とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。

2 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は、課税総所得金額1千万円以下の部分については5%、課税総所得金額1千万円超の部分については2.5%が、それぞれ2.5%又は1.25%となります。

なお、具体的な控除額の計算は、裏面の『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により行ってください。

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

(令和元年分)

所得用

氏名

令和元年分の必要経費算入額等に係る控除の対象	課税仕入れ等の税額等	①	円	← 二面の⑮の金額を転記します。	
	控除対象仕入税額等	②			← 二面の⑯の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等 (① - ②)	③	(赤字のときは0)		
	③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④			
	③のうち資産に係るもの以外のものの金額	⑤			← 令和元年分の必要経費に算入します。
	消費税の課税売上割合	⑥	—	円 円	
	繰延消費税の税算	繰延 ④のうち棚卸資産に係るものの合計額	⑦	円	← この割合が80% (端数処理は行いません。) 以上の場合は、④欄の金額を令和元年分の必要経費に算入します。 ◎この場合には、⑦欄～⑩欄は書かないでください。
		繰延 ④のうち特定課税仕入れに係るものの合計額	⑧		
		繰延 ④のうち一の資産に係るものの金額が20万円未満のものの合計額	⑨		
		繰延 繰延消費税額等 (④ - ⑦ - ⑧ - ⑨)	⑩		
	⑩のうち令和元年分の必要経費算入額 (⑩ × $\frac{1}{60}$ × $\frac{1}{2}$)	⑪			← これらの金額は、令和元年分の必要経費に算入します。
	令和2年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑩ - ⑪)	⑫			
平成30年に生じた繰延消費税	平成30年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	⑬		← 「 $\frac{1}{60}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑫の金額)	⑭			
	⑭のうち令和元年分の必要経費算入額 (⑭ × $\frac{1}{60}$)	⑮			
	令和2年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑭ - ⑮)	⑯			
平成29年に生じた繰延消費税	平成29年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑬の金額)	⑰		← これらの金額は、令和元年分の必要経費に算入します。	
	⑰のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑯の金額)	⑱			
	⑱のうち令和元年分の必要経費算入額 (⑱ × $\frac{1}{60}$)	⑲			
	令和2年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑱ - ⑲)	⑳			
平成28年に生じた繰延消費税	平成28年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑰の金額)	㉑		← 「 $\frac{1}{60}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑳)の金額)	㉒			
	㉒のうち令和元年分の必要経費算入額 (㉒ × $\frac{1}{60}$)	㉓			
	令和2年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉒ - ㉓)	㉔			
平成27年に生じた繰延消費税	平成27年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉑)の金額)	㉕		← これらの金額は、令和元年分の必要経費に算入します。	
	㉕のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉔)の金額)	㉖			
	㉖のうち令和元年分の必要経費算入額 (㉖ × $\frac{1}{60}$)	㉗			
	令和2年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉖ - ㉗)	㉘			
平成26年に生じた繰延消費税	平成26年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉕)の金額)	㉙		← 「 $\frac{1}{60}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	㉙のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉘)の金額)	㉚			
	㉚のうち令和元年分の必要経費算入額 (㉚ × $\frac{1}{60}$)	㉛			
	令和2年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉚ - ㉛)	㉜			
令和元年分の必要経費算入額等	⑪のうち令和元年分の必要経費算入額 (⑪と⑲のいずれか少ない方の金額)	⑳		← この金額は、令和元年分の必要経費に算入します。	
	⑳のうち令和元年分の必要経費算入額 (⑳と㉗のいずれか少ない方の金額)	㉑			
	㉑のうち令和元年分の必要経費算入額 (㉑と㉗のいずれか少ない方の金額)	㉒			
	㉒のうち令和元年分の必要経費算入額 (㉒と㉗のいずれか少ない方の金額)	㉓			

※1 ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
 分子 $\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜)} (\text{輸出取引等の金額を含みます。})}{\text{資産の譲渡等の対価の額 (税抜)} (\text{非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。})}$
 (注) 売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

※2 ⑧欄の「特定課税仕入れ」とは、消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいいます。

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。

- 1 令和元年分における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第1項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合
- 2 平成26年、平成27年、平成28年、平成29年又は平成30年に生じた所令第182条の2第3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

◎ 令和元年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率（5%）適用分		旧税率（8%）適用分		新税率（10%・標準税率）適用分		新税率（8%・軽減税率）適用分		計
	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	
課税仕入れ等の税額等	㉑ 円	㉒ (㉑×1/4) 円	㉓ 円	㉔ (㉓×1.7/6.3) 円	㉕ 円	㉖ (㉕ × 2.2/7.8) 円	㉗ 円	㉘ (㉗ × 1.76/6.24) 円	㉙ (㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘) 円
控除対象仕入税額等	㉚	㉛ (㉚×1/4)	㉜	㉝ (㉜×1.7/6.3) 円	㉞	㉟ (㉞ × 2.2/7.8) 円	㊱	㊲ (㊱ × 1.76/6.24) 円	㊳ (㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲) 円

個別評価による貸倒引当金に関する明細書

(この明細書は、個別評価による貸倒引当金の繰入れを行う場合に使用します(詳しくは、
裏面の「個別評価による貸倒引当金の繰入れをする方へ」を読んでください。)

(平成令和 年分) _____ 所得用 _____ 氏 名 _____

債 務 者	住所又は所在地 ①			
	氏名又は名称 ②			
個別評価の事由 ③		所令第144条第1項 第 号 該当	所令第144条第1項 第 号 該当	所令第144条第1項 第 号 該当
上記事由の発生時期 ④	
繰 入 限 度 額 の 基 礎 と な る 金 額	貸金等の額 ⑤	円	円	円
	⑤のうち5年以内に弁済される金額 (所令第144条第1項 第1号に該当する場合) ⑥			
	⑤のうち担保権の実行による 取立て等の見込額 ⑦			
	⑤のうち他の者の保証による 取立て等の見込額 ⑧			
	⑤のうちその他による取立て等の見込額 ⑨			
	(⑦+⑧+⑨) ⑩			
	⑤のうち実質的に 債権とみられない部分の金額 ⑪			
(⑤-⑥-⑩-⑪) ⑫				
繰 入 限 度 額	⑤の貸金等が所令第144条第1項 第1号又は第2号に該当する場合 (⑫の金額) ⑬			
	⑤の貸金等が所令第144条第1項 第3号又は第4号に該当する場合 (⑫の金額×50%) ⑭			

個別評価による繰入額 ⑮	円
--------------	---

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個別評価による貸倒引当金の繰入れをする方へ

事業所得、不動産所得又は山林所得(以下「事業所得等」といいます。)を生ずべき事業を営む方が、その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権で事業の遂行上生じたもの(以下「貸金等」といいます。)について次の1に掲げる事由による損失の見込額として、各年(事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除きます。)において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、その年の12月31日においてその一部につきその損失が見込まれる貸金等(その貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、他の貸金等を含みます。)のその損失の見込額として次の2により計算した金額の合計額に達するまでの金額は、各年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

(注)1 各年分において貸倒引当金に繰り入れた金額は、その翌年分において貸倒引当金繰戻額として収入金額に加算します。

2 個別評価による貸倒引当金の繰入れをする場合には、その事由が生じていることを証明する書類及び担保権の実行、保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額がある場合には、その金額を明らかにする書類などの保存が必要です。

1 対象となる事由

(1) 貸金等の債務者について生じた次の事由によりその弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合におけるその貸金等の額のうち、その事由が生じた年の翌年から5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額(担保権の実行その他によりその取立て又は弁済(以下「取立て等」といいます。)の見込みがあると認められる部分の金額を除きます。)があるとき(「所得税法施行令第144条第1項第1号該当」)。

- ① 更生計画認可の決定
- ② 再生計画認可の決定
- ③ 特別清算に係る協定の認可の決定
- ④ 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で、(イ)債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの、(ロ)行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が(イ)に準ずるもの

(2) 貸金等((1)に該当するものを除きます。)の債務者について、①債務超過の状態が相当期間継続しその営む事業に好転の見通しがなく、②災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたことなどの事由が生じていることにより、その貸金等の一部の金額について取立て等の見込みがないと認められるとき(「所得税法施行令第144条第1項第2号該当」)。

(3) 貸金等((1)及び(2)に該当するものを除きます。)の債務者について、次の事由が生じているとき(「所得税法施行令第144条第1項第3号該当」)。

- ① 更生手続開始の申立て
- ② 再生手続開始の申立て
- ③ 破産手続開始の申立て
- ④ 特別清算開始の申立て
- ⑤ 手形交換所(手形交換所のない地域にあっては、その地域において手形交換業務を行う銀行団を含みます。)による取引停止処分
- ⑥ 電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関(一定の要件を満たすものに限り)による取引停止処分

(4) 外国の政府、中央銀行又は地方公共団体(以下「外国の政府等」といいます。)に対する貸金等のうち、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じているとき(「所得税法施行令第144条第1項第4号該当」)。

2 繰り入れることのできる金額

- (1) 1の(1)に該当する場合……貸金等の額のうち、その事由が生じた年の翌年から5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額
- (2) 1の(2)に該当する場合……貸金等の額のうち、取立て等の見込みがないと認められる金額
- (3) 1の(3)に該当する場合……貸金等の額(その貸金等の額のうち、その債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び担保権の実行、金融機関又は保証機関による保証、債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除きます。)の100分の50に相当する金額
- (4) 1の(4)に該当する場合……貸金等の額(その貸金等の額のうち、外国の政府等から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除きます。)の100分の50に相当する金額

3 個別評価による貸倒引当金の繰入れをするための手続

個別評価による貸倒引当金の繰入れをする方は、「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」(裏面の明細書)で繰入額を計算し、青色申告決算書又は収支内訳書に繰入額を記載するとともに、明細書は申告書と一緒に提出してください。

**家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例
の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書**
(裏面の2の(3)に当てはまる方は、この計算書を使用してください。)

(平成 年分)

氏 名

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

事業所得	総収入金額	①	円
	特例適用前の必要経費の額	②	
雑所得	総収入金額 (公的年金等に係るものを 除きます。)	③	
給与所得の収入金額		④	
65万円 - ② - ④		⑤	(赤字のときは0)
65万円 - ③ - ④		⑥	(赤字のときは0)
特例適用後の必要経費の額	③がない場合	①と⑥との いずれか 少ない方の金額	⑦
	③が⑤より少ないか同額の場合		
事業所得	③が⑤より多い場合	②の金額	⑧
雑所得	③と⑤とのいずれか少ない方の金額		⑨

← 各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。

← 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額(青色申告特別控除額は含みません。)を書きます。

・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に特と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に特と書いてください。

・白色申告の場合は、収支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に特と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に特と書いてください。

確定申告の手引きの雑所得の「計算欄」の「その他の雑所得」の「必要経費」欄に転記してください。なお、申告書第一表の「所得金額」欄の雑には、確定申告の手引きの雑所得の金額を転記しますが、その際、金額の頭部に特と書いてください。

(注) 事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ

次の1に掲げる方（以下「家内労働者等」といいます。）の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の2に掲げる金額となります。

1 特例の対象となる方

特例の対象となる方は、次のいずれにも当てはまる方です。

- (1) 事業所得又は雑所得を有する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
- (2) 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額と給与所得の収入金額との合計額が65万円に満たない方

(注)1 「家内労働者」とは、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体、販売又はこれらの請負を業とする人から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含みます。）について委託を受けて、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体に従事する方であって、その業務について同居の親族以外の人を使用しないことを常態とする方をいいます。

- 2 事業所得が赤字となる方及び公的年金等の雑所得以外の雑所得が赤字となる方で公的年金等の雑所得のある方は、税務署におたずねください。

2 必要経費算入額

1に当てはまる方の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の区分に応じて次のとおりです。

- (1) 事業所得がある場合で、公的年金等の雑所得以外の雑所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……事業所得の総収入金額（各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含みます。以下同じ。）と65万円のいずれか少ない方の金額
- (2) 公的年金等の雑所得以外の雑所得がある場合で、事業所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……公的年金等の雑所得以外の雑所得の総収入金額と65万円のいずれか少ない方の金額
- (3) 事業所得と公的年金等の雑所得以外の雑所得のいずれもある場合、又は給与所得の収入金額がある場合……裏面の計算書により計算した金額

● 特例の適用を受けるための手続

- i 2の(1)に当てはまる場合は、次の場合に依りそれぞれ次によります。

イ 青色申告の場合……青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書B第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

ロ 白色申告の場合……収支内訳書の「所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書B第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

- ii 2の(2)に当てはまる場合は、2の(2)により計算した金額を確定申告の手引きの雑所得の「計算欄」の「その他の雑所得」の「必要経費回」欄に転記してください。

なお、申告書第一表の「所得金額」欄の雑には、確定申告の手引きの雑所得の金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

- iii 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

- iv 2の(3)に当てはまる場合は、裏面の計算書により必要経費の額を計算し、計算書は申告書と一緒に提出してください。

〇この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。〇住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

1 住所及び氏名

住所 郵便番号 電話番号 フリガナ 氏名

整理番号

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項 土地等に関する事項 居住開始年月日 補助金等控除前の取得対価の額

3 増改築等をした部分に係る事項

増改築等をした部分に係る事項 居住開始年月日 補助金等控除前の増改築等の費用の額

※ ③が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に⑦に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

5 家屋や土地等の取得対価の額

あなたの共有持分 (A) 家屋 (B) 土地等 (C) 合計 (D) 増改築等

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

(E) 住宅のみ (F) 土地等のみ (G) 住宅及び土地等 (H) 増改築等 新築、購入及び増改築に係る住宅借入金等の年末残高

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

(12) 高齢者等居住改修工事等の費用の額 (13) 断熱改修工事等の費用の額 (14) 特定断熱改修工事等の費用の額 (15) 特定多世帯同居改修工事等の費用の額

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。

9 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。

整理欄 登録 登記 残 確 証 認定 付 仮 A B C

一面 提出用 この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

令和01年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。		⑪		円						
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場を除きます。)	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	円
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 = ⑫				円		
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円						
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円						
		平成23年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円						
		平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円						
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.004 = ⑫	円	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	円
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.004 = ⑫	円			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑪の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	円	
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 = ⑫	6	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	円
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 = ⑫				円		
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円						
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑪ × 0.01 = ⑫	円						
		平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	円						
		平成28年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 = ⑮	円						
7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	円	8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	円	
		平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	円			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	円	
		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	円			平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 = ⑫	円	

※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。

※2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑬欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑫欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額を記載します。	⑬	円

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

二面
提出用
○二面は一面と一緒に提出してください。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1~8に留意して記載してください。
なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(附表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等をした部分に係る事項」欄

- (1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「 $\left[\begin{array}{c} \text{平成} \\ \text{令和} \end{array} \right] \square\square.\square\square.\square\square$ 」は、土地等を先行取得した場合には、その先行取得の日を書いてください。

- (2) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、㉠欄、㉡欄又は㉢欄にその金額を書いてください。

※ 補助金等とは、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。
なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、㉣欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ㉠欄又は㉡欄に転記してください。

i 「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \text{㉠欄の金額(円)}}{\text{㉠欄の金額(円)} + \text{㉡欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \text{(円)} \quad \text{(円)} \end{array} \Rightarrow \text{㉠欄へ転記}$$

ii 「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \text{㉡欄の金額(円)}}{\text{㉠欄の金額(円)} + \text{㉡欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \text{(円)} \quad \text{(円)} \end{array} \Rightarrow \text{㉡欄へ転記}$$

2 「4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を○で囲んでください。
なお、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を○で囲んでください。

3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

㉢欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれ㉣欄又は㉤欄に転記してください。

i 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \text{㉢欄の金額(円)}}{\text{㉢欄の金額(円)} + \text{㉣欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \text{(円)} \quad \text{(円)} \end{array} \Rightarrow \text{㉣欄へ転記}$$

ii 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \text{㉣欄の金額(円)}}{\text{㉢欄の金額(円)} + \text{㉣欄の金額(円)}} = \text{(円)} \\ \text{(円)} \quad \text{(円)} \end{array} \Rightarrow \text{㉤欄へ転記}$$

4 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

- (1) ㉥欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます)。

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- (2) ㉥欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、㉥の㉥欄と㉦の㉥欄の割合又は㉦の㉥欄と㉧の㉥欄の割合の差が10%以内(㉥欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合(例えば、92.5%など)により比較します)である場合には、

それぞれ⑩欄の面積は「 $\text{㉑} \times \text{㉒}$ 」又は「 $\text{㉓} \times \text{㉔}$ 」とし、 ㉕ の⑨欄は、それぞれ ㉖ の⑨欄の割合又は ㉗ の⑨欄の割合を書いても差し支えありません。

- (3) ㉘ の⑨欄の記入に当たって、 ㉙ の⑨欄と ㉚ の⑨欄の割合又は ㉛ の⑨欄と ㉜ の⑨欄の割合が同じ場合には、それぞれ ㉙ の⑨欄の割合又は ㉜ の⑨欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、 ㉘ の⑩欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$i \quad \text{㉘の⑧欄の金額(円)} \times \frac{\text{㉙の④欄又は㉚の④欄の金額(円)}}{\text{㉛の④欄の金額(円)}} \times \text{㉙の⑨欄又は㉜の⑨欄の割合(\%)} = (\text{円})$$

$$ii \quad \text{㉘の⑧欄の金額(円)} \times \frac{\text{㉙の④欄の金額(円)}}{\text{㉛の④欄の金額(円)}} \times \text{㉚の⑨欄の割合(\%)} = (\text{円})$$

- (4) ⑪欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑪欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 令和元年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成22年中	5,000万円	5,000万円		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

- ※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合
 ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑫欄から⑯欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

- ⑫欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑬欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑭欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑮欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 ⑯欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

- ※1 補助金等の交付を受けるときは補助金等の額を控除した後の金額を書きます。
 ※2 ⑫欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
 ※3 ⑬欄又は⑭欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
 ※4 ⑮欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
 ※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑯欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

6 二面への転記

一面⑱欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。

- (1) ⑫欄の金額がある場合は、二面番号5の⑱欄へ転記
 (2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、二面番号6の⑱欄へ転記
 (3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、二面番号7の⑱欄へ転記

7 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれかの算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑳欄に転記します。なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

- (1) 同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合
 「8%・10%同一年中取得」の欄に○をした上で、該当する番号を記載します。また、㉑欄には㉒欄又は㉓欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額について、㉔欄には㉕欄の④欄又は㉖欄の④欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額についてそれぞれ記載します。
 (2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
 「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉕欄に記載します。
 (3) (2)以外の重複適用を受ける場合
 「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉕欄に記載します。
 ※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

8 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
 ㉖(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例：令和元年10月13日居住開始(特別特定))を書きます。
 (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
 ㉗(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成23年4月10日居住開始)と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成31年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。

(附表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

平成
令和
年分

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④ 合計等			
取得した資産	家屋(増改築等)の家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額) ①	/			円			
	各共有者の共有持分 ②				—	—	—	
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(①×②) ③				円	円	円	
	土地等の取得対価の額 ④	/			円			
	各共有者の共有持分 ⑤				—	—	—	
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤) ⑥				円	円	円	
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(③+⑥) ⑦	/							
各共有者の自己資金負担額 ⑧							(A+B+C) 円	
各共有者の単独債務による当初借入金額 ⑨							(A+B+C)	
借入金	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑩	/						
	連帯債務による当初借入金額 ⑪							円
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑫							
	取得した資産に係る資金の状況							

- ※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これらを「計算明細書」といいます)の2の③(増改築等の場合は3の⑦)及び2の④の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
- ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
- ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧-⑨) ⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	/
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬÷⑪) ⑭	%	%	%	%
※小数点以下第2位まで書きます。				100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑫×⑭) ⑮	円	円	円	/
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩+⑮) ⑯				

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

提出用

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

令和元年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
 - ・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
 - ・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
- この明細書の書き方については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

一面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号	-
	電話番号	()
フリガナ		
氏名		

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	平成 令和	年	月	日	再居住開始年月日	平成 令和	年	月	日
再び居住の用に供した家屋の所在地									
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ()								
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	【再び居住の用に供した場合の再適用】 <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける				【再び居住の用に供した場合の適用】 <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける				

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	① 平成 令和	年 月 日	平成 令和	年 月 日
補助金等控除前の取得対価の額	㊦	円	㊧	円
交付を受ける補助金等の額	㊨		㊩	
取得対価の額 (㊦-㊨(㊧-㊩))	㊪		㊫	
総(床)面積 ※ 小数点以下第2位まで書きます。	㊬	m ²	㊭	m ²
うち居住用部分の(床)面積	㊮		㊯	

居住開始年月日	㊰ 平成 令和	年 月 日	円
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㊱		円
交付を受ける補助金等の額	㊲		
増改築等の費用の額 (㊱-㊲)	㊳		
㊱のうち居住用部分の金額	㊴		

※ ㊳が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

※該当する税率を()で囲んでください。

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㊵、㊶に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	円
--------	----	-----	--	---

5 家屋や土地等の取得対価の額

	㊷ 家屋	㊸ 土地等	㊹ 合計	㊺ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	①			
(㊵、㊶、㊳)×① ※共有でない場合は、㊵、㊶、㊳を書いてください。	②	㊫(㊫×㊸の①)	(㊷の②+㊸の②) 又は(㊸の②+㊹の②)	㊳(㊳×㊹の①)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額	③			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (②-③)	④			

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊻ 住宅のみ	㊼ 土地等のみ	㊽ 住宅及び土地等	㊾ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑤	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の⑭の割合 ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。	⑥	%	%	%
住宅借入金等の年末残高(付表)の⑮の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑦	円	円	円
④と⑦のいずれか少ない方の金額	⑧			
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	⑨	(㊮÷㊼)%	(㊯÷㊽)%	(㊴÷㊶)%
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑧×⑨)	⑩	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額(㊻の⑩+㊼の⑩+㊽の⑩+㊾の⑩) ※ ㊿の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊿」欄に転記します。	㊿			

整理欄	入力	住民	台帳番号	一連番号
-----	----	----	------	------

提出用

氏名 _____

二面

7 特定の増改築等に係る事項

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等の費用の額(※)	⑫	円
断熱改修工事等の費用の額(※)	⑬	
特定断熱改修工事等の費用の額(※)	⑭	
特定多世帯同居改修工事等の費用の額(※)	⑮	
特定耐久性向上改修工事等の費用の額(※)	⑯	
特定の増改築等工事の費用の合計額(⑫+⑭+⑮+⑯)	⑰	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑰又は⑰×一面の⑰の⑰)	⑱	
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(一面の⑰と⑱のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※三面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	⑲	

※ ⑫欄から⑯欄までの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方』の5をご覧ください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	⑳	円 00
※ 三面の⑳金額を転記します。		

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の文字に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家屋：1 増改築等：2	一面の㉑又は㉒の金額 (10%に係る部分のみ)	㉑	円
			一面の㉓の㉔又は㉓の㉕の金額 (10%に係る部分のみ)	㉒	

重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、三面の㉖金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例
	㉖	円 00

9 控除証明書の要否

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。	要しない
---	------

○ 令和元年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

提出用

三面
○ 三面
は、一面
及び二面
と一緒に提出してください。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。				⑪	円				
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場を除きます。)	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳	(最高40万円)	円	00	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	㉑	(最高20万円)	円	00		
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑪×0.01=	㉒	(最高20万円)	円	00		
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑪×0.01=	㉓	(最高30万円)	円	00		
	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成23年中に居住の用に供した場合	⑪×0.01=	㉔	(最高40万円)	円	00		
		平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.01=	㉕	(最高50万円)	円	00		
	2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑪×0.004=	㉖	(最高8万円)	円	00	
			平成19年中に居住の用に供した場合	⑪×0.004=	㉗	(最高10万円)	円	00	
	3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	㉘	(最高50万円)	円	00
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	㉙	(最高30万円)	円	00	
平成25年中に居住の用に供した場合			⑪×0.01=	㉚	(最高30万円)	円	00		
平成24年中に居住の用に供した場合			⑪×0.01=	㉛	(最高40万円)	円	00		
平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合			⑪×0.012=	㉜	(最高60万円)	円	00		
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合			平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	㉝	(最高50万円)	円	00
4	認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	㉞	(最高30万円)	円	00		
		認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	㉟	(最高50万円)	円	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	㊱	(最高30万円)	円	00		
		認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	㊲	(最高50万円)	円	

- ※1 ㉑欄の金額を二面の㉑欄に転記します。
- ※2 ㉑欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

- 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の㉑欄を記載します。
二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。
その作成した各明細書の㉑欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉑欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(㉑の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	㉑	円	00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(㉑の金額)の合計額を記載します。	㉑	円	00

※ ㉑欄の金額を二面の㉑欄に転記します。

令和元年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の書き方

○（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の作成に当たっては、次の1～8に留意して記載してください。

なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、『(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書』を併せて使用します。

1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄

所定の欄に該当する事項を書いてください。

また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。

なお、「その家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用」欄は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】の区分に応じ、該当する□にチェック（✓）します。

2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄

(1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

(2) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、㊸欄、㊹欄又は㊺欄にその金額を書いてください。

※ 補助金等とは、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、㊹欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ㊸欄又は㊹欄に転記してください。

i 「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} \\ \text{(円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{の補助金等の額} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\text{㊸欄の金額 (円)}}{\text{㊸欄の金額 (円)} + \text{㊹欄の金額 (円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊸欄へ転記}$$

ii 「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} \\ \text{(円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{の補助金等の額} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\text{㊹欄の金額 (円)}}{\text{㊸欄の金額 (円)} + \text{㊹欄の金額 (円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊹欄へ転記}$$

3 「4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を○で囲んでください。なお、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を○で囲んでください。

4 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

㊻欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれ㊼の㊻欄又は㊽の㊻欄に転記してください。

i 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例} \\ \text{の適用を受けた金額} \\ \text{(円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」に関し} \\ \text{特例の適用を受けた金額} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\text{㊼欄の金額 (円)}}{\text{㊼欄の金額 (円)} + \text{㊽欄の金額 (円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊼の㊻欄へ転記}$$

ii 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例} \quad \text{「家屋及び土地等」に関し} \quad \text{㊦欄の金額 (円)} \\ \text{の適用を受けた金額} + \text{特例の適用を受けた金額} \times \frac{\text{㊦欄の金額} + \text{㊩欄の金額}}{\text{㊦欄の金額} + \text{㊩欄の金額}} = (\quad \text{円}) \\ (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad \Rightarrow \text{㊦の㊩欄へ転記} \end{array}$$

5 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ㊥欄には、金融機関等から交付を受けた『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。）。

なお、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

(2) ㊦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、㊦の㊨欄と㊧の㊨欄の割合又は㊧の㊨欄と㊨の㊨欄の割合の差が10%以内（㊨欄が90%以上のため、100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合（例えば、92.5%など）により比較します。）である場合には、それぞれ㊨の面積は「㊨×㊦の㊨」又は「㊨×㊨の㊨」とし、㊦の㊨欄は、それぞれ㊦の㊨欄の割合又は㊨の㊨欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ㊦の㊨欄の記入に当たって、㊦の㊨欄と㊧の㊨欄の割合又は㊦の㊨欄と㊨の㊨欄の割合が同じ場合には、それぞれ㊦の㊨欄の割合又は㊨の㊨欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㊦の㊩欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$i \quad \text{㊦の㊨欄の金額 (円)} \times \frac{\text{㊦の㊨欄又は㊧の㊨欄の金額 (円)}}{\text{㊦の㊨欄の金額 (円)}} \times \frac{\text{㊦の㊨欄又は㊨の㊨欄の割合 (\%)}}{\text{㊦の㊨欄の割合 (\%)}} = (\quad \text{円})$$

$$ii \quad \text{㊦の㊨欄の金額 (円)} \times \frac{\text{㊦の㊨欄の金額 (円)}}{\text{㊦の㊨欄の金額 (円)}} \times \text{㊦の㊨欄の割合 (\%)} = (\quad \text{円})$$

(4) ㊦欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	㊦欄の最高限度額			
	三面番号1及び2	三面番号3及び4 (認定住宅の特例)	三面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	三面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から令和元年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成22年中	5,000万円	5,000万円		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合

※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

6 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

㊦欄から㊦欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

㊦欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

㊦欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

㊦欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

㊦欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

㊦欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

- ※1 補助金等の交付を受けるときは補助金等の額を控除した後の金額を書きます。
- ※2 ⑫欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※3 ⑬欄又は⑭欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※4 ⑮欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑯欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 三面への転記

一面の⑪欄の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑪」欄に転記します。

また、二面⑱欄の金額は、以下の区分に応じて三面へ転記してください。

- (1) ⑫欄の金額がある場合は、三面番号5の⑱欄へ転記
- (2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、三面番号6の⑱欄へ転記
- (3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、三面番号7の⑱欄へ転記

8 「8（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑳欄に転記します。

また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②災害により家屋を居住の用に供することができなくなった場合に適用期間の特例を受けるとき、③重複適用（二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。）を受ける場合、④震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署にお尋ねください。

9 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

⑳(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例:令和元年10月13日居住開始(特別特定))を書きます。

- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

㉑(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税額の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等又は増改築等をした家屋に係る居住開始年月日等(例:平成23年4月10日居住開始)と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例:平成31年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。

- 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。

【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

- 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、『再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ』を参照してください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

平成 令和 年分

氏 名 _____

この明細書は、本年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 寄附金の区分等

寄附金の 区分等	認定NPO法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40%		⑤	

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(認定NPO法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
	. .	円
	. .	
	. .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
平成 令和 年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	(赤字のときは0)
認定NPO法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑬	

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は⑦の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは②⑤～②⑦欄、申告書Bは①①～①③欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならない、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるといえることはできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第4項に規定するNPO法人を含みます。）をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定等の有効期間内に支出したものに限り、）をいいます。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

① （本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%

② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額

注1 上記①の算式中の「本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。

4 具体的な控除額の計算は、裏面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』

② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）

(1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

(2) その寄附金の額

(3) その寄附金とその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨

(4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 令和 年分)

氏 名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40%		⑤	

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	・	円
	・	
	・	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑧の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
平成 令和 年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑩のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は⑦の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは②③~②⑦欄、申告書Bは③①~③③欄)に転記してください。
ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるといえることはできません。

1 公益社団法人等寄附金

①から⑦の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、一定の要件を満たすもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。

- ① 公益社団法人及び公益財団法人
- ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人
- ③ 社会福祉法人
- ④ 更生保護法人
- ⑤ 国立大学法人
- ⑥ 公立大学法人
- ⑦ 独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構

注 上記⑤から⑦の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

- ① （本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）×40%
- ② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額

注1 上記①の算式中の「本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

- 2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。
- 3 具体的な控除額の計算は、裏面の『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書きます。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

この『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』のほか、次の区分に応じた書類（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

1の①～④に該当する場合	1の⑤～⑦に該当する場合
(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金はその法人の主たる目的である業務に関連する寄附である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付されたその法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限り）の写し	(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金はその法人の行う学生等に対する修学の支援のための事業に充てられる寄附金である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付された次の書類 イ その法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限り）の写し ロ その寄附金が租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項の要件を満たすことを文部科学大臣等により確認されたものであることを証する書類（その寄附金を支出する日の属する年の1月1日に発行されたものに限り）の写し

公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 令和 年分)

氏 名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、本年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	政党等寄附金の額 ①	円
	①以外の寄附金の額 ②	
	① + ②	③
所得金額の合計額 ④		④
④ × 40%		⑤

政党等寄附金の額の合計額を書いてください。
(政党等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	・	円
	・	
	・	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

2 政党等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 30%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
平成 令和 年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
政党等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑧の金額を転記してください。

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは②⑦～②⑨欄、申告書Bは③⑩～③⑫欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。

政党等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の収支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということとはできません。

1 対象となる政治団体

- ① 政党（本部、支部とも含みます。）
- ② 政治資金団体

2 政党等寄附金特別控除額の計算

政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

- ① (本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%
- ② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額

(注)1 上記①の算式中の「本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 具体的な控除額の計算は、裏面の『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

政党等寄附金特別控除を受ける方は、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

また、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

政党等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書 (平成26年4月1日以後居住用)

(平成 令和 年分)

氏 名 _____

提出用

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成26年4月1日以後に居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)」を使用してください。

1 共有者の氏名(共有の場合のみ書いてください。)

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 認定住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居 住 開 始 年 月 日	①	平成 令和 年 月 日
総 床 面 積	②	㎡
②のうち居住用部分の床面積	③	
床面積1㎡当たりの標準的な なかり増し費用の額	④	43,800 円
あなたの共有持分 ※ 共有の場合のみ書いてください。	⑤	/

「登記事項証明書」の床面積(区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積)を書きます。

3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的ななかり増し費用の額 (④ × ②)	⑥	円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥ 又は (⑥ × ⑤)	⑦	
居 住 用 割 合 (③ ÷ ②) ※ 小数点以下第1位まで書きます。	⑧	%
居住用部分に相当する費用の額 (⑦ × ⑧)	⑨	円
認 定 住 宅 限 度 額	⑩	650万円・500万円
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	円
税 額 控 除 限 度 額 (⑪ × 10%)	⑫	(100円未満の端数切捨て)
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑬の金額)	⑬	

⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

該当する金額を○で囲んでください。認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(以下「消費税額等」といいます。)のうちに、8%又は10%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等(以下「新消費税額等」といいます。)が含まれる場合の認定住宅限度額は、650万円です。それ以外の場合の認定住宅限度額は、500万円です。

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税額等とその新消費税額等以外の額(以下「旧消費税額等」といいます。)の合計額から成る場合には、裏面の算式で計算した⑫の金額を⑪欄に転記します。

4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭	円
配 当 控 除	⑮	
投 資 税 額 等 控 除	⑯	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑰	
政党等寄附金等特別控除	⑱	
住宅耐震改修特別控除	⑲	
住宅特定改修特別税額控除	⑳	
(⑭ - ⑮ - ⑯ - ⑰ - ⑱ - ⑲ - ⑳)	㉑	(赤字のときは0)
認定住宅新築等特別税額控除額 (⑫と㉑のいずれか少ない方の金額又は ⑬と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉒	
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 (⑫ - ㉒) ※ 前年に居住の用に供した住宅の場合は「0」となります。	㉓	

申告書A第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額又は申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「認定住宅」の文字を○で囲み、「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」の書き方（提出用）

○ 「3 税額控除限度額の計算等」欄

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、消費税率（8%又は10%）による消費税額等と消費税率（5%）による消費税額等の合計額から成る場合には、次の算式により、消費税率（8%又は10%）による消費税額等に対応する標準的な費用の額^㉔と消費税率（5%）による消費税額等に対応する標準的な費用の額^㉕との合計額^㉖を表面の⑩欄に転記してください。

1 消費税率が5%による消費税額等に対応する標準的な費用の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{標準的な費用の額} \\ \text{表面の⑨欄の金額} \end{array} \times \frac{\text{消費税額等(5\%)に対応する認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額}}{\text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額}} = \text{㉔} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} \quad \text{※ 最高 500 万円}$$

2 消費税率が8%又は10%による消費税額等に対応する標準的な費用の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{標準的な費用の額} \\ \text{表面の⑨欄の金額} \end{array} \times \frac{\text{消費税額等(8\%又は10\%)に対応する認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額}}{\text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額}} = \text{㉕} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} \quad \text{※ 最高 650 万円}$$

3 合計額の計算

$$\text{㉔} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} + \text{㉕} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} = \text{㉖} \begin{array}{l} \text{(円)} \\ \text{(円)} \end{array} \quad \text{※ 最高 650 万円}$$

住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(平成 29 年 4 月 1 日以後用)

(平成 年分)
令和

氏名 _____

提出用

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

Ⅰ 平成 29 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合

Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円
交付を受ける補助金等の合計額	②	
(① - ②)	③	
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④	
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
なお、58 の金額や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑦	平成 年 月 日 令和
あなたの共有持分 <small>※共有の場合のみ書いてください。</small>	⑧	/

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)
あなた又は同居親族の方について、⑨から⑪のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上（同居親族の方の場合は 65 歳以上）	⑨	該当	同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 ()
障害者（⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	続柄 ()
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑨又は⑩に該当する方を除きます。)	⑪	該当	
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑫	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑬		
(⑫ - ⑬)	⑭		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
※ 50 万円を超える場合に限りです。 ⑭ 又は (⑭ × ⑧)	⑮		
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑯		「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額	⑰		
(⑰ × 10%)	⑱	(100 円未満の端数切捨て)	⑱の金額が 2 以上ある場合には、⑱の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑲	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑳	
(⑲ - ⑳) ※ 50万円を超える場合に限りです。	㉑	
㉑ 又は (㉑ × ⑧)	㉒	
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	㉓	
㉒と㉓のいずれか少ない方の金額	㉔	
(㉔ × 10%)	㉕	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ 当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

㉓の金額が2以上ある場合には、㉓の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉖	円
交付を受ける補助金等の合計額	㉗	
(㉖ - ㉗) ※50万円を超える場合に限りです。	㉘	
㉘ 又は (㉘ × ⑧)	㉙	
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉚	
㉙と㉚のいずれか少ない方の金額	㉛	
(㉛ × 10%)	㉜	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ 当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

㉚の金額が2以上ある場合には、㉚の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉛㉞	円
㉛㉞に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉛㉟	
(㉛㉞ - ㉛㉟) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛㊱	
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉛㊲	
㉛㊲に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉛㊳	
(㉛㊲ - ㉛㊳) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛㊴	
(㉛㊱ + ㉛㊴)	㉛㊵	
㉛㊵ 又は (㉛㊵ × ⑧)	㉛㊶	
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㉛㊷	
㉛㊶と㉛㊷のいずれか少ない方の金額	㉛㊸	
(㉛㊸ × 10%)	㉛㊹	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ク 当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

㉛㊷の金額が2以上ある場合には、㉛㊷の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	④	円
④に関し交付を受ける補助金等の合計額	④	
(④ - ④)	④	
※50万円を超える場合に限りです。		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④	
④に関し交付を受ける補助金等の合計額	④	
(④ - ④)	④	
※50万円を超える場合に限りです。		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	⑤	
⑤に関し交付を受ける補助金等の合計額	51	
(⑤ - 51)	52	
※50万円を超える場合に限りです。		
(④ + ④ + 52)	53	
53 又は (53 × ⑧)	54	
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	55	
54と55のいずれか少ない方の金額	56	
(56 × 10%)	57	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧サ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

55 の金額が2以上ある場合には、55 の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

7 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑬+⑮+⑳+㉑+57)	58	円
---------------------------------	----	---

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。
⑥又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

（平成 令和 年分）

氏名 _____

1 寄附金控除額の計算

寄附金控除額の計算	寄附金の区分等	適用対象額 (最高1千万円)	①	円
		①以外の寄附金の額	②	
		① + ②	③	
除		所得金額の合計額	④	
		④ × 40%	⑤	
		③と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑥	
		寄附金控除額 (⑥ - 2千円)	⑦	(赤字のときは0)
取得費の調整対象額の計算		⑤ - ②	⑧	(赤字のときは0)
		①と⑧のいずれか 少ない方の金額	⑨	
		取得費の調整対象額 (⑨ - 2千円)	⑩	(赤字のときは0)

「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。
なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。

(注) 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の額と同額になります。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定新規株式の銘柄		①	②	③	合計 (①+②+③)	
		円	円	円	円	
適用対象額(注1)		⑪				
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑫	(⑪の①/合計の①) %	(⑪の②/合計の②) %	(⑪の③/合計の③) %	100.00 %
	⑨ × ⑫	⑬	(⑨×⑫の①) 円	(⑨×⑫の②) 円	(⑨×⑫の③) 円	⑭ 円
	2千円控除の内訳(注2)	⑭				2,000
	取得費の調整対象額 (⑬ - ⑭)	⑮	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	—

(注) 1 ⑪欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。

2 ⑭欄は、⑬から⑮の合計額が2,000円となるように記入してください。

税務署整理欄	
資産課税部門	

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の1の①から⑤に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（以下「特定新規株式」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる⑥に掲げる復興指定会社により発行される株式（以下「復興株式」といいます。）を払込み（その発行に際してするものに限り、以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するとされるものに限り、以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）は適用されません。

1 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から⑤の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑤の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

また、⑥の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

- ① 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限り、以下「その株式会社」といいます。）により発行される株式
- ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成30年3月31日までに同項の規定による指定を受けたものにより発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行されるもの
- ③ 内国法人のうち、沖縄復興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたものにより発行される株式
- ④ 国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社により発行される株式
- ⑤ 内国法人のうち地域再生法第16条に規定する事業を行う株式会社により発行される株式で平成30年6月1日から令和2年3月31日までの間に発行させるもの

なお、同会社のうち、平成28年4月1日から平成30年5月31日までの間に認定地方公共団体の確認を受けた株式会社により、当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行される株式についても対象となります。

- ⑥ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一定の株式会社に限り、以下「復興指定会社」といいます。）で令和3年3月31日までに指定を受けたものにより発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行されるもの

（注） 対象となる特定新規中小会社には都道府県知事、認定地方公共団体の長又は国家戦略特別区域担当大臣による確認書が発行されています。

2 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）により、適用対象額を計算します。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

3 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の⑫から⑮で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

- ③ 1の①から⑥の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書

（注） 1の①については都道府県知事が、②、⑤及び⑥については認定地方公共団体の長が、③については沖縄県知事が、④については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。

- ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書
- ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書
- ⑥ 投資契約書の写し

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書

(平成
令和) 年分

当てはまるものを
○で囲んでく
ださい。

- 不動産所得用
- 事業所得用
- 山林所得用
- 雑所得用

氏名 _____

債務の種類		①	
債権者	氏名又は名称	②	
	住所又は所在地	③	
債務の免除を受けた理由		④	<input type="checkbox"/> 破産法の免責許可の決定があったため <input type="checkbox"/> 民事再生法の再生計画認可の決定があったため <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
債務の免除を受けた日		⑤	年 月 日
債務の免除により受ける経済的な利益の金額		⑥	円
債務の免除を受けた年における損失の金額等	右の所得の金額の計算上生じた損失の金額	不動産所得	⑦
		事業所得	⑧
		山林所得	⑨
		雑所得	⑩
総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する純損失の金額の計算	純損失の金額	⑪	
	総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額	⑫	(赤字のときは0)
	⑪と⑫のいずれか少ない金額	⑬	
計 (⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑬)		⑭	
総収入金額に算入する金額 (⑥と⑭のいずれか少ない金額)		⑮	
総収入金額に算入されない金額 (⑥ - ⑮)		⑯	

債務の免除を受けた所得にのみ書いてください。なお、損失の金額は、⑥の金額がないものとして計算した金額を書いてください。

前年分までの所得から引ききれなかった純損失の金額(前年の申告書第四表(二)を参照してください)を書いてください。

⑥の金額を総収入金額に算入して計算した場合における金額を書いてください。

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書

この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第44条の2に規定する債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入の特例の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、債務の免除を受けた日の属する年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「所法44の2」と記載してください。

1 記載要領

(1) この明細書の標題下の「不動産所得用 事業所得用 山林所得用 雑所得用」は、総収入金額に算入する金額⑩がある場合に、所法第44条の2第2項第1号から第4号までに規定する損失の金額が生じた所得の区分に応じて、それぞれ当てはまるものを○で囲みます。

(2) 「①」欄には、借入金、未払金又は買掛金などと記載します。

(3) 「②」欄及び「③」欄には、債権者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載します。

(4) 「④」欄は、該当する「□」欄をチェックします。

なお、「その他」に該当する場合には、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である旨を括弧内に具体的に記載します。

(5) 「⑥」欄は、金額の頭部に△を付けずに記載します。

(6) 「⑦」欄は、不動産所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。

なお、金額の頭部に△を付けずに記載します。

(7) 「⑧」欄は、事業所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の事業所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。

なお、金額の頭部に△を付けずに記載します。

(8) 「⑨」欄は、山林所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の山林所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。

なお、金額の頭部に△を付けずに記載します。

(9) 「⑩」欄は、雑所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。

なお、金額の頭部に△を付けずに記載します。

(10) 「⑪」欄は、金額の頭部に△を付けずに記載します。

(11) 「⑫」欄は、債務の免除により受ける経済的な利益の金額を総収入金額に算入した場合の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

所法第44条の2

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成 年分)
(令和

氏名 _____

国庫補助金等の名称		
国庫補助金等を交付した者		国 / 地方公共団体 / その他 ()
交付の目的		
交付を受けた年月日		年 月 日
交付を受けた国庫補助金等の額 又は国庫補助金等の交付に代わるべきもの として交付を受けた資産の価額		円
国庫補助金等の交付に代わるべきもの として資産の交付を受けた事由		
交付を受けた国庫補助金等 をもって取得または改良 をした固定資産に関する明細		種類 細目
国庫補助金等の 返還を要しないことが確定した日		年 月 日
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件		
国庫補助金等をもって取得 又は改良等をする固定資産について、 取得または改良予定年月日		年 月 日
取得に要する金額の見込額		円
内訳		円
		円
		円
		円
		円
その他参考事項		

「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の書き方

この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条に規定する国庫補助金等の総収入金額不算入の特例を受ける場合に使用します。

- 1 「国庫補助金等を交付した者」の欄は、「国」、「地方公共団体」又は「その他」のいずれかを○で囲み、（ ）内にはその者の名称等を記載します。
- 2 「交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良等をした固定資産に関する明細」欄には、固定資産の種類や細目を記載します。
- 3 交付を受けた国庫補助金等の返還を要しないことが、その交付を受けた年の 12 月 31 日までに確定した方は、「交付を受けた年の 12 月 31 日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合」欄以下は記載する必要がありません。
- 4 「取得に要する金額の見込額」欄には、取得に要する見込額の全額を記載し、取得に要する金額が部分ごとに分けられる場合には、その部分ごとに「内訳」欄に内容及び金額を記載します。
- 5 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 6 根拠条文
所法第 42 条、第 43 条

参考事項

所法第 42 条又は第 43 条の適用を受けた固定資産の減価償却費の計算及び譲渡所得等の計算は、次によることとなりますので、ご注意ください。

- 1 交付された国庫補助金等の返還を要しないことが確定している場合
固定資産の取得又は改良に要した金額から、交付された国庫補助金等の金額を控除した金額をもって、その固定資産の取得価額又は改良費の額とします。
また、国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の取得価額は、ないものとします。
- 2 交付された国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合
固定資産の取得価額等を算出するに当たって、交付された国庫補助金等の金額を加算又は減算する必要はありません。

返品調整引当金に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

返品率 の計算	本年及び前年における指定事業の棚卸資産の 総売上高の合計額		①	円
	本年及び前年における指定事業の棚卸資産の 買戻しの額の合計額		②	
	返品率 (② ÷ ①)		③	%
本年分の 売買利益率 の計算	指定事業の棚卸資産の総売上高		④	円
	指定事業の棚卸資産の買戻額		⑤	
	指定事業の棚卸資産の販売による利益の総額		⑥	
	売買利益率 (⑥ ÷ (④ - ⑤))		⑦	%
繰入限度額 の計算	ア	本年末における指定事業分の売掛金	⑧	円
		繰入限度額 (⑧ × ③ × ⑦)	⑨	
(⑨ または ⑩) のいずれか の額	イ	本年末以前2月間の指定事業の棚卸 資産の総売上高	⑩	
		繰入限度額 (⑩ × ③ × ⑦)	⑪	
本年分必要経費に算入した繰入額			⑫	

返品調整引当金に関する明細書

この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日時点において、出版業、出版に係る取次業、医薬品（医薬部外品を含みます。）、農薬、化粧品、既製服、蓄音機用レコード、磁気音声再生機用レコード又はデジタル式の音声再生機用レコードの製造業及び卸売業（以下「指定事業」といいます。）を営む青色申告書が、平成 30 年改正前の所得税法（以下「旧所法」といいます。）第 53 条の規定による返品調整引当金の繰入れを行う場合に使用します。

この明細書は、返品調整引当金の繰入れを行う年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「本年及び前年における指定事業の棚卸資産の総売上高」①欄には、返品調整引当金の繰入れをしようとする年及びその前年の 2 か年間における指定事業の棚卸資産（指定事業以外の事業を兼業している場合には、兼業事業の棚卸資産は除きます。）の総売上高を記載します。
- (2) 本年分における「指定事業の棚卸資産の販売による利益の総額」⑥欄には、次の算式により計算した額を記載します。
$$\text{④の額} - \text{⑤の額} - \text{販売手数料}$$
- (3) 「本年末における指定事業分の売掛金」⑧欄には、①旧所法第 65 条第 3 項に規定する延払条件付販売等をした棚卸資産で、同条第 1 項本文又は第 2 項の規定の適用を受けたものに係る売掛金及び⑨雑誌の販売に関して返品債権特別勘定を設定している場合のその雑誌の販売に係る売掛金の帳簿価額を除いて記載します。
- (4) 「本年末以前 2 月間の指定事業の棚卸資産の総売上高」⑩欄には、雑誌の販売に関して返品債権特別勘定を設定している場合のその雑誌の販売の対価の額を除いて記載します。
- (5) 「繰入限度額」⑨欄又は⑪欄は、以下の年分に応じて「⑧×③×⑦」又は「⑩×③×⑦」に以下の計算式を追加して計算します。

申告年分	⑨欄 (⑧×③×⑦) ⑪欄 (⑩×③×⑦)
令和 3 年 (2021年) 分まで	-
令和 4 年 (2022年)	×0.9
令和 5 年 (2023年)	×0.8
令和 6 年 (2024年)	×0.7
令和 7 年 (2025年)	×0.6
令和 8 年 (2026年)	×0.5
令和 9 年 (2027年)	×0.4
令和10年 (2028年)	×0.3
令和11年 (2029年)	×0.2
令和12年 (2030年)	×0.1

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧所法第 53 条

退職給与引当金に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

本年 中の 退職 給与 発生 額 基 準	本年末退職給与の要支給額	①	円
	同上のうち退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等に基づく給付金又は確定給付企業年金規約に基づく給付金	②	
	差引金額 (① - ②)	③	
	前年末退職給与の要支給額	④	
	同上のうち退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等に基づく給付金又は確定給付企業年金規約に基づく給付金	⑤	
	差引金額 (④ - ⑤)	⑥	
	再差引金額 (③ - ⑥)	⑦	
給基 与総 額準	本年末使用人の給与総額	⑧	
	同上の $\frac{6}{100}$ 相当額	⑨	
⑦ と ⑨ のいずれか少ない方の金額		⑩	
累 積 限 度 額 基 準	本年末退職給与の要支給額 (③ の金額)	⑪	
	同上の $\frac{20}{100}$ 相当額	⑫	
	退職年金制度へ移行した場合の累積限度額(下記の⑬の金額)	⑬	
	本年末における前年から繰り越された退職給与引当金の額	⑭	
	(⑫ 又は ⑬ の金額) - ⑭	⑮	
本年分退職給与引当金繰入限度額 (⑩と⑮のいずれか少ない方の金額)		⑯	
本年繰り入れた退職給与引当金の額		⑰	

(平成16年分以降用)

○退職年金制度へ移行した場合の累積限度額の計算内訳

移行年	(A)	年	移行年の翌年からその年までに支出した過去勤務掛金額等の合計額	(G)	円
移行年の翌年1月1日から 本年末までの期間	(B)	年	$G - E \times \frac{B}{7}$ (赤字のときは0)	(H)	
移行年の年末における前年から繰り越された退職給与引当金の額	(C)	円	本年分調整前累積限度額 (③ \times $\frac{20}{100}$)	(I)	
移行年分における調整前累積限度額 (移行年分の③ \times 移行年分における累積限度割合 $\frac{1}{100}$)	(D)		本年分調整後累積限度額 (① + (⑥ - ⑨))	(J)	
移行年分における調整前累積限度超過額 (C - D)	(E)		本年末における前年から繰り越された退職給与引当金の額 (⑭の金額)	(K)	
(E) 又は (E) \times $\frac{7-B}{7}$	(F)		(J)と(K)のいずれか少ない方の金額	(L)	

退職給与引当金に関する明細書

この明細書は、青色申告者が所得税法（以下「所法」といいます。）第 54 条の規定による退職給与引当金の繰入れを行う場合に使用します。

この明細書は、退職給与引当金の繰入れを行う年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年末に在職する使用人（生計を一にする配偶者その他の親族を除きます。）の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に、退職給与規程の定めにより計算される退職給与の合計額を記載します。
- (2) 「②」欄及び「⑤」欄には、退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等（以下「年金契約等」といいます。）を締結している場合又は確定給付企業年金を実施している場合で、退職給与規程において退職給与のうち年金契約等に基づく給付金又は確定給付企業年金に係る規約に基づく給付金を含む旨を規定しているときに、その契約又は規約に基づく給付金の合計額を記載します。
- (3) 「④」欄には、(1)に該当する使用人のうち前年 12 月末日から引き続き在職している者の全員が、同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に、その日現在の退職給与規程により計算した退職給与の額の合計額を記載します。
- (4) 「⑧」欄には、原則として労働協約による退職給与規程以外の規定を定めている場合に、本年末に在職する使用人（生計を一にする配偶者その他の親族及び日々雇い入れる者、臨時に期間を定めて雇い入れる者その他退職給与の支給の対象とならない者を除きます。）に本年中に支払った給料、賃金、賞与及びこれらの性質を有する給与の合計額を記載します。
- (5) 「退職年金制度へ移行した場合の累積限度額の計算内訳」の各欄は、適格退職年金契約を締結している場合、厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 12 号に規定する厚生年金基金をいいます。）を設立している場合又は確定給付企業年金若しくは確定拠出企業型年金を実施している場合で、退職給与規程の改正等に伴い、それまで退職給与として支給されることとなっていた金額の全部又は一部を年金契約等の給付金、厚生年金基金からの給付金又は確定給付企業年金規約に基づく給付金として支給することとなった、又は各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるために払い込まれていることとなった年（移行年）に調整前累積限度超過額（「⑩」欄の金額をいいます。）が生じたときに、その移行年から「⑩」欄の金額が「①」欄の金額以下となる最初の年の前年までの各年において記載し、この表で計算した累積限度額（「⑬」欄の金額）を「⑬」欄に転記します（所得税法施行令第 156 条第 3 号参照）。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

所法第 54 条、平成 10 年中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の設備等に関する政令附則第 11 条

**相続等に係る生命保険契約等に基づく
年金の雑所得の金額の計算書（本表）**

住 所		フリガナ 氏 名	
-----	--	-------------	--

1 保険契約等に関する事項

年金の支払開始年	①	_____年	年金の残存期間等 (別表1により求めた年数)	②	_____年
年金の支払総額(見込額) (別表1により計算した金額)	③	円	年金の支払総額(見込額) に占める保険料又は掛金の 総額の割合	④	%

2 所得金額の計算の基礎となる事項

年金の残存期間等に応じた割合 (右表により求めた割合)	⑤	%
(③×⑤)	⑥	円
年金の残存期間等に応じた単位数 (別表4により計算した単位数)	⑦	単位
1単位当たりの金額 (⑥÷⑦)	⑧	円

(表) 年金の残存期間等に応じた割合

②の年数	⑤の割合
5年以下	30%
6年以上10年以下	40%
11年以上	100%

3 各年分の雑所得の金額の計算

申告又は更正の請求 を行う年分	⑨	年分	年分	年分	年分	年分
(⑨-①+1) (注1)	⑩					
単位数 (⑩-1) (注2)	⑪	単位	単位	単位	単位	単位
支払年金対応額(⑧×⑪)	⑫	円	円	円	円	円
年金が月払等の場合	⑬					
剰余金等の金額	⑭					
総収入金額 (⑫又は⑬)+⑭)	⑮					
必要経費の額 (⑫又は⑬)×④(注3)	⑯					
雑所得の金額 (⑮-⑯)	⑰					

(注) 1 【⑨の年号が「平成」の場合】

①の年号が「昭和」のときは、「⑨+64-①」を書きます。

【⑨の年号が「令和」の場合】

①の年号が「平成」のときは、「⑨+31-①」を、「昭和」のときは、「⑨+94-①」を書きます。

また、「⑨-①+1」(又は、「⑨+64-①」、「⑨+31-①」若しくは「⑨+94-①」)が、②の年数を超える場合は、②の年数を書きます。

2 「⑩-1」が、②の年数に応じた次の上限を超える場合は、その上限を書きます。

②の年数	上限	②の年数	上限	②の年数	上限
11年から15年	②-2	26年から35年	②-14	56年から80年	26
16年から25年	②-6	36年から55年	②-29	-	-

3 「⑨-①+1」(又は、「⑨+64-①」、「⑨+31-①」若しくは「⑨+94-①」)が、②の年数を超える場合は、「0」と書きます。また、⑬の金額の記載がある場合には、別紙の書き方を参照してください。

【別表1】 本表②及び本表③の年数等

	年 数	
年金の残存期間	a	_____年
相続等の時(年金の支払開始日)の年齢に応じた別表2により求めた年数	b	(____歳) ⇒ _____年
保証残存期間	c	_____年

○ 上の a から c の記載の状況に応じ、下記の表に当てはめて本表②及び③に記載する年数等を求めます。

	本表②に記載する年数	本表③に記載する金額
aのみ記載がある場合	aの年数	年金の支払総額(見込額)
bのみ記載がある場合	bの年数	
aとbに記載がある場合	aとbのいずれか短い年数	
bとcに記載がある場合	bとcのいずれか長い年数 ※ ただし、bとcの年数が別表3に掲げる組合せに該当するときは、bとcのいずれか短い年数	年金の支払総額(見込額) ※ ただし書に該当するときは、以下の算式で計算した金額
a・b・cのいずれにも記載がある場合	bがaより短いとき bがaより長いとき	
	aの年数	年金の支払総額(見込額)

【算式】

$$\text{年金の支払総額(見込額)} = \frac{\text{bとcのいずれか長い年数}}{\text{bとcのいずれか短い年数}} \times \text{本表③に記載する金額}$$

(小数点以下切捨て)

【別表2】 bの年数

bの年齢	bの年齢に応じた年数		bの年齢	bの年齢に応じた年数		bの年齢	bの年齢に応じた年数	
	男	女		男	女		男	女
36	40	45	51	26	31	66	14	18
37	39	44	52	25	30	67	14	17
38	38	43	53	25	29	68	13	16
39	37	42	54	24	28	69	12	15
40	36	41	55	23	27	70	12	14
41	35	40	56	22	26	71	11	14
42	34	39	57	21	25	72	10	13
43	33	38	58	20	25	73	10	12
44	32	37	59	20	24	74	9	11
45	32	36	60	19	23	75	8	11
46	31	36	61	18	22	76	8	10
47	30	35	62	17	21	77	7	9
48	29	34	63	17	20	78	7	9
49	28	33	64	16	19	79	6	8
50	27	32	65	15	18	80	6	8

【別表3】 bとcの組合せ

bとcのいずれか一方がイの年数で他方がロの年数のとき (イの年数を本表②に記載します。)	
イ	ロ
10年	11年
13年	16年
14年	16・17年
15年	16~18年
20年	26・36~38年
21年	26・27・36~39年
22年	26~28・36~41年
23年	26~30・36~42年
24年	26~31・36~44年
25年	26~32・36~45年
26年	36年
27年	36~38年
28年	36~40年
29年	36~41年
30年	36~42年

【別表4】 本表⑦の単位数

○ 本表②の年数が10年以下の場合

本表②の年数	単位数 (本表⑦に記載)	本表②の年数	単位数 (本表⑦に記載)
1年	0	6年	15
2年	1	7年	21
3年	3	8年	28
4年	6	9年	36
5年	10	10年	45

○ 本表②の年数が11年以上の場合

$$\text{②の年数} \times (\text{②の年数} - \text{【調整年数】}) = \text{単位数}$$

【調整年数】

本表②の年数	調整年数	本表②の年数	調整年数
11年から15年	1年	26年から35年	13年
16年から25年	5年	36年から55年	28年

【別表5】 本表⑫の金額(申告又は更正の請求を行う年ごとに計算します。)

各年の年金支払額	1単位当たりの金額 (本表⑧の金額)	単位数(A÷B) (注)	本表⑫に記載する金額 (B×C)
A	B	C	円

(注) 小数点以下切捨て。
小数点以下の端数が生じないときは、「A÷B-1」を記載します。

書 き 方

- 1 この計算書は、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得のある方が、所得税法施行令第185条第1項又は第186条第1項に基づき、「旧相続税法対象年金」に係る雑所得の金額を計算し、確定申告書を提出する場合に使用します。

※ 「旧相続税法対象年金」とは、その年金に係る権利につき平成22年度改正前の旧相続税法第24条の規定の適用があるものをいいます。

- 2 この計算書の本表及び別表は、次により記載してください。
また、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の支払を複数受けている方は、その年金ごとにこの計算書を作成してください。

【計算書（本表）】

(1) 「1 保険契約等に関する事項」欄

- イ 「①」欄は、あなたが最初に年金の支払を受けた日の属する年を和暦で書きます。
ロ 「②」欄は、別表1により求めた年金の残存期間等を書きます。
ハ 「③」欄は、別表1により計算した年金の支払総額（見込額）を書きます。
ニ 「④」欄は、年金支払総額(注)に占める保険料又は掛金の総額の割合を書きます。
なお、小数点以下を切り上げます。

(注) 年金支払総額は、すでに被相続人等の方が支払を受けた年金の額も含まれます。したがって、被相続人の方が支払を受けていた年金をあなたが継続して支払を受ける場合には、③の金額と異なることとなります。

(2) 「2 所得金額の計算の基礎となる事項」欄

- イ 「⑤」欄は、「(表)年金の残存期間等に応じた割合」により求めた割合を書きます。
ロ 「⑦」欄は、別表4により計算した単位数を書きます。
ハ 「⑧」欄は、小数点以下を切り捨てます。

(3) 「3 各年分の雑所得の金額の計算」欄

- イ 「⑨」欄は、あなたが申告又は更正の請求を行う年分を和暦で書きます。
ロ 「⑫」欄は、⑧×⑩を書きます。
ただし、その金額が、各年に支払を受ける年金額以上となる場合は、別表5により計算した金額を書きます。
ハ 「⑬」欄は、年金の支払が月払等で行われている場合にのみ使用します。
具体的には、②の年数に応じ、次により計算した金額を書きます。

- (i) ②の年数が、10年以下である場合
- 年金の受給が終了する年以外の年 ……「⑫－⑧×(1年間の支払回数－最初に年金の支払を受けた年の支払回数) / 1年間の支払回数」
ただし、「⑨－①＋1」（又は「⑨＋64－①」、「⑨＋31－①」若しくは「⑨＋94－①」）が②の年数を超える年以後、年金の受給が終了する年の前年までは、「⑫の金額」を書きます。
 - 年金の受給が終了した年 ……「⑫×(その年の支払回数 / 1年間の支払回数)」
- (ii) ②の年数が、11年以上である場合
- ⑩の単位数が最初に本表(注2)の上限と同じになる年(「特定期間終了年」)までの年 ……「(i)で計算した金額」
 - 特定期間終了年後、年金の受給が終了する年の前年まで ……「⑫の金額」
 - 年金の受給が終了した年 ……「⑫×(その年の支払回数 / 1年間の支払回数)」

- ニ 「⑬」欄は、⑬に金額の記載がある場合には、次により計算した金額を書きます。
- 「⑨－①」（又は、「⑨＋64－①－1」、「⑨＋31－①－1」若しくは「⑨＋94－①－1」）が、②に満たない年 ……「⑬×④」
 - 「⑨－①」（又は、「⑨＋64－①－1」、「⑨＋31－①－1」若しくは「⑨＋94－①－1」）が、②と同じで、かつ、その後も継続して年金の支払を受けることとなる年 ……「⑬×④×(1年間の支払回数－最初に年金の支払を受けた年の支払回数) / 1年間の支払回数」
 - 「⑨－①」（又は、「⑨＋64－①－1」、「⑨＋31－①－1」若しくは「⑨＋94－①－1」）が、②と同じで、かつ、年金の支払が終了した年 ……「⑬×④」
 - 「⑨－①」（又は、「⑨＋64－①－1」、「⑨＋31－①－1」若しくは「⑨＋94－①－1」）が、②を超える年 ……「0」
- ホ 「⑮」欄及び「⑯」欄は、「⑬」欄の両方に記載がある場合には、「⑬」欄の金額を基に計算を行います。
なお、「⑯」欄の金額に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げます。

(注) 年金の支払開始日以後に分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金(以下「剰余金等」といいます。)の額は、年金の額とは別に各種の計算をすることとされていますが、各年に支払を受ける金額について、年金の額と剰余金等の額を区分できないときは、年金の額に剰余金等の額を含めて各種の計算をして差し支えありません。

なお、この場合、「⑭」欄の記載は省略します。

【計算書（別表）】

(1) 「別表1 本表②及び本表③の年数等」

- イ 年金の種類に応じ次を記載します。
- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 確定年金又は確定型年金 | …… 年金の残存期間 |
| 終身年金 | …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※) |
| 特定終身年金 | …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間 |
| 有期年金 | …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※) |
| 特定有期年金又は特定有期型年金 | …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間 |
- ※ 相続等の時(年金の支払開始日)の年齢を別表2に当てはめて男女の別により求めた年数
- ロ 下段の表中で、bとcの年数を比較する場合において、別表3の組合せに当てはまるときは、表の下の算式により計算をした金額を計算書(本表)の③欄に書きます。
なお、別表3の年数が30年を超える場合の組合せについては、税務署におたずねください。

(2) 「別表5 本表⑫の金額」

「各年の年金支払総額」には、各年において実際に支払を受けた年金額を書きます。

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書
 (所得税法施行令第185条第2項又は第186条第2項に基づき計算する場合)

住 所		フリカゝナ 氏 名	
-----	--	--------------	--

1 保険契約等に関する事項

年金の支払開始年	①	_____年	年金の支払総額(見込額)に占める保険料又は掛金の総額の割合	④	%
年金の残存期間等 (別表1により求めた年数)	②	_____年	当該年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額	⑤	
年金の支払総額(見込額) (別表1により計算した金額)	③		相続税評価割合 (⑤ ÷ ③)	⑥	%

2 所得金額の計算の基礎となる事項

相続税評価割合に応じた割合 (右表により求めた割合)	⑦		%
(③ × ⑦)	⑧		円
別表3により計算した単位数	⑨		単位
1単位当たりの金額 (⑧ ÷ ⑨)	⑩		円

(表) 相続税評価割合(⑥の割合)に応じた割合

相続税評価割合	⑦の割合	相続税評価割合	⑦の割合
50%以下	100%	80%超～83%	17%
50%超～55%	45%	83%超～86%	14%
55%超～60%	40%	86%超～89%	11%
60%超～65%	35%	89%超～92%	8%
65%超～70%	30%	92%超～95%	5%
70%超～75%	25%	95%超～98%	2%
75%超～80%	20%	98%超	0%

3 各年分の雑所得の金額の計算

区 分		⑥が50%超の場合	⑥が50%以下の場合
申告を行う年分	⑪		
(⑪ - ① + 1) (注1)	⑫		
単位数 (⑫ - 1) (注2)	⑬	単位	単位
支払年金対応額(⑩ × ⑬)	⑭	円	円
(注3) 年金が月払等の場合	⑮		
剰余金等の金額	⑯		
総収入金額 (⑭又は⑮) + ⑯	⑰		
必要経費の額 (⑭又は⑮) × ④ (注4)	⑱		
雑所得の金額 (⑰ - ⑱)	⑲		

(注) 1

⑪の年号が「令和」の場合は、「⑪+31-①」を書きます。
 また、「⑪-①+1」(又は「⑪+31-①」)が⑫の年数を超える場合は、⑫の年数を書きます。

2

「⑫-1」が、別表3の「特定期間年数」を超える場合には、別表3の「特定期間年数」を書きます。

3

⑥が50%以下の場合で、「⑫-1」が、別表3の「特定期間年数」を超える場合には、⑩ × ⑬で計算した金額から1円を控除した金額を書きます。

⑭の金額が、各年に支払いを受ける年金額を超える場合は、別表4により計算した金額を書きます。

4

「⑪-①+1」(又は「⑪+31-①」)が、⑫の年数を超える場合は、「0」と書きます。
 また、⑮の金額の記載がある場合には、別紙の書き方を参照してください。

【別表1】 本表②及び本表③の年数等

	年 数	
年金の残存期間	a	_____年
相続等の時(年金の支払開始日)の年齢に応じた別表2により求めた年数	b	(____歳) ⇒ _____年
保証残存期間	c	_____年

○ 上の a から c の記載の状況に応じ、下記の表に当てはめて本表②及び③に記載する年数等を求めます。

	本表②に記載する年数	本表③に記載する金額
aのみ記載がある場合(確定年金)	aの年数	年金の支払総額(見込額)
bのみ記載がある場合(終身年金)	bの年数	
aとbに記載がある場合(有期年金)	aとbのいずれか短い年数	
bとcに記載がある場合(特定終身年金)	bとcのいずれか長い年数	年金の支払総額(見込額)
a・b・cのいずれにも記載がある場合(特定有期年金)		
	bがaより短いとき	年金の支払総額(見込額)
	bがaより長いとき	

【別表2】 bの年数

bの年齢	bの年齢に応じた年数		bの年齢	bの年齢に応じた年数										
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
21	54	60	36	40	45	51	26	31	66	14	18	81	6	7
22	53	59	37	39	44	52	25	30	67	14	17	82	5	7
23	52	58	38	38	43	53	25	29	68	13	16	83	5	6
24	51	57	39	37	42	54	24	28	69	12	15	84	4	6
25	50	56	40	36	41	55	23	27	70	12	14	85	4	5
26	50	55	41	35	40	56	22	26	71	11	14	86	4	5
27	49	54	42	34	39	57	21	25	72	10	13	87	4	4
28	48	53	43	33	38	58	20	25	73	10	12	88	3	4
29	47	52	44	32	37	59	20	24	74	9	11	89	3	4
30	46	51	45	32	36	60	19	23	75	8	11	90	3	3
31	45	50	46	31	36	61	18	22	76	8	10	91	3	3
32	44	49	47	30	35	62	17	21	77	7	9	92	2	3
33	43	48	48	29	34	63	17	20	78	7	9	93	2	3
34	42	47	49	28	33	64	16	19	79	6	8	94	2	2
35	41	46	50	27	32	65	15	18	80	6	8	95	2	2

【別表3】 本表⑨の単位数

○ 本表⑥が50%超である場合

$$\left\{ \begin{array}{c} \text{②の年数} \\ \text{年} \end{array} \times \left(\begin{array}{c} \text{②の年数} \\ \text{年} \end{array} - 1 \right) \right\} \div 2 = \begin{array}{c} \text{単位数} \\ \text{ } \end{array}$$

○ 本表⑥が50%以下である場合

$$\begin{array}{c} \text{②の年数} \\ \text{年} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{【特定期間算出割合】} \\ \text{\%} \end{array} - 1 = \begin{array}{c} \text{特定期間年数} \\ \text{ } \end{array}$$

$$\begin{array}{c} \text{②の年数} \\ \text{年} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{特定期間年数} \\ \text{年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{単位数} \\ \text{ } \end{array}$$

【特定期間算出割合】

相続税評価割合(本表⑥)	特定期間算出割合
～10%	20%
10%超～20%	40%
20%超～30%	60%
30%超～40%	80%
40%超～50%	100%

【別表4】 本表⑭の金額

各年の年金支払額	1単位当たりの金額 (本表⑩の金額)	単位数(A÷B) (注)	本表⑭に記載する金額 (B×C)
A	B	C	円

(注) 小数点以下切捨て。
小数点以下の端数が生じないときは、「A÷B-1」を記載します。

書 き 方

1 この計算書は、次の相続等に係る生命保険契約等に基づく年金（旧相続税法対象年金を除く。）に係る雑所得のある方が、所得税法施行令第185条第2項又は第186条第2項に基づき、平成23年分以後の雑所得の金額を計算し、確定申告書を提出する場合に使用します。

イ 相続等の時において年金の支払事由が発生しているもの

(イ) 平成23年4月1日以後の相続等により取得したもの

(ロ) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された生命保険契約等で、平成23年3月31日までの間に相続等により取得したもの

ロ 相続等の時において年金の支払事由が発生していないもの
平成22年4月1日以後の相続等により取得したもの

※ 「旧相続税法対象年金」とは、その年金に係る権利につき平成22年度改正前の旧相続税法第24条の規定の適用があるものをいいます。

2 この計算書の本表及び別表は、次により記載してください。

また、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の支払を複数受けている方は、その年金ごとにこの計算書を作成してください。

【計算書（本表）】

(1) 「1 保険契約等に関する事項」欄

イ 「①」欄は、あなたが最初に年金の支払を受けた日の属する年を和暦で書きます。

ロ 「②」欄は、別表1により求めた年金の残存期間等を書きます。

ハ 「③」欄は、別表1により計算した年金の支払総額（見込額）を書きます。

ニ 「④」欄は、年金支払総額(注)に占める保険料又は掛金の総額の割合を書きます。

なお、小数点以下を切り上げます。

(注) 年金支払総額は、すでに被相続人の方が支払を受けた年金の額も含まれます。したがって、被相続人の方が支払を受けていた年金をあなたが継続して支払を受ける場合には、③の金額と異なることとなります。

ホ 「⑤」欄は、当該年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額を書きます。

ヘ 「⑥」欄は、③欄の年金支払総額(見込額)の金額に占める⑤欄の割合を書きます。

なお、小数点以下2位まで算出し、3位以下を切り上げます。

(2) 「2 所得金額の計算の基礎となる事項」欄

イ 「⑦」欄は、「(表)相続税評価割合(⑥の割合)に応じた割合」により求めた割合を書きます。

ロ 「⑨」欄は、別表3により計算した単位数を書きます。

ハ 「⑩」欄は、小数点以下を切り捨てます。

(3) 「3 各年分の雑所得の金額の計算」欄

イ 「⑪」欄は、あなたが申告を行う年分を和暦で書きます。

ロ 「⑬」欄は、年金の支払が月払等で行われている場合にのみ使用します。

具体的には、⑥の割合に応じ、次により計算した金額を書きます。

(i) ⑥の割合が、50%超である場合

・ 年金の受給が終了する年以外の年 …… 「⑭-⑩×(1年間の支払回数-最初に年金の支払を受けた年の支払回数) / 1年間の支払回数」

ただし、「⑪-①+1」(又は「⑪+31-①」)が②の年数を超える年以後、年金の受給が終了する年の前年までは、「⑭の金額」を書きます。

・ 年金の受給が終了した年 …… 「⑭×(その年の支払回数 / 1年間の支払回数)」

(ii) ⑥の割合が、50%以下である場合

・ ⑬の単位数が最初に本表(注2)の上限と同じになる年(「特定期間終了年」)までの年 …… 「(i)で計算した金額」

・ 特定期間終了年後、年金の受給が終了する年の前年まで …… 「⑭の金額」

・ 年金の受給が終了した年 …… 「⑭×(その年の支払回数 / 1年間の支払回数)」

ハ 「⑱」欄は、⑬に金額の記載がある場合には、次により計算した金額を書きます。

・ 「⑪-①」(又は「⑪+30-①」)が、②に満たない年 …… 「⑮×④」

・ 「⑪-①」(又は「⑪+30-①」)が、②と同じで、かつ、その後も継続して年金の支払を受けることとなる年 …… 「⑮×④×(1年間の支払回数-最初に年金の支払を受けた年の支払回数) / 1年間の支払回数」

・ 「⑪-①」(又は「⑪+30-①」)が、②と同じで、かつ、年金の支払が終了した年 …… 「⑮×④」

・ 「⑪-①」(又は「⑪+30-①」)が、②を超える年 …… 「0」

ニ 「⑰」欄及び「⑲」欄は、「⑭」欄と「⑮」欄の両方に記載がある場合には、「⑮」欄の金額を基に計算を行います。

なお、「⑲」欄の金額に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げます。

(注) 年金の支払開始日以後に分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金(以下「剰余金等」といいます。)の額は、年金の額とは別々に各種の計算をすることとされていますが、各年に支払を受ける金額について、年金の額と剰余金等の額を区分できないときは、年金の額に剰余金等の額を含めて各種の計算をして差し支えありません。

【計算書（別表）】

(1) 「別表1 本表②及び本表③の年数等」

年金の種類に応じ次を記載します。

確定年金又は確定型年金 …… 年金の残存期間

終身年金 …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※)

特定終身年金 …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間

有期年金 …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※)

特定有期年金又は特定有期型年金 …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間

※ 相続等の時(年金の支払開始日)の年齢を別表2に当てはめて男女の別により求めた年数

(2) 「別表4 本表⑭の金額」

「各年の年金支払額」には、各年において実際に支払を受けた年金額を書きます。

リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の総収入金額及び必要経費算入に関する明細書

(平成 年分)

氏名

リース譲渡を行った年分		年分	年分	年分	本年分	計	
リース譲渡を行ったリース資産の名称等							
リース譲渡の対価の額	①	円	円	円	円		
リース譲渡の原価の額	②						
収入金額の計算	利息相当額 (①-②) × 20/100	③					
	利息相当額の前年分からの繰越額 (前年分の⑥)	④					
	本年分に帰せられる利息相当額	⑤					
	利息相当額の翌年分への繰越額 (③又は④) - ⑤	⑥					
	本年分のリース譲渡に係る元本相当額 (①-③)	⑦					
	元本相当額の前年分からの繰越額 (前年分の⑩)	⑧					
	本年分に帰せられる元本相当額	⑨					
	元本相当額の翌年分への繰越額 (⑦又は⑧) - ⑨	⑩					
	本年分の総収入金額算入額 (⑤+⑨)	⑪					円
	費用の額の計算	本年分のリース譲渡に係る原価の額	⑫				
原価の額の前年分からの繰越額 (前年分の⑮)		⑬					
本年分に帰せられる原価の額		⑭					
原価の額の翌年分への繰越額 (⑫又は⑬) - ⑭		⑮					
本年分の必要経費算入額 (⑭)		⑯					円
リース期間の月数	⑰						
リース期間の月数のうち本年分における月数	⑱						

リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の総収入金額及び必要経費算入に関する明細書

この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 65 条第 2 項に規定するリース譲渡について同項の規定を受ける場合に使用します。

この明細書は、所法第 65 条第 2 項に規定するリース譲渡について同項の規定を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、当該リース譲渡につき、平成 20 年 4 月 1 日前に締結された契約に係る収入金額及び費用の額について所法第 65 条第 2 項の規定を適用することはできませんのでご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「リース譲渡の対価の額①」及び「リース譲渡の原価の額②」には、本年分においてリース取引によるリース資産の引渡しを行った場合に、所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第 188 条第 3 項の対価の額及び原価の額を記載します。
- (2) 「収入金額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - ア 「利息相当額の前年分からの繰越額④」欄又は「元本相当額の前年分からの繰越額⑧」欄には、前年分の「⑥」又は「⑩」の金額を記載します。
 - イ 「本年分に帰せられる利息相当額⑤」欄には、所令第 188 条第 3 項第 2 号により計算した本年分におけるリース期間に帰せられる利息の額に相当する金額を記載します。
 - ウ 「利息相当額の翌年分への繰越額⑥」欄は、リース譲渡を行った年分が本年分である場合には「③」の金額から「⑤」の金額を控除した金額を記載します。
 - エ 「本年分に帰せられる元本相当額⑨」欄には、所令第 188 条第 3 項第 1 号により計算した金額を記載します。
 - オ 「元本相当額の翌年分への繰越額⑩」欄は、リース譲渡を行った年分が、本年分である場合には「⑦」の金額から「⑨」の金額を控除した金額を記載し、本年分以外である場合には「⑧」の金額から「⑨」の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「費用の額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - ア 「原価の額の前年分からの繰越額⑬」欄は、前年分の「⑮」の金額を記載します。
 - イ 「本年分に帰せられる原価の額⑭」には、所令第 188 条第 3 項第 3 号の規定により計算した金額を記載します。
 - ウ 「原価の額の翌年分への繰越額⑮」には、リース譲渡を行った年分が、本年分である場合には「⑫」の金額から「⑭」の金額を控除した金額を記載し、本年分以外である場合には「⑬」の金額から「⑭」の金額を控除した金額を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

所法第 65 条第 2 項

**国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算
及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書**

(平成
令和) 年分)

氏 名 _____

(平成29年分以降用)

国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算に関する明細														
国外事業所等の名称等	名 称	①	円	国外事業所等に係る純資産の額	国外事業所等帰属純資産相当額					⑧	円			
	国 名 又 は 地 域 名	②			必要経費不算入額	国外事業所等に係る資産の帳簿価額の平均残高					⑨			
	所 在 地	③				国外事業所等に係る負債の帳簿価額の平均残高					⑩			
	主 たる 事 業	④				国外事業所等に係る純資産の額 (⑨-⑩)					⑪	(マイナスの場合は0)		
負債の利子の額	国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額			⑤		必要経費不算入額	国外事業所等に帰せられる有利子負債の帳簿価額の平均残高					⑫		
	⑤のうち国外事業所等から居住者の事業場等に対する内部支払利子			⑥			(⑧-⑪)と⑫のうち少ない金額					⑬	(マイナスの場合は0)	
	⑤のうち国外事業所等帰属所得に係る必要経費として配分した金額に含まれる負債の利子の額			⑦			必 要 経 費 不 算 入 額 〔⑤× $\frac{⑬}{⑫}$ 〕					⑭		
国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細														
資本配賦法	総資産の帳簿価額の平均残高			⑮	円	同業個人比較法の状況	12月31日における国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額					⑲	円	
	総負債の帳簿価額の平均残高			⑯			比較対象年の状況	氏 名					⑳	
	12月31日における国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額			⑰				比較対象年の状況	住所又は居所					㉑
							国名又は地域名					㉒		
	12月31日における総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額			⑰			比較対象年の状況	所在地					㉓	
								主たる事業					㉔	
12月31日における総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額			⑰		比較対象年の状況	比較対象年					㉕			
						比較対象年の12月31日における貸借対照表に計上されている純資産の額					㉖	円		
国外事業所等帰属純資産相当額 〔(⑮-⑯)× $\frac{⑰}{⑱}$ 〕			⑰	(マイナスの場合は0)	簿価資産資本比率の状況	比較対象年の12月31日における総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額					㉗			
国外事業所等帰属純資産相当額 〔(⑮-⑯)× $\frac{⑰}{⑱}$ 〕			⑰	(マイナスの場合は0)		同業個人比率 (㉖÷㉗)					㉘	%		
資本配賦簡便法	総資産の帳簿価額の平均残高			⑳		簿価資産資本比率の状況	国外事業所等帰属純資産相当額 (⑲×㉘)					㉙	円	
	総負債の帳簿価額の平均残高			㉑			比較対象年の状況	氏 名					㉚	
	12月31日における国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額			㉒				比較対象年の状況	住所又は居所					㉛
							国名又は地域名					㉜		
	12月31日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額			㉒			簿価資産資本比率の状況	所在地					㉝	
								主たる事業					㉞	
12月31日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額			㉒		簿価資産資本比率の状況	比較対象年					㉟			
						比較対象年の12月31日における貸借対照表に計上されている純資産の額					㊱	円		
国外事業所等帰属純資産相当額 〔(⑳-㉑)× $\frac{㉒}{㉓}$ 〕			㉒	(マイナスの場合は0)	比較対象年の12月31日における貸借対照表に計上されている総資産の額					㊲				
国外事業所等帰属純資産相当額 〔(⑳-㉑)× $\frac{㉒}{㉓}$ 〕			㉒	(マイナスの場合は0)	簿価資産資本比率 (㊱÷㊲)					㊳	%			
国外事業所等帰属純資産相当額 〔(⑳-㉑)× $\frac{㉒}{㉓}$ 〕			㉒	(マイナスの場合は0)	国外事業所等帰属純資産相当額 (㉙×㊳)					㉜	円			

国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算 及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書

この明細書は、居住者が所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第 221 条の 4 第 1 項《国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子》に規定する国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額及び国外事業所等帰属純資産相当額を計算する場合に記載します。

なお、この明細書は、適用の対象となる国外事業所等（所得税法第 95 条第 4 項第 1 号に規定する国外事業所等をいいます。以下同じ。）ごとに作成します。

1 記載要領

- (1) 「⑥」欄は、所令第 221 条の 4 第 2 項第 2 号に掲げる金額を記載します。
- (2) 「⑦」欄は、所令第 221 条の 4 第 2 項第 3 号に掲げる金額を記載します。
- (3) 「⑧」欄は、資産配賦法（「⑮～⑲」欄）、資本配賦簡便法（「⑳～㉔」欄）、同業個人比準法（「㉕～㉙」欄）又は簿価資産資本比率比準法（「㉚～㉜」欄）のいずれかの方法により計算した金額を記載します。この場合、その金額の計算に関する書類については保存が必要となります。
なお、国外事業所等を通じて行う事業の種類に変更があるなどの事情がある場合を除き、前年に資産配賦法等（資産配賦法及び資本配賦簡便法）により計算した場合は資産配賦法等により計算し、前年に同業個人比準法等（同業個人比準法及び簿価資産資本比率比準法）により計算した場合は同業個人比準法等により計算します。
- (4) 「⑨」欄は、所令第 221 条の 4 第 1 項に規定する資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。
- (5) 「⑩」欄は、所令第 221 条の 4 第 1 項に規定する負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。
- (6) 「⑪」欄は、「⑨」欄の金額から「⑩」欄の金額を控除した金額を記載し、「⑪」欄の金額が「⑧」欄の金額に満たない場合に必要経費不算入額の計算（⑫～⑭）が必要となります。
- (7) 「⑫」欄は、所令第 221 条の 4 第 8 項第 2 号に規定する国外事業所等に帰せられる負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。
- (8) 「⑭」欄に記載した金額が、負債の利子の額のうち、必要経費に算入できない金額となります。
- (9) 「⑮」欄又は「⑳」欄の各欄は、所令第 221 条の 4 第 3 項第 1 号イに規定する総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。
- (10) 「⑯」欄又は「㉑」欄の各欄は、所令第 221 条の 4 第 3 項第 1 号ロに規定する総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。
- (11) 「⑰」欄、「⑱」欄又は「㉕」欄の各欄に記載した金額の計算の根拠を明らかにする事項を記載した書類については、保存が必要となります。
- (12) 同業個人比準法等により計算した場合は、比較対象者の選定に係る事項を計算した書類及び「㉑」欄、「㉒」欄、「⑳」欄又は「㉜」欄の各欄に記載した金額の基礎となる書類については、保存が必要となります。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

所令第 221 条の 4

外国税額控除に関する明細書（居住者用）

（平成 30 年分以降用）

（平成 年分）
（令和 年分）

氏 名 _____

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相手国での 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
			(外貨)) 円	(外貨)) 円
			(外貨)) 円	(外貨)) 円
			(外貨)) 円	(外貨)) 円
計							円	円 [Ⓐ]

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
			年分	. .	(外貨)) 円
			年分	. .	(外貨)) 円
			年分	. .	(外貨)) 円
計								円 [Ⓑ]

Ⓐの金額がⒷの金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

Ⓐ 円 - Ⓑ 円 = Ⓒ 円 → 6 の「⑪」欄に転記します。

Ⓐの金額がⒷの金額より少ない場合

Ⓑ 円 - Ⓐ 円 = Ⓓ 円 → 2 の「⑩」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額		
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき③の金額
年分（3年前）	円	円
年分（2年前）		円
年分（前年）		円
計		円 [Ⓔ]
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額		
本 年 発 生 額	④に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する金額（④ - ⑤）
円 [Ⓓ]	円 [Ⓔ]	円 [Ⓕ]

Ⓒ、Ⓓ、①の金額を5の「②前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円
所得総額	②	
調整国外所得金額	③	
控除限度額(①× $\frac{③}{②}$)	④	

2の⑧の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます(詳しくは、**控用の裏面**を読んでください)。
 2の⑨の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます(詳しくは、**控用の裏面**を読んでください)。
 2の⑩の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
 → 5の「㊷」欄及び6の「㊲」欄に転記します。

4 復興特別所得税の控除限度額の計算

復興特別所得税額	⑤	円
所得総額	⑥	
調整国外所得金額	⑦	
控除限度額(⑤× $\frac{⑦}{⑥}$)	⑧	

→ 3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。
 → 3の「②」欄の金額を転記します。
 → 3の「③」欄の金額を転記します。
 → 5の「㊸」欄及び6の「㊳」欄に転記します。

5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算											
控除限度額	所得税	㊷	円		控除余裕額	所得税	㊸	円			
	(3の④の金額)	㊷				(㊷-㊸)	㊸				
	復興特別所得税	㊹				道府県民税 (㊷×12%又は6%)	㊹				
	(4の⑧の金額)	㊹						市町村民税 (㊷×18%又は24%)	㊺		
	道府県民税	㊺								計 (㊷+㊹+㊺+㊻)	㊻
市町村民税	㊻			控除限度超過額	㊼						
外国所得税額	㊼			(㊼-㊻)							
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等											
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の控除限度額等			
		㊽前年繰越額及び本年発生額	㊾本年使用額	㊿翌年繰越額(㊽-㊾)	㊿前年繰越額及び本年発生額	㊽本年使用額	㊿翌年繰越額(㊽-㊾)				
年分 (3年前)	所得税		円		㊿	円		円 翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市			
	道府県民税										
	市町村民税										
	地方税計										
年分 (2年前)	所得税			円	㊿			円 翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市			
	道府県民税										
	市町村民税										
	地方税計										
年分 (前年)	所得税				㊿			円 翌年1月1日時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市			
	道府県民税										
	市町村民税										
	地方税計										
合計	所得税		㊿			㊿		円			
	道府県民税										
	市町村民税										
	計		㊿			㊿					
本年分	所得税	㊿	㊿		㊿	㊿		円			
	道府県民税	㊿									
	市町村民税	㊿									
	計	㊿	㊿		㊿	㊿					

6 外国税額控除額の計算

所得税の控除限度額(3の④の金額)	⑨	円	復興財産法第14条第1項による控除税額(⑨が⑩より小さい場合に⑩-⑨)と⑩とのいずれか少ない方の金額	⑬	円
復興特別所得税の控除限度額(4の⑧の金額)	⑩		所法第95条第2項による控除税額(5の㊿の金額)	⑭	
外国所得税額(1の㉑の金額)	⑪		所法第95条第3項による控除税額(5の㊿の金額)	⑮	
所法第95条第1項による控除税額(⑨と⑪とのいずれか少ない方の金額)	⑫		控除税額(⑫+⑬+(⑭又は⑮))	⑯	

⑬の金額がある場合には、申告書第一表「税額の計算」欄の「外国税額控除」欄(申告書Aは㊿欄、申告書Bは⑬欄)の「区分」の口に「1」と記入します。

書 き 方

- 1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第95条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第14条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第41条又は第42条に掲げる書類を添付してください。

外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ（居住者用）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。

なお、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第41条第1項第1号及び第3号に掲げる書類を基礎として記載します。

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1の④の金額がある場合）に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

ロ 「④ ①から控除すべき④の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「④」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（④の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「④」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

(3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転

記します。

なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ロ 「②」欄には、次の①と②の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得の金額については特別控除前の金額）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。

なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ハ 「③」欄には、純損失若しくは雑損失の繰越控除又は上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除若しくは先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額（非永住者については、国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。）を記載します。ただし、その国外所得金額がロの「所得総額②」を超えるとときは、「所得総額②」の金額を限度とします。

※ 平成30年分以前は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受ける場合には、その適用後の金額とされていました。

なお、国外所得金額とは次の所得の金額の合計額（その合計額が0を下回る場合には、0）をいい、2の⑥の金額がある場合には、その金額も含まれます。それぞれの国外源泉所得について、その所得の金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載してこの明細書に添付してください。

① 所得税法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得

※ 国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、この適用後の金額となります。この場合、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』をこの明細書に添付してください。

② 所得税法第95条第4項第2号から第17号までに規定する国外源泉所得（同項第2号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる国外源泉所得については、同項第1号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。）

ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「調整国外所得金額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。

ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。

ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額⑥」のうちに占める「調整国外所得金額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項

の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（㊸×12%又は6%）」又は「市町村民税（㊸×18%又は24%）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を㊸の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の1月1日において日本国内に住所を有しない場合は、0と記載します。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（㊸～㊻）には、「外国所得税額㊼」の金額が「控除限度額」の「計㊽」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㊾」欄には、「外国所得税額㊼」の金額が「控除限度額」の「計㊽」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。

ホ 「控除余裕額」の「㊿本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㊾」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。

ヘ 「控除限度超過額」の「㊿本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊽」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

ト 「所得税の控除限度額等」の欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、その発生した年分の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。

書 き 方 (国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用)

1 この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 95 条の 2 の規定（以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。）の適用を受ける方（所法第 153 条の 6 の規定による更正の請求を行う方を含みます。）が、所法第 95 条第 10 項の規定により確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付すべきものです。

このほか、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、その適用に係る外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が所法第 95 条の 2 第 1 項に規定する外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条（同令第 43 条の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に掲げる書類を添付してください。

(1) 国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方

次のイ又はロに該当する方が適用を受けることができます。

イ 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方で、所法 137 条の 2 第 1 項（第 2 項の規定により適用する場合を含みます。）の規定による納税の猶予を受けている方

ロ 国外転出をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けるべき方で、その国外転出の時までに国税通則法第 117 条第 2 項の規定による納税管理人の届出をしている方

(2) 適用要件

次のイ及びロの要件を満たす場合に適用を受けることができます。

イ 納税猶予に係る期限まで（上記(1)イの方の場合）又は国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで（上記(1)ロの方の場合）に、所得税法施行令第 226 条の 2 第 1 項に規定する対象資産（以下「対象資産」といいます。）の同項に規定する譲渡等（以下「譲渡等」といいます。）をした場合において、当該譲渡等により生じる所得（所法第 164 条第 1 項各号に定める国内源泉所得に該当するものを除きます。2 の(1)において同じです。）に対して課される外国所得税（日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限り、2 の(1)において同じです。）を納付することとなること。

ロ イの外国所得税に関する法令において、その外国所得税額の計算に当たって所法第 60 条の 2 の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされていること。

2 この明細書の次の欄は、それぞれ次により記載してください。

(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について記載するほか、国外転出をした後に納付すべきことが確定した外国所得税額のうち対象資産の譲渡等により生じる所得に対して課されるものについて記載します。

具体的には、当該外国所得税の課税期間の所得に対して課される外国所得税額から、当該対象資産の譲渡等により生じる所得がないものとした場合における当該課税期間の所得に対して課される外国所得税額を控除した金額（以下「対象資産外国所得税額」といいます。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。

ただし、次の場合には、それぞれ次に定める金額を「左に係る外国所得税額」の各欄に記載することとし、対象資産外国所得税額をその記載した金額の上段に括弧書きで記載してください。

(イ) 当該外国所得税が当該対象資産の相続（限定承認に係るものに限り、）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限り、）により生じる所得に課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第 137 条の 2 第 1 項に規定する納税猶予分の所得税額（当初の納税猶予分の所得税額。ただし、既に同条第 5 項の規定の適用があった

金額の合計額を除きます。) を超えるとき 当該納税猶予分の所得税額

(㍑) 当該外国所得税が当該対象資産の譲渡等(所法第 60 条の 2 第 4 項に規定する譲渡若しくは決済又は贈与による移転をいいます。)により課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第 137 条の 2 第 5 項に規定する政令で定めるところにより計算した金額(※「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」に従って計算した場合の⑦の金額)を超えるととき 当該計算した金額

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(㍑) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日(減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日)を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(㍒) 「減額された外国所得税額」欄には、上段()内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合(1の㉑の金額がある場合)に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

ロ 「㉑ ㉒から控除すべき㉑の金額」欄は、「㉒ 前年繰越額」から控除する「㉑」欄の金額(最も古い年分の㉑の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の㉑の金額を限度とします。)を書き、その控除後の残額(㉑の金額)を繰り越された控除限度超過額として、5の「㉑」、「㉒」、「㉓」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「㉑」欄の金額のうち、「㉒」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

(3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「㉓」欄には、申告書第一表又は更正請求書の「再差引所得税額(基準所得税額)」欄の金額を転記します。

なお、2の㉑の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ロ 「㉔」欄には、次の㉕と㉖の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得の金額については特別控除前の金額)の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)を加算した金額)を記載します。

㉕ 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)

㉖ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。

なお、2の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ハ 「③」欄には、純損失若しくは雑損失の繰越控除又は上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除若しくは先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合の本年分の国外所得金額（非永住者については、国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。）を記載します。ただし、国外所得金額が上記の「所得総額②」の金額を超えるときは、「所得総額②」の金額を限度とします。

※ 平成30年分以前は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受ける場合には、その適用後の金額とされていました。

なお、国外所得金額とは次の所得の金額の合計額（合計額が0を下回る場合には、0となります。）をいい、2の⑤の金額がある場合には、その金額も含まれます。それぞれの国外源泉所得について、その所得の金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

④ 所法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得

※ 国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、この適用後の金額となります。この場合、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』をこの明細書に添付してください。

⑤ 所法第95条第4項第2号から第17号までに規定する国外源泉所得（同項第2号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる国外源泉所得については、同項第1号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。）

⑥ 対象資産外国所得税額を課されることとなった対象資産の譲渡等に係る所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用により生じたものとみなされた所得

ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「調整国外所得金額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。

ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。

ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額⑥」のうちに占める「調整国外所得金額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（⑨×12%又は6%）」又は「市町村民税（⑩×18%又は24%）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を⑨の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の1月1日において、日本国内に住所を有しない場合は、0と記載してください。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（⑮～⑰）には、「外国所

得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑤」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑦」欄には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑤」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄に記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。

ホ 「控除余裕額」の「④本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑦」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。

ヘ 「控除限度超過額」の「⑤本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計⑤」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

ト 「所得税の控除限度額等」の欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、その発生した年分の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。

外国税額控除に関する明細書(非居住者用)

(平成30年分以降用)

(平成 年分)
(令和

氏名 _____

1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
			・	・		・	(外貨) 円	(外貨) 円
			・	・		・	(外貨) 円	(外貨) 円
			・	・		・	(外貨) 円	(外貨) 円
計							円	円 (A)

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算基礎となった年分	減額されることとなった日	減額された外国所得税額
			・		・	年分	・	(外貨) 円
			・		・	年分	・	(外貨) 円
			・		・	年分	・	(外貨) 円
計								円 (B)

(A)の金額が(B)の金額より多い場合(同じ金額の場合を含む。)

(A) 円 - (B) 円 = (C) 円 → 6の「①」欄に転記します。

(A)の金額が(B)の金額より少ない場合

(B) 円 - (A) 円 = (D) 円 → 2の「④」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前3年以内の控除限度超過額		
年分	① 前年繰越額	② ①から控除すべき④の金額
年分(3年前)	円	円
年分(2年前)		円
年分(前年)		円
計		円 (E)
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額		
本年発生額	③に充当された前3年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額(③ - ⑤)
円 (D)	円 (E)	円 (F)

③、④、①の金額を5の「②前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

提出用
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円
恒久的施設 帰属所得金額	②	
調整国外所得金額	③	
控除限度額(①× $\frac{③}{②}$)	④	

2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます(詳しくは、**控用の裏面**を読んでください。)

2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます(詳しくは、**控用の裏面**を読んでください。)

2の⑥の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。

→ 5の「㊸」欄及び6の「㊹」欄に転記します。

4 復興特別所得税の控除限度額の計算

復興特別所得税額	⑤	円
恒久的施設 帰属所得金額	⑥	
調整国外所得金額	⑦	
控除限度額(⑤× $\frac{⑦}{⑥}$)	⑧	

→ 3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きま

→ 3の「②」欄の金額を転記します。

→ 3の「③」欄の金額を転記します。

→ 5の「㊸」欄及び6の「㊹」欄に転記します。

5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算								
控除 限 度 額	所得税	㊸	円	控除 余 裕 額	所得税	㊹	円	
	(3の④の金額)				(㊸-㊹)			
	復興特別所得税	㊺			道府県民税	㊻		
	(4の⑧の金額)				((㊺+㊻+㊼-㊽)と㊾のいずれか少ない方の金額)	㊼		
	道府県民税	㊼				市町村民税	㊽	
	(㊼×12%又は6%)				((㊽-㊾)と㊿のいずれか少ない方の金額)	㊾		
	市町村民税	㊽			計	㊿		
	(㊽×18%又は24%)				(㊻+㊼+㊽+㊾)			
	計	㊿			控除限度超過額	㊿		
	(㊼+㊽+㊾+㊿)				(㊿-㊿)			
	外国所得税額	㊿						
	(1の㉑の金額)							
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等								
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の 控除限度額等
		㊿前年繰越額 及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額 (㊿-㊿)	㊿前年繰越額 及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額 (㊿-㊿)	
年分 (3年前)	所得税		円			円		円
	道府県民税							翌年1月1日 時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	市町村民税							
	地方税計							
計								
年分 (2年前)	所得税		円			円		円
	道府県民税							翌年1月1日 時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	市町村民税							
	地方税計							
計								
年分 (前年)	所得税					円		円
	道府県民税							翌年1月1日 時点の住所 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	市町村民税							
	地方税計							
計								
合 計	所得税		㊿			㊿		/
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		㊿			㊿		
本年分	所得税	㊿				㊿		/
	道府県民税	㊿						
	市町村民税	㊿						
	計	㊿	㊿			㊿		

6 外国税額控除額の計算

所得税の控除限度額 (3の④の金額)	⑨	円	復興財確法第14条第2項による控除税額 (⑨が⑩より小さい場合に⑩-⑨)と⑪とのいずれか少ない方の金額)	⑬	円
復興特別所得税の控除限度額 (4の⑧の金額)	⑩		所法第165条の6第2項による控除税額 (5の⑫の金額)	⑭	
外国所得税額 (1の㉑の金額)	⑪		所法第165条の6第3項による控除税額 (5の⑬の金額)	⑮	
所法第165条の6第1項による控除税額 (⑨と⑪とのいずれか少ない方の金額)	⑫		控 除 税 額 (⑫+⑬+ (⑭又は⑮))	⑯	

⑬の金額がある場合には、申告書第一表「税額の計算」欄の「外国税額控除」欄(申告書Aは⑯欄、申告書Bは⑰欄)の「区分」の□に「1」と記入します。

書 き 方

- 1 この明細書は、恒久的施設を有する非居住者が確定申告において所得税法第 165 条の 6 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条に掲げる書類を添付してください。

非居住者に係る外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ（非居住者用）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）をご覧ください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額（恒久的施設帰属所得につき課される外国所得税額に限られます。以下同じです。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の㉔の金額がある場合）に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

ロ 「㉔ ㉑から控除すべき㉔の金額」欄は、「㉑ 前年繰越額」から控除する「㉔」欄の金額（最も古い年分の㉑の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の㉑の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（㉔の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5 の「㉔」、「㉕」、「㉖」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「㉔」欄の金額のうち、「㉕」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

(3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「㉑」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。

なお、2 の㉔の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算し

ます。

ロ 「②」欄には、所得税法第 165 条第 1 項の規定により準じて計算する所得税法第 70 条第 1 項若しくは第 2 項（純損失の繰越控除）又は所得税法第 71 条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の所得税法第 161 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる国内源泉所得に係る所得金額を記載します。

なお、2 の㊦の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ハ 「③」欄には、所得税法第 165 条第 1 項の規定により準じて計算する所得税法第 70 条第 1 項若しくは第 2 項（純損失の繰越控除）又は所得税法第 71 条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額を記載します。ただし、その国外所得金額がロの「恒久的施設帰属所得金額②」を超えるときは、「恒久的施設帰属所得金額②」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは、恒久的施設帰属所得に係る所得金額のうち国外源泉所得に係る金額をいい、2 の㊦の金額がある場合には、その金額も含まれます。国外所得金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「恒久的施設帰属所得金額②」のうちに占める「調整国外所得金額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「⑤」欄には、3 の「①」欄の金額に 2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。

ロ 「⑥」欄には、3 の「②」欄の金額を転記します。

ハ 「⑦」欄には、3 の「③」欄の金額を転記します。

ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「恒久的施設帰属所得金額⑥」のうちに占める「調整国外所得金額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

(5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第 165 条の 6 第 2 項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第 3 項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（㊦×12%又は 6%）」又は「市町村民税（㊦×18%又は 24%）」は、申告年分の翌年の 1 月 1 日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を㊦の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※1 指定都市とは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※2 申告年分の翌年の 1 月 1 日において、日本国内に住所を有しない場合は、0 と記載します。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（㊦～㊧）には、「外国所得税額㊨」の金額が「控除限度額」の「計㊩」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㊧」欄には、「外国所得税額㊨」の金額が「控除限度額」の「計㊩」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前 3 年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前 3 年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。

ホ 「控除余裕額」の「㊨本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㊧」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から

繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。

へ 「控除限度超過額」の「㊟本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊟」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

ト 「所得税の控除限度額等」の欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、その発生した年分の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。

平成 令和 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書

(書き方については、控用の裏面を読んでください。)

税務署長

年 月 日提出

提出用

一面

1 住所及び氏名等

住所 (又は居所)	〒 () - ()	フリガナ 氏 名	印
(納税地)	〒 () - ()	個人番号 <small>(この計算書を申告書に添付して提出する場合は記入不要です。)</small>	※
		電話番号	※

2 組合に関する事項

組合の名称		組合事業の内容	
組合の主たる事務所の所在地		組合の計算期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日

3 組合事業から生じた各種所得の内訳

所得の種類		収入金額 (A)	必要経費 (B)	差引 (A - B)	
		円	円	(A-B) 円	(①+②) 円
事業	営業等			①	③
	農業			②	
不動産				④	円
山林				⑤	
				⑥	
				⑦	
合計 (③+④+⑤+⑥+⑦)				⑧	
事業所得、不動産所得、山林所得の合計 (③+④+⑤)				⑨	(△を付けないで書いてください。)

● ③、④及び⑤の金額の合計額が赤字の場合にのみ、その赤字の金額を書きます。

4 調整出資金額の計算

	前年以前に終了した計算期間の終了の時点までの合計額	本年中に終了した終了期間の合計額	合計等
出資の価額の合計額	⑩ (前年の⑥) 円	⑬ 円	⑭ (⑩+⑬) 円
各種所得金額の合計額	⑪ (前年の⑦)	⑭ (上の⑧)	⑮ (⑪+⑭)
組合からの分配額の合計額	⑫ (前年の⑧)	⑮	⑯ (⑫+⑮)
調整出資金額 (⑭+⑮-⑯)			⑰ (赤字のときは0)

5 調整出資金額超過損失額の計算

調整出資金額超過損失額 (⑨-⑰)	⑱	(赤字のときは0) 円
-------------------	---	-------------

● この「調整出資金額超過損失額」は組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入できません。「調整出資金額超過損失額」がある方は、「(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」で事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額を計算します。

税務署印
(署名押印)
(電話番号)

印

税務署	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	一連番号
務理	年 月 日			<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		
署欄						

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用

二面

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「平成・令和____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額(一面の5の⑳の金額)のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額(以下「必要経費不算入損失額」といいます。)を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額(一面の5の⑳)	①	円
---------------------	---	---

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額(一面の3の③)(黒字の時は0)		②	(△を付けないで書いてください。) 円
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)		③	(△を付けないで書いてください。)
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)		④	(△を付けないで書いてください。)
(③+④)		⑤	
不動産所得の損失額(一面の3の④)(黒字の時は0)		⑥	(△を付けないで書いてください。)
山林所得の損失額(一面の3の⑤)(黒字の時は0)		⑦	(△を付けないで書いてください。)
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計(②+⑥+⑦)		⑧	
事業 業 等	事業所得(営業等)に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤})$	⑨	
	(組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)の②)の金額) + ⑨	⑩	
所 業 得	事業所得(農業)に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤})$	⑪	
	(組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の④(収支内訳書(農業所得用)の②)の金額) + ⑪	⑫	
不 動 産 所 得	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑥}{⑧})$	⑬	
	(組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の④(収支内訳書(不動産所得用)の②)の金額) + ⑬	⑭	
山 林 所 得	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑦}{⑧})$	⑮	
	(組合事業に係る山林所得収支内訳書の④(山林所得収支内訳書(課税事業者用)の②)の金額) + ⑮	⑯	

→ 組合事業に係る青色申告決算書(一般用)(収支内訳書(一般用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)は②)の金額を()で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)(収支内訳書(農業所得用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の④(収支内訳書(農業所得用)は②)の金額を()で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)(収支内訳書(不動産所得用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の④(収支内訳書(不動産所得用)は②)の金額を()で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書(山林所得収支内訳書(課税事業者用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の④(山林所得収支内訳書(課税事業者用)は②)の金額を()で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署にお尋ねください。

「平成〇〇年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」の書き方

- この計算書は、租税特別措置法第27条の2（有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例）の規定により、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」といいます。）を締結している組合員である方が、申告書を提出する場合に使用するものです。
なお、本年分の所得税について申告書を提出しない場合であっても、組合契約を締結している組合員である方は、この計算書を本年の翌年3月15日（本年分の確定申告期限）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
この場合には、この計算書の「氏名」欄に押印の上、※の各欄についても書いてください。
- この計算書は、組合契約ごとに作成してください。
- 組合契約を締結している組合員である方は、組合契約に基づき営まれる事業（以下「組合事業」といいます。）から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得に係る内訳等を「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）に記載し、提出しなければなりません。
なお、この場合には、「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）の表題の上部に有限責任事業組合（以下「組合」といいます。）の名称を「（有限責任事業組合〇〇〇）」等と書いてください。
- 組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の損失額が、調整出資金額を超える場合には、「（付表）組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」も併せて提出しなければなりません。
（注）調整出資金額超過損失額（一面の5の㊸の金額）のない方は、付表の提出の必要はありません。
- この計算書は、次により書いてください。
 - 1 「1 住所及び氏名等」欄
「（納税地）」欄は、「住所（又は居所）」と納税地が異なる場合に、その納税地を書いてください。
 - 2 「2 組合に関する事項」欄
「組合の計算期間」欄は、本年中に終了した組合の事業年度の期間（以下「計算期間」といいます。）を書いてください。なお、本年中に終了した組合の計算期間が二以上ある場合には、それぞれの計算期間を書いてください。
 - 3 「3 組合事業から生じた各種所得の内訳」欄
この欄には、本年中に組合事業から生じた各種所得であなただけに帰属するもの（組合の計算期間により各種所得を計算する場合には、本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、そのすべての計算期間））について、次により書きます。所得の種類が数多くあり書ききれないときは、事業所得、不動産所得及び山林所得以外の所得については、合計額を書き、適宜の用紙に内訳を書いて、この計算書に添付してください。
 - (1) 「収入金額（㊶）」欄
この欄には、各種所得に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を書いてください。
なお、源泉分離課税や申告分離課税とされているものがある場合には、調整出資金額の計算は、これらも含めて計算することになります（この場合には税込みの金額に基づき計算します。）。
 - (2) 「必要経費（㊷）」欄
この欄には、上記(1)の各種所得に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額から控除される必要経費等について、次の区分に応じて、それぞれ次の金額を書いてください。
なお、青色申告特別控除額及び山林所得、譲渡所得又は一時所得の特別控除額は、必要経費等には含まれませんのでご注意ください。
 - ① 事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得 …… 事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、これらの所得に係る総収入金額から控除される必要経費の額
 - ② 配当所得 …… 配当所得の金額の計算上、配当所得に係る収入金額から控除される負債の利子の額の合計額
 - ③ 譲渡所得 …… 譲渡所得の金額の計算上、譲渡所得に係る総収入金額から控除される資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額
 - ④ 一時所得 …… 一時所得の金額の計算上、一時所得に係る総収入金額から控除されるその収入を得るために支出した金額の合計額
 - (3) 「差引（〇－〇）」の㊸欄
この欄には、各種所得の差引金額の合計額を書きます。なお、赤字の場合には、△を付してその赤字の金額を書きます。
 - 4 「4 調整出資金額の計算」欄
 - (1) 「本年中に終了した計算期間の合計額」の「出資の価額の合計額」㊹欄
本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、最も遅い終了の日の属する計算期間）の終了の時までに、組合契約に基づいて組合に対して出資をした金銭その他の財産の価額で組合の会計帳簿に記載された出資の価額の合計額に相当する金額を書きます。
 - (2) 「本年中に終了した計算期間の合計額」の「組合からの分配額の合計額」㊺欄
本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、最も遅い終了の日の属する計算期間）の終了の時までに、組合から交付を受けた分配額（分配した組合財産の帳簿価額をいいます。）の合計額に相当する金額を書きます。
- ◎ この計算書を提出する際（申告書と併せて提出する場合を除きます。）には、①個人番号（12桁）の記載及び②本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
なお、計算書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- ◎ 有限責任事業組合に係る所得計算に関する詳しいことは、「有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等の所得計算の説明書」を参照してください。

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

試験研究費の額		①		円	平均売上金額	⑫		円	
調整前事業所得税額		②			平均売上金額の10%相当額 (⑫ × $\frac{10}{100}$)	⑬			
試験研究費の増加額	比較試験研究費の額	③			10%相当額 平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (① - ⑬)	⑭			
	基準試験研究費の額	④			試験研究費割合 ($\frac{①}{⑫}$)	⑮			
	増加試験研究費の額 (① - ③) (① ≤ ④の場合は0)	⑤			超過税額控除割合 ($(\frac{⑮ - ⑩}{100}) \times 0.2$)	⑯			
	増加試験研究費割合 $\frac{⑤}{③}$	⑥			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る超過税額控除限度額 (⑭ × ⑯)	⑰		円	
	試験に係る税額の増加割合	⑦ ≥ 30%の場合	⑦	0.3	係る税額控除	本年税額基準額 (② × $\frac{10}{100}$)	⑱		
	⑥ < 30%の場合	⑧			本年特別控除額 (⑰と⑱のうち少ない金額)	⑲			
税額控除	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (⑤ × ⑦ 又は ⑧) (⑤ ≤ (③ × $\frac{5}{100}$) の場合は0)		⑨		円	本年税額控除可能額 (⑱の金額又は⑲の金額)	⑳		
	本年税額基準額 (② × $\frac{10}{100}$)		⑩			調整前事業所得税額超過構成額	㉑		
	本年特別控除額 (⑨と⑩のうち少ない金額)		⑪			所得税額の特別控除額 (㉑ - ㉒)	㉒		

(平成27年分以降用)

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が令和元年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 7 項に規定する平均売上金額が 10%相当額を超える試験研究費の額に係る所得税額の特別控除又は、平成 29 年改正前の租税特別措置法（以下「平成 29 年改正前旧措法」といいます。）第 10 条第 4 項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

平成 30 年以後は、試験研究費の増加額に係る税額控除の適用はありませんので、「③～⑩」欄は記載しないでください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10」と記載してください。

ただし、この特別控除は、試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除又は中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除における税額控除額の上限の特例（旧措法第 10 条第 4 項第 2 号又は第 5 項）の適用を受ける年分又は事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「②」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} (\ast 2)$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※ 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（旧措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法 165 条の 6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※ 2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

（注）平成 27 年分においてこの控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成 27 年改正前の措法（以下「平成 27 年改正前旧措法」といいます。）第 10 条第 6 項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(3) 「③」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。

(4) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。

(5) 「⑫」欄には、明細書の「⑤」欄の金額を記載します。

(6) 「⑳」欄は、旧措法第 10 条第 4 項第 1 号（平成 27 年改正前旧措法第 10 条第 6 項第 1 号）の規定の適用を受ける場合には「又は㉑の金額」を抹消し、同項第 2 号の規定の適用を受ける場合及び平成 30 年以後は「⑪の金額又は」を抹消して記載します。

(7) 「㉒」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑧」欄の B の金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第 10 条、平成 29 年改正前旧措法第 10 条、平成 27 年改正前旧措法第 10 条

試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 令和 年分)

氏名 _____

(平成30年分以降用)

試験研究費の額		①	円	税額	⑨ > 5% の場合 $\frac{9}{100} + \left(\frac{9}{100} - \frac{5}{100} \right) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	⑩	
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	②		控除割合	⑨ ≤ 5% の場合 $\frac{9}{100} - \left(\frac{5}{100} - \frac{9}{100} \right) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	⑪	
	①のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	③		の計算	税額控除割合 (⑩又は⑪) (⑦=0の場合は0.085)	⑫	
	控除対象試験研究費の額 (②+③)	④		算			
				税額控除限度額 (④×⑫)	円	⑬	
平均売上金額		⑤					調整前事業所得税額 ⑭
試験研究費割合 (①÷⑤)		⑥			⑥ > 10% の場合の特例加算割合 $\left(\frac{6}{100} - \frac{10}{100} \right) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	⑮	
税額控除割合の計算	増減試験研究費の額	⑦			本年税額基準額 (⑭×(0.25又は(0.25+⑮)))	⑯	円
	増減試験研究費の額 (①-⑦)	⑧			本年税額控除可能額 ⑬と⑯のうち少ない金額	⑰	
	増減試験研究費割合 (⑧÷⑦)	⑨			調整前事業所得税額超過構成額	⑱	
					所得税額の特別控除額 (⑰-⑱)	⑲	

試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が令和元年改正前の租税特別措置法（旧以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項及び第5項に規定する試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、旧措法第10条第3項の適用を受ける年分又は事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額（『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄と同じ金額）を記載してください。
- (3) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑩」欄の金額を記載します。
なお、0の場合は、「⑫」欄に「0.085」を記載します。
- (5) 「⑩」欄は、平成30年分及び令和元年分については「0.1又は」を消し、令和2年分以降については「又は0.14」を消します。
- (6) 「⑫」欄は、当該年分が事業を開始した日の属する年である場合には、「0.085」と記載します。
- (7) 「⑭」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（旧措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（旧措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（旧措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（旧措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (8) 「⑮」欄は、平成30年分及び平成31年分の各年分（『試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の⑱欄に記載がある場合を除きます。）のみ記載します。
- (9) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条第1項、第2項及び第5項

中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)
(令和

氏名 _____

(平成30年分以降用)

試験研究費の額		①	円	調整前事業所得税額	⑩	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	②		税 本 年 税 額 基 準 額 割 合 の 調 整 計 算	平均売上金額	⑪
	①のうち中小事業者の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	③			試験研究費割合 (①÷⑪)	⑫
	控除対象試験研究費の額 (②+③)	④			⑫>10%の場合の特例加算割合 $\left[\left(\frac{\text{⑫}-10}{100} \right) \times 2 \right]$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	⑬
税額控除割合の計算	増減試験研究費の額	⑤		額 調 整 の 計 算	⑦ > 5% の場合	⑭ 0.35
	増減試験研究費の額 (①-⑤)	⑥			本年税額基準額 (⑩×(0.25、(0.25+⑬)又は⑭))	⑮
の計算	増減試験研究費割合 (⑥÷⑤)	⑦		計 算	本年税額控除可能額 (⑨と⑮のうち少ない金額)	⑯
	税額控除割合 $\left[\frac{12}{100} + \left(\frac{\text{⑦}-5}{100} \right) \times 0.3 \right]$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17とし、 0.12未満の場合又は⑤=0の場合は0.12とする。)	⑧			調整前事業所得税額超過構成額	⑰
中小事業者税額控除限度額 (④×(⑧又は0.12))		⑨	円	所得税額の特別控除額 (⑯-⑰)		⑱

中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が令和元年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 3 項に規定する中小事業者の試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10」と記載してください。

なお、この特別控除は、旧措法第 10 条第 1 項の適用を受ける年分又は事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「税額控除割合の計算⑤～⑧」欄及び「税額基準割合の調整⑩～⑭」欄は、平成 30 年分及び令和元年分の各年分の場合にのみ記載します。

なお、開業 1 年目については、「税額控除割合」は「0.12」、「⑭」欄は「0.25」となりますので、「⑨」欄の「(⑧又は)」を消し、「⑮」欄の「、(0.25+⑬)又は⑭」を消します。

(2) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(3) 「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額（『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄と同じ金額）を記載してください。

(4) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑩」欄の金額を記載します。

なお、0 の場合は、「⑧」欄に「0.12」を記載します。

(5) 「⑧」欄は、「増減試験研究費割合 (⑦)」が 5 % を超える場合のみ計算し、超えない場合は「0.12」と記載します。

(6) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} (\ast 2)$$

i … 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii … 総合課税の長期譲渡所得の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※ 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（旧措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（旧措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法 165 条の 6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※ 2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(7) 「⑪」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。

(8) 「⑮」欄は、『試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の⑮欄に記載がある場合には、「、(0.25+⑬)又は⑭」を消します。

(9) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄の B の金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第 10 条第 3 項から第 5 項

特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 令和 年分)

氏名 _____

(平成30年分以降用)

特別試験研究費の額 (⑬の計)	①	円	調整前事業所得税額	⑥	円
控除対象済特別試験研究費の額	②		本年税額基準額 $(⑥ \times \frac{5}{100})$	⑦	
差引対象特別試験研究費の額 (①-②)	③		本年税額控除可能額 (⑤と⑦のうち少ない金額)	⑧	
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (③と⑭のうち少ない金額)	④		調整前事業所得税額超過構成額	⑨	
特別研究税額控除限度額 $(④ \times \frac{30}{100} + (③ - ④) \times \frac{20}{100})$	⑤		所得税額の特別控除額 (⑧-⑨)	⑩	
特別試験研究費の額の明細					
措法第10条第6項各号の該当号	特別試験研究の内容			特別試験研究費の額	
⑪	⑫			⑬	
第1号・第2号				円	
第1号・第2号					
計					
同上のうち⑪が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額				⑭	

特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が令和元年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 6 項に規定する特別試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、『試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄、もしくは、『中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄の金額を記載します。
- (2) 「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i … 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii … 総合課税の長期譲渡所得の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（旧措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法 165 条の 6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (3) 「⑨」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑦」欄の B の金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第 10 条第 6 項

平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る
 所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)
 (令和

氏名 _____

(平成30年分以降用)

試験研究費の額 ①	円	税額控除限度額 (④×⑥) ⑦	円
平均売上金額 ②		調整前事業所得税額 ⑧	
平均売上金額の10%相当額 (②× $\frac{10}{100}$) ③		本年税額基準額 (⑧× $\frac{5}{100}$) ⑨	
平均売上金額の10%相当額を超える 試験研究費の額 ④ (①-③)		本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額) ⑩	
試験研究費割合 ($\frac{①}{②}$) ⑤		調整前事業所得税額超過構成額 ⑪	
超過税額控除割合 (⑤- $\frac{10}{100}$)×0.2 ⑥		所得税額の特別控除額 (⑩-⑪) ⑫	

平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る 所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が令和元年改正前租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第7項に規定する平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (2) 「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の5の5までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（旧措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（旧措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（旧措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（旧措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (3) 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑧」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条第7項、令和元年改正前附則29

試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、
比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

(平成
令和
年分)

氏名 _____

I 平均売上金額の計算に関する明細書

年 分	売 上 金 額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改 定 売 上 金 額 (②×③)
①	②	③	④
売 上 調 整 年 分	円	<u>12</u>	円
年分		<u>12</u>	
年分		<u>12</u>	
本 年			
計			
平 均 売 上 金 額 (④の計) ÷ (1 + 売上調整年分数)		⑤	円

II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

年 分	試 験 研 究 費 の 額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改 定 試 験 研 究 費 の 額 (⑦×⑧)
⑥	⑦	⑧	⑨
調 整 対 象 年 分	円	<u>12</u>	円
年分		<u>12</u>	
年分		<u>12</u>	
計			
比 較 試 験 研 究 費 の 額 (⑨の計) ÷ (調整対象年分数)		⑩	円
基 準 試 験 研 究 費 の 額 (前2年以内に開始した年分の⑨の金額のうち最も多い金額)		⑪	

**試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、
比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書**

1 記載要領

I 平均売上金額の計算に関する明細書

この明細書は、青色申告者が令和元年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項、第3項若しくは第7項又は平成29年改正前の租税特別措置法（以下「平成29年改正前旧措法」といいます。）第10条第1項若しくは第4項第2号又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「平成27年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第2号の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

- (1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。
- (2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。
- (3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。

(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

この明細書は、青色申告者が旧措法第10条第1項、若しくは第3項又は平成29年改正前旧措法第10条第4項第1号、平成27年改正前旧措法第10条第6項第1号又は平成26年改正前の租税特別措置法（以下「平成26年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第1号の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

- (1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。
- (2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。

(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条、平成29年改正前旧措法第10条、平成27年改正前旧措法第10条、平成26年改正前旧措法第10条

の割増償却に関する明細書

(平成 年分)
令和

氏名 _____

種	類	①			
構	造	②			
細	目	③			
取	得	年	月	日	④
		・	・	・	・
取	得	価	額	⑤	
(償	却	保	証	額)
		円	円	円	
		()	()
		()	()
償	却	の	基	礎	と
		な	る	金	額
		⑥			
耐	用	年	数	⑦	
		年	年	年	
償	却	方	法	⑧	
償	却	率	又	は	改
		定	償	却	率
		⑨			
償	却	期	間	⑩	
		月	月	月	
		<u>12</u>	<u>12</u>	<u>12</u>	
普	算	出	償	却	費
通					⑪
償	増	加	償	却	費
却					⑫
費	計	(⑪	+	⑫)
					⑬
割	割	増	償	却	可
		能	額	⑭	
		(%)	(%)
		(%)	(%)
増	前	年	か	ら	繰
		り	越	さ	れ
		た	割	増	償
		却	可	能	額
		(前	年	分
		の	⑬)		
償	本	年	分	割	増
		償	却	可	能
		額	計	(⑭
		+	⑮)		
		⑯			
却	本	年	必	要	経
		費	に	算	入
		し	た	割	増
		償	却	費	⑰
費	翌	年	に	繰	り
		越	し	た	割
		増	償	却	可
		能	額	⑱	
償	償	却	費	合	計
		額	(⑬	+
		⑰)			
		⑲			
未	償	却	残	高	⑳

の割増償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）などに規定する各種の割増償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得したものについては、これらの割増償却の適用はありません。

この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 標題「の割増償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が措法などに規定するいずれの割増償却であるかを、例えば、措法第 13 条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》の適用を受けるときは「障害者を雇用する場合の機械等」などのように記載します。
- (2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。
- (3) 「⑤」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとした場合に、その増加償却費の額を記載します。

なお、(旧) 定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年から割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。
- (5) 「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。

なお、(%) 内には、その割増償却率を記載します。
- (6) 「⑱」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。

(注) 「⑲」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第 13 条、第 13 条の 2、第 13 条の 3、第 14 条、第 15 条 等

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)
令和

氏名 _____

資産区分	租税特別措置法第10条の3第1項各号の該当号	①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
	種 類	②					
	機 械 装 置 等 の 名 称	③					
	取 得 年 月 日	④	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	指定事業の用に供した年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑥		円	円	円	円	円
改定取得価額 (⑥又は⑥× $\frac{75}{100}$)	⑦						

所得税額の特別控除額の計算							
本年分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (⑪-⑫)	⑮	円
	税額控除限度額 (⑧× $\frac{7}{100}$)	⑨			繰越税額控除限度超過額 (⑫の「 年分」(前年分))	⑯	
	調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
	本年税額基準額 (⑩× $\frac{20}{100}$)	⑪			調整前事業所得税額超過構成額	⑱	
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰-⑱)	⑲	
	調整前事業所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑭+⑲)	⑳	
	本年税額控除額 (⑫-⑬)	⑭					

翌年繰越税額控除限度超過額の計算			
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額 (⑳-㉑)
	㉑	㉒	㉓
前年分 (前年分)	円	(⑰の金額) 円	
本年分	(⑨の金額)	(⑫の金額)	外 円
合計			

機 械 装 置 等 の 概 要	

(平成30年分以降用)

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第3項、第4項に規定する中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の3」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じて計算した金額を記載し、同項1～3号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額を転記します。
- (5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の5の5までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (6) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑪」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑮」欄には、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。
ただし、措法第10条の5の2第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が特定経営力控除設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を当該額から控除した後の額を記載します。
- (8) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「㉓」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- (10) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の3

特別修繕準備金に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

1 準備金の積立限度額の計算等

資産の種類及び名称		①					合計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		②	・	・	・	・		
翌年繰越額の計算	前年末における特別修繕準備金の額	③	円	円	円	円	円	
	本年取崩額	特別修繕費を支出した場合による取崩額	④					
		同上以外の場合による取崩額	⑤					
		計 (④+⑤)	⑥					
	減算	③のうち前年末までに収入金額に算入された金額	⑦					
		本年中において収入金額に算入すべき金額 (②+⑤-⑥)	⑧					
		計 (⑦+⑧)	⑨					
	差引特別修繕準備金 (③-⑥-⑨)		⑩					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等取崩しによる場合の取崩額 (⑩と⑨のいずれか少ない方の金額)		⑪					
	本年積立額		⑫					
	積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	⑬					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額		⑭						
⑭-⑩ (赤字のときは0)		⑮						
業務を行った期間の月数 積立期間の月数		⑯	—	—	—	—		
⑭×⑯		⑰	円	円	円	円		
積立限度額 (⑮と⑰のいずれか少ない方の金額)		⑱						
積立限度超過額 (⑫-⑱)		⑲					円	
本年末における特別修繕準備金の額 (⑩+⑫-⑲) (⑱に記載がある場合は、⑩-⑱)		⑳						

2 総収入金額に算入する額の計算

積立期間終了日の属する年の翌々年末における差引特別修繕準備金	㉑	円	円	円	円	円
年初現在の準備金額	㉒					
本年の総収入金額に算入する額	特別修繕費を支出した場合	㉓				
	積立期間終了から2年経過後5年間均等取崩しによる場合 (㉑× $\frac{1}{5}$)	㉔				
	㉓及び㉔以外の場合	㉕				
本年分の必要経費に算入する額		㉖				
翌年繰越額 (㉒-㉓-㉔+㉕)		㉗				

3 平成23年12月改正法附則の規定による総収入金額に算入する額の計算

本年の総収入金額に算入する額の計算	平成25年1月1日における特別修繕準備金の金額	㉘	円	翌年への繰越額の計算	前年末における特別修繕準備金の金額	㉙	円
	$\frac{1}{4}$ 又は $\frac{1}{10}$	㉚	—		本年の総収入金額に算入する額 (㉚)	㉙	
	4年等均等取崩金額 (㉘×㉚)	㉛	円				
	同上以外の場合に総収入金額に算入する額	㉜					
	本年の総収入金額に算入する額 (㉛+㉜)と㉙のうち少ない金額	㉝					

特別修繕準備金に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第20条の3の規定による特定船舶に係る特別修繕準備金、平成23年12月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第20条の4の規定による特別修繕準備金又は平成23年12月改正法附則第50条第2項から第5項までの規定による個人の準備金に関する経過措置の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、船舶について1隻ごと、炉、ガスホルダー又は貯油槽については1基ごとに、その名称を記載します。
- (2) 「②」欄には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、本年の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。
- (3) 平成25年1月1日において旧措法第20条の4第3項に規定する特別修繕準備金の金額を有する方が成25年分以後において平成23年12月改正法附則第50条第2項から第5項までの規定による個人の準備金に関する経過措置の適用を受ける場合には、①及び②並びに「3 平成23年12月改正法附則の規定による総収入金額に算入する額の計算」の各欄を記載し、③から⑦までの各欄は記載を要しません。
- (4) 「③」欄には、前年末における特別修繕準備金の金額を記載します。
- (5) 「⑫」欄には、本年中において特別修繕準備金勘定へ繰り入れた金額を記載します。
- (6) 「⑬」欄は、①当該資産につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には、「類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、②当該資産（船舶に限ります。）につき本年末までに特別修繕を行ったことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び②以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。
- (7) 「⑩」欄は、次により記載します。
 - ㉞ 「積立期間の月数」には租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第13条《特定船舶に係る特別修繕準備金》（平成26年改正前の措令及び平成23年12月改正前の措令（以下「旧措令」といいます。）第12条の2に係る部分を含みます。）及び平成26年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措規」といいます。）第7条《特別修繕準備金》（平成23年12月改正前の租税特別措置法施行規則（以下「平成23年12月改正前旧措規」といいます。）第7条の2に係る部分を含みます。）において資産別に定められている月数を記載します。
 - ㉟ 「業務を行った期間の月数」には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、その完了の日から本年末までの月数を記載します。
 - ㊱ 「積立期間の月数」及び「業務を行った期間の月数」の月数は、1月末満の端数が生じた場合には1月として計算します。
- (8) 「⑭」欄は、各年の末日において、前年分から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として措令第13条第10項（旧措令第12条の2第10項に係る部分を含みます。）で定める日の属する年の12月31日の翌日から2年を経過したものである場合には、当該経過した日の属する年の12月31日におけるこの明細書の「⑩」欄の金額を記載します。
- (9) 「⑳」欄は、平成23年12月改正法附則第50条第2項に規定する中小企業者に該当する場合には「 $\frac{1}{4}$ 」又は「 $\frac{1}{10}$ 」を消し、その他の場合には「又は $\frac{1}{10}$ 」を消します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第20条の3、旧措法第20条の4、措令第13条、旧措令第12条の2、旧措規第7条、平成23年12月改正前旧措規第7条の2、平成23年12月所法等改正法附則第50条

探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

(平成 年分)
(令和 年分)

1 探鉱準備金に関する明細書

(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細

氏名 _____

取引基準	本年の鉱物の販売による収入金額	①		円
	取引基準による積立額 ($① \times \frac{12}{100}$)	②		
所得基準	本年の鉱物の販売による収入金額に係る採掘所得金額	③		
	租税特別措置法施行令第14条第4項の規定により控除する金額 (④ - ⑤ (赤字のときは0))	④		
	前年以前各年の採掘損失金額の合計額	⑤		
	前年以前各年の採掘所得金額の合計額	⑥		
	差引採掘所得金額 (③ - ⑥)	⑦		
	所得基準による積立額 ($⑦ \times \frac{50}{100}$)	⑧		
探鉱準備金積立限度額 (②又は⑧のうちいずれか少ない方の金額)		⑨		
本年積み立てた探鉱準備金の額		⑩		

(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細

積立年分	⑪ 当初の必要経費に算入した積立額	⑫ 年初の各年分の準備金額	⑬ ⑫のうち、本年中の任意取崩額	⑭ 総収入金額に算入される額 (⑫ - ⑬)	⑮ 翌年繰越額
年分		円	円	円	
年分					円
年分					
本年分	円				
計			⑯		

2 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

探鉱費等基準	本年中に支出した新鉱床探鉱費の額	⑰		円
	本年中の探鉱用機械設備の償却額	⑱		
	計 (⑰+⑱)	⑲		
準備金取崩基準	本年中の任意取崩額 (⑯ の金額)	⑳		
	総収入金額に算入される額 (⑭ の金額)	㉑		
	計 (⑳+㉑)	㉒		
所得基準	この特別控除額及び青色申告特別控除額を控除しないで計算した本年分の事業所得の金額	㉓		
本年分必要経費に算入される新鉱床探鉱費の額 (⑲、㉒又は㉓のうちいずれか少ない方の金額)		㉔		

探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第22条及び平成28年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第22条の規定による探鉱準備金の積立てを行う場合又は措法第23条の規定による新鉱床探鉱費の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

なお、この明細書は、これらの特別控除の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 「1の(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細」について

「①」欄には、本年の指定期間内における次の収入金額の合計額を記載します。

イ 鉱物の販売による収入金額

ロ 鉱物を原材料として製造した 物品の販売による収入金額	×	$\frac{\text{原材料である鉱物の採掘から選鉱までに要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}{\text{その物品の製造に要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}$
---------------------------------	---	---

(2) 「1の(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細」について

イ 「③」欄には、前年から繰り越された準備金を、本年中に任意に取り崩した場合にその取崩額を記載します。

ロ 「④」欄には、積み立てた年の翌年1月1日から5年（平成28年分以前に積み立てた探鉱準備金については3年）を経過した準備金について、次の金額を記載します。

（本年の年初に繰り越された額）－（本年中に任意に取り崩した額）

（注）1 この準備金は、積み立てた年の翌年1月1日から5年（平成28年分以前に積み立てた探鉱準備金については3年）を経過したときは、経過した日の属する年に、取り崩して総収入金額に算入することになっています。

2 平成28年分以前に積み立てた探鉱準備金の場合は、当該明細の中段2行は使用せず、また、当該探鉱準備金のうち、積み立てをした年の翌年1月1日から3年を経過したものがある場合には、その経過したものについて、当該明細の最上段の行に記載します。

(3) 「2 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書」について

「⑦」欄には、本年中に支出した探鉱のための地質調査、ボーリング、坑道の掘さくに要した費用等の合計額を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第22条、旧措法第22条、措法第23条、平成28年改正法附則65



の特別償却に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

種	類	①			
構	造	②			
細	目	③			
取	得	年	月	日	④
		・	・	・	・
事	業	の	用	に	供
		し	た	日	⑤
		・	・	・	・
取	得	価	額	⑥	円
(償	却	保	証	額
)					()
償	却	の	基	礎	と
		な	る	金	額
耐	用	年	数	⑧	年
償	却	方	法	⑨	
償	却	率	又	は	改
		定	償	却	率
償	却	期	間	⑩	
					月
					<u>12</u>
普	算	出	償	却	費
通	増	加	償	却	費
償					⑫
却					円
費					円
					円
					円
					円
特		特	別	償	却
別		限	度	額	⑮
償		(%)	(
却				%)	(
費				%)	(
	減	価	償	却	資
	産	を	事	業	の
	に	用	に	供	し
	た	年			
		必	要	経	費
		に	算	入	し
		た	特	別	償
		却	費		⑯
		翌	年	へ	の
		繰	越	額	⑰
		(⑮	-
)			
	減	価	償	却	資
	産	を	事	業	の
	に	用	に	供	し
	た	年	の	翌	年
		前	年	か	ら
		の	繰	越	額
		(前	年
)		分	の
		⑰			⑱
		必	要	経	費
		に	算	入	し
		た	特	別	償
		却	費		⑲
償	却	費	合	計	額
		(⑱	+
		(⑯	又
)))
		⑳			
未	償	却	残	高	⑳

の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した減価償却資産については、これらの特別償却の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 標題「の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法又は震災特例法などに規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条《特定設備等の特別償却》の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第12条の2《医療用機器の特別償却》の適用を受けるときは「医療用機器」などのように記載します。

(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

(3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑬」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、(旧)定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

(5) 「特別償却費」欄の「減価償却資産を事業の用に供した年」（⑮～⑰）欄は、減価償却資産を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「減価償却資産を事業の用に供した年の翌年」（⑱～㉑）欄は、減価償却資産を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「⑮」欄には、減価償却資産の取得価額（⑥）の金額。ただし、措法第10条の3に規定する特定の減価償却資産などについては、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額に、特別償却率（（％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を記載します。

(注) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成26年改正前の措法第11条の2第1項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第19条第1号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が50億円を超える場合又は産業集積法第19条第2号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関係業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が30億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率（（％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を「⑮」欄に記載します。

- i 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産 50億円 × $\frac{\text{⑥}}{\text{産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額}}$
- ii 農林漁業関係業種用集積産業用資産 30億円 × $\frac{\text{⑥}}{\text{農林漁業関係業種用集積産業用資産の取得価額の合計額}}$

なお、次の場合などにおいては、「⑮」欄には、「⑥－⑭」の金額を記載します。

- 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした平成28年改正前の措法第10条の2第1項第1号ロに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等をした平成27年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号イに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした平成26年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号ハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- 産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等をした平成29年改正前の措法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- 平成28年4月1日以後に取得等した機械及び装置につき、特定の個人が震災特例法第10条第1項の規定の適用を受ける場合
- 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の減価償却資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
- 東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日（平成23年12月26日）から平成26年3月31日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、平成26年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
- 避難等指示が解除された日から同日以後5年を経過する日までの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第10条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合
- 平成28年4月1日以後に取得等した一定の開発研究用資産につき、特定の個人が震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合（※）
- 復興特区法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合（※）

※ この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。

平成29年4月1日以後に取得等をした措法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の4の2、第10条の5の2、第10条の5の3、第10条の5の5、第11条、第11条の2、第11条の3、第11条の4、第12条、第12条の2、震災特例法第10条、第10条の2、第10条の2の2、第10条の5 等

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)
(令和

氏名

租税特別措置法第10条の2第1項各号の該当号		①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
資 産 区 分	種 類	②					
	構造、設備の種類又は区分	③					
	細 目	④					
	取 得 年 月 日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取得価額の合計額 (⑦の合計)		⑧	円	本年税額控除可能額 (⑨と⑩のうち少ない金額)		⑫	円
税 額 控 除 限 度 額 (⑧ × $\frac{7}{100}$)		⑨		調整前事業所得税額超過構成額		⑬	
調 整 前 事 業 所 得 税 額		⑩		所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 (⑫ - ⑬)		⑭	
本 年 税 額 基 準 額 (⑩ × $\frac{20}{100}$)		⑪					
機 械 設 備 等 の 概 要							

(平成30年分以降用)

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の2第3項に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の2」と記載してください。

なお、高度省エネルギー増進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません（措法第10条の2第5項）。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、高度省エネルギー増進設備等が措法第10条の2第1項各号のいずれに該当するかを記載します。

なお、平成30年改正法附則第62条の規定により読み替えて適用する措法第10条の2第1項第2号に定める減価償却資産にあつては、「第1号」と記載します。

- (2) 「②」欄から「④」欄には、その高度省エネルギー増進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。

- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2、平成30年改正法附則62

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)
(令和 年分)

氏名 _____

租税特別措置法第10条の2第1項各号の該当号		①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
資 産 区 分	種 類	②						
	構造、設備の種類又は区分	③						
	細 目	④						
	取 得 年 月 日	⑤	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	事業の用に供した年月日	⑥	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
取得価額又は製作価額	⑦		円	円	円	円	円	
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算								
本 年 分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧		円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (⑪ - ⑫)	⑮	円
	税額控除限度額 (⑧ × $\frac{7}{100}$)	⑨				繰越税額控除限度超過額 (⑫の「平成 年分」)	⑯	
	調整前事業所得税額	⑩				同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
	本年税額基準額 (⑩ × $\frac{20}{100}$)	⑪				所得税額超過構成額	⑱	
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫				本年繰越税額控除額 (⑰ - ⑱)	⑲	
	所得税額超過構成額	⑬				所得税額の特別控除額 (⑭ + ⑲)	⑳	
	本年税額控除額 (⑫ - ⑬)	⑭						
翌年繰越税額控除限度超過額の計算								
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額等		翌年繰越額 (⑳-㉑)				
	㉑	㉒		㉓				
平成 年分 (前年分)		円	(⑰の金額)	円	/			
本年分	(⑨の金額)		(⑱の金額)		外	円		
合 計	/		/					
機 械 設 備 等 の 概 要								

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成30年3月31日以前に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等について、平成30年改正前租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2第3項及び第4項（平成28年改正前、平成27年改正前、平成26年改正前又は平成25年改正前の租税特別措置法第10条の2の2第3項及び第4項を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「平成30年旧措法10の2」（平成27年分以前は「措法10の2の2」）と記載してください、

なお、平成25年4月1日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあつては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。

(注) エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署にお尋ねください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が旧措法第10条の2（の2）第1項各号のいずれに該当するかを記載します。(2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（平成27年改正前の）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（平成30年改正前所得税法（以下「旧所法」といいます。）所法95）、非居住者に係る外国税額控除（旧所法165条の6）及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(注) 平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の2の2第3項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

- (5) 「⑬」欄及び「⑭」欄には、それぞれ『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「⑩」欄及び「⑨」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「⑳」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の2、旧措法第10条の2の2、平成30年改正法附則65、平成29年改正法附則45、平成28年改正法附則59、平成27年改正法附則59、平成26年改正法附則51、平成25年改正法附則35

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和 年分)

氏名 _____

(令和元年分以降用)

促進区域	①					
承認地域経済牽引事業の内容	②					
資産 区分	種類	③				
	構造、設備の種類又は区分	④				
	細目	⑤				
	取得年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	⑦	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑧		円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額等の合計額 (⑧の合計)	⑨		円	調整前事業所得税額	⑬		円
⑨のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	⑩			本年税額基準額	⑭		
				$(13 \times \frac{20}{100})$			
⑩のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	⑪			本年税額控除可能額	⑮		
				(⑫と⑭のうち少ない額)			
税額控除限度額 ($(10 - 11) \times \frac{4}{100} + 11 \times \frac{5}{100} + (9 - 10) \times \frac{2}{100}$)	⑫			調整前事業所得税額 超過構成額	⑯		
				所得税額の特別控除額 (⑮ - ⑯)	⑰		

機械設備等の概要

--

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4第3項及び令和元年改正前の租税特別措置法第10条の4第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「③」欄から「⑤」欄には、特定事業用機械等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。
- (2) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

- (3) 「⑫」欄は、平成31年3月31日以前に特定事業用機械等を取得又は製作若しくは建設をした場合には、「 $\text{⑩} \times \frac{4}{100} + (\text{⑨} - \text{⑩}) \times \frac{2}{100}$ 」で計算した金額を記載します。

- (4) 「⑬」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の5の5までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑯」欄には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の4、旧措法第10条の4、令和元年改正法附則30

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

(平成29年分以降用)

促進区域	①						
承認地域経済牽引事業の内容	②						
資産 区分	種類	③					
	構造、設備の種類又は区分	④					
	細目	⑤					
	取得年月日	⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	⑦	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取得価額又は製作価額	⑧		円	円	円	円	円
所得税額の特別控除額の計算							
取得価額等の合計額 (⑧の合計)	⑨		円	本年税額基準額 (⑫ × 20 / 100)	⑬		円
⑨のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る取得価額等の合計額	⑩			本年税額控除可能額 (⑩と⑬のうち少ない金額)	⑭		
税額控除限度額 ((⑨-⑩) × 4/100 + ⑩ × 2/100)	⑪			調整前事業所得税額 超過構成額	⑮		
調整前事業所得税額	⑫			所得税額の特別控除額 (⑭ - ⑮)	⑯		
機械設備等の概要							

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が令和元年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の4第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「③」欄から「⑤」欄には、特定事業用機械等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。
- (2) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑫」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（旧措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（旧措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（旧措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（旧措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (4) 「⑮」欄には、旧措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑭」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の4

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)
(令和

氏名 _____

(平成27年分以降用)

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日		①	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
計画の区分及び事業実施地域		②	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資 産 区 分	種 類	③					
	構 造 又 は 区 分	④					
	細 目	⑤					
	取 得 年 月 日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	⑦	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 価 額	⑧		円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取得価額の合計額 (⑧の合計)	⑨		円	本年税額基準額 (⑫ × 20 / 100)	⑬		円
同上のうち移転型計画に係る額	⑩			本年税額控除可能額 (⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭		
税額控除限度額 ((⑨-⑩) × 4/100 + ⑩ × 7/100)	⑪			調整前事業所得税額 超過構成額	⑮		
調整前事業所得税額	⑫			所得税額の特別控除額 (⑭ - ⑮)	⑯		
建 物 等 の 概 要							

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4の2第3項（平成29年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条の4第3項を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4の2」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「②」欄は、次の区分に応じて該当するものを○で囲みます。

- ・ 「拡充型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が拡充型計画（地域再生法第17条の2第1項第2号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合
- ・ 「移転型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合

(2) 「③」欄から「⑤」欄には、特定建物等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。

(3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑫」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除((旧)措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除((旧)措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除((旧)措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除((旧)措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除((旧)措法41の19の4)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る外国税額控除(所法165条の6)及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(注) 平成27年分においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法第10条の4第3項及び平成27年措法等改正法附則第60条に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(5) 「⑮」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑮」欄のBの金額を記載します。

(6) 「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の4の2、旧措法第10条の4

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和 年分)

氏名 _____

(令和元年分以降用)

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項										
認定年月日 (変更の認定年月日)		. . .		事業実施地域		平成30年改正法附則第64条第2項の規定の適用の有無		有 . 無		
地方事業所基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算										
適用年の開始の日の前日における雇用者の数 (付表「③の1」-付表「④の1」)		①		人		税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	円	$③ \geq 0.08$ 若しくは $③ \geq 0.1$ 又は $① = 0$ の場合 (60万円×⑧+50万円×⑩)		⑫
基準雇用者数 (付表「⑤の1」)		②		(マイナスの場合は0)				$0.05 \leq ③ < 0.08$ の場合 (30万円×(⑧+⑨)+20万円×(⑩+⑩×1.5))		⑬
基準雇用者割合 (②÷①)		③						$③ < 0.05$ 又は $③ < 0.1$ の場合 (30万円×⑧+20万円×⑩)		⑭
給与等支給額 (付表「⑯」)		④		円				税額控除可能額 (⑫、⑬又は⑭) (④<⑤の場合は0)		⑮
比較給与等支給額 (付表「㉓」)		⑤						調整前事業所得税額		⑯
地方事業所基準雇用者数 (付表「⑤の2」)		⑥		(マイナスの場合は0) 人				本年税額基準額 (⑯× $\frac{20}{100}$)		⑰
調整地方事業所基準雇用者数 (②と⑥のうち少ない金額)		⑦				本年税額控除可能額 (⑮と⑰のうち少ない金額)		⑱		
特定新規雇用者基礎数 (⑦と付表「⑥」のうち少ない数)		⑧				調整前事業所得税額超過構成額		⑲		
対象移転型特定新規雇用者数 (⑧と付表「⑦」のうち少ない数)		⑨				本年税額控除額 (⑱-⑲)		⑳		
対象非特定新規雇用者数及び 非新規基準雇用者数の合計 (付表「⑩」+付表「⑫」)		⑩								
対象移転型非特定新規雇用者数及び 対象移転型非新規基準雇用者数の合計 (付表「⑪」+付表「⑬」)		⑪								
地方事業所特別基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算										
基準年		年		人		本 年 税 額 控 除 額 の 計 算	円	地方事業所特別税額控除限度額 (30万円×(㉒-㉒の内書))+ 20万円×(㉒の内書)		㉕
地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地 方事業所特別基準雇 用者数の基礎となる地 方事業所特別基準雇 用者数	適 用 年	年		⑳ 内				差引本年税額基準額残額 (⑰-⑱)		㉖
		年		㉑ 内				本年税額控除可能額 (㉕と㉖のうち少ない金額)		㉗
		年		㉒ 内				調整前事業所得税額超過構成額		㉘
地方事業所特別基準雇用者数 (㉑+㉒+㉓)		㉔		(マイナスの場合は0) 内				本年税額控除額 (㉗-㉘)		㉙
所得税額の特別控除額 (㉔+㉙)								㉚		

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第1項及び第2項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

なお、明細書上の「付表」とは、『**基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）**』のことをいいます。

1 記載要領

- (1) 「③」欄には、「①」欄がゼロである場合には、記載を要しません。
- (2) 「⑫」欄は、平成30年改正法附則（以下「附則」といいます。）第64条第2項の規定の適用を受ける場合には「③ \geq 0.08若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは③ \geq 0.1」を消して計算します。
- (3) 「⑭」欄は、附則第64条第2項の規定の適用を受ける場合には「③ $<$ 0.05又は」を消し、その他の場合には「又は③ $<$ 0.1」を消して計算します。
- (4) 「⑮」欄は、附則第64条第2項の規定の適用を受ける場合には、「⑫又は⑭」として記載します。
- (5) 「⑯」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の5の5までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (6) 「⑰」欄は、附則第64条第2項の規定の適用を受ける場合には、「⑮と⑰」とあるのは、「⑮と（⑰－『地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」）」として記載します。
- (7) 「基準年」欄は、措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける又は受けた年を記載します。
- (8) 「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数」の各欄は、措法10条の5第3項第14号に規定する計画の認定を受けた日の属する年以後の各年ごとに、付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。その記載した数のうち、措法10条の5第2項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第3項第2号に規定する特定業務施設に係る数を当該各欄の内書に記載します。
この場合において、前年以前のこの明細書の写し又はその計算に関する明細を適宜の用紙に記載して添付してください。
- (9) 「⑱」欄は、措法第10条の4の2第3項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除》の適用を受ける場合、「⑰－⑱」とあるのは、「⑰－⑱－『地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」）」として記載します。
- (10) 「⑲」欄及び「⑳」欄には、それぞれ『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「⑭」欄及び「⑮」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5、平成30年改正法附則64

基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）

氏名 _____

（令和元年分以降用）

基準雇用者数等の計算に関する明細						
		適用年の12月31日 における雇用者の数	新規雇用者総数	適用年の前年の12月 31日における雇用者 の数	「3」のうち適用年の 12月31日において高 年齢雇用者に該当す る者の数	基準雇用者数 (①-③-④)
		①	②	③	④	⑤
全	1	人	内 人	人	人	人
体						
特定業務施設	2					
同上のうち移転型計画に 係る特定業務施設	3					
特定新規雇用者数等の計算						
特定新規雇用者数 (②の2の内書)					⑥	人
移転型特定新規雇用者数 (②の3の内書)					⑦	
調整新規雇用者総数 (「②の2」と本表「⑦」のうち少ない数)					⑧	
調整新規雇用者総数の40%相当数 ($⑧ \times \frac{40}{100}$)					⑨	(小数点以下切捨て)
対象非特定新規雇用者数 ((⑧-⑥) と⑨のうち少ない数)					⑩	(マイナスの場合は0)
対象移転型非特定新規雇用者数 ((「②の3」-⑦) と⑩のうち少ない数)					⑪	
非新規基準雇用者数 (本表「⑦」-⑧)					⑫	
対象移転型非新規基準雇用者数 ((「⑤の3」-「②の3」) と⑫のうち少ない数)					⑬	(マイナスの場合は0)
給与等支給額の計算に関する明細						
適用年における給与等の支給額					⑭	円
同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額					⑮	
給与等支給額 (⑭-⑮)					⑯	
比較給与等支給額の計算に関する明細						
適用年の前年分	給与等の支給額	⑯のうち適用年の12月31日 において高年齢雇用者に 該当する者に係る金額	差引 (⑱-⑲)	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた期間の月数}}$	改訂給与等の支給額 (⑳×㉑)	
⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	
年分	円	円	円	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた期間の月数}}$	円	
比較給与等支給額 (㉒ + (㉒×本表「③」) × $\frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$)					㉓	

基準雇用者数、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）

この明細書（付表）は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第1項及び第2項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 「②の2」欄は、措法第10条の5第1項の適用を受ける場合に、同条第3項第2号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）において適用年に新たに雇用された雇用者で、当該適用年の12月31日において当該特定業務施設に勤務するものの総数を記載し、同欄の内書には、当該特定業務施設において適用年に新たに雇用された同項第7号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で、適用年の12月31日において当該特定業務施設に勤務するものの数を記載します。

(2) 「②」欄は、平成30年改正法附則（以下「附則」といいます。）第64条第2項の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消して計算します。

なお、「③の1」-「④の1」が0である場合には、「②」欄中「(②×本表「③」)」とあるのは「②」として計算します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5、平成30年改正法附則64

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)
(令和

氏名 _____

事業種目	①					
資産	種類	②				
	設備等の種類又は区分	③				
区分	細目	④				
	取得年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
分	指定事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円	前年繰越分	差引本年税額 基準額残額	⑮	円
税額控除限度額 (⑧ × 10 / 100)	⑨			繰越税額控除限度 超過額	⑯	
調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越 税額控除可能額	⑰	
本年税額基準額 (⑩ × 20 / 100)	⑪			調整前事業所得税額 超過構成額	⑱	
本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰ - ⑱)	⑲	
所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑭ + ⑲)	⑳	
本年税額控除額 (⑫ - ⑬)	⑭					

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額 (⑳ - ㉑)
	㉑	㉒	㉓
年分 (前年分)	円	(⑰の金額) 円	
本年分	(⑨の金額)	(⑫の金額)	外 円
合計			

機械設備等の概要

--	--	--	--

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 5 の 3 第 3 項若しくは第 4 項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の 5 の 3」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、特定経営力向上設備等の耐用年数省令別表第一に定める種類、設備等の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、外国税額控除（所法 95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (4) 「⑪」欄には、「⑩」欄の金額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額を記載します。
ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項、平成 29 年改正前の措法第 10 条の 3 第 6 項及び措法第 10 条の 5 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者の機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額、「⑬」欄の金額及び『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」欄の金額を控除した後の額を記載します。
- (5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄の B の金額を記載します。
- (6) 「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。
ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項、平成 29 年改正前の措法第 10 条の 3 第 6 項及び措法第 10 条の 3 第 4 項並びに同法第 10 条の 5 の 2 第 3 項及び同条第 4 項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者の機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額、「⑬」欄の金額及び「⑯」欄の金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」欄の金額及び「⑰」欄の金額を控除した後の額を記載します。
- (7) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑱」欄の B の金額を記載します。
- (8) 「㉓」欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第 10 条の 4 などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額 B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて記載します。
- (9) 「機械設備等の概要」欄には、その設備が特定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第 10 条の 5 の 3、平成 29 年改正法附則 46

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 令和 年分)

氏名 _____

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称		①					
事業名		②					
資産区分	種類	③					
	設備の名称	④					
	取得年月日	⑤	・	・	・	・	・
	指定事業の用に供した年月日	⑥	・	・	・	・	・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円
所得税額の特別控除額の計算							
本年分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円	前年繰越	差引本年税額基準額残額 (⑪-⑫)	⑮	円
	税額控除限度額 (⑧×7/100)	⑨			繰越税額控除限度超過額 (⑫の「年分」)	⑯	
	調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
	本年税額基準額 (⑩×20/100)	⑪			所得税額超過構成額	⑱	
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰-⑱)	⑲	
	所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑭+⑲)		⑳
	本年税額控除額 (⑫-⑬)	⑭					
翌年繰越税額控除限度超過額の計算							
年分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額等		翌年繰越額 (㉑-㉒)			
	㉑	㉒		㉓			
年分 (前年分)	円	円 (㉑の金額)		/			
本年分	(⑨の金額)	(⑫の金額)					外 円
合計	/		/				
設備の概要							

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の2第3項若しくは第4項又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の3第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の2」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、租税特別措置法施行令第5条の6の2若しくは平成27年改正前の同令第5条の6の3又は租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。
- (2) 「③」欄及び「④」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類、構造の名称を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除((旧)措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除((旧)措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除((旧)措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除((旧)措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除((旧)措法41の19の4)、外国税額控除((旧)所法95)及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「(旧)震災特例法」といいます。)第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
(注)平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「特定中小事業者」を「特定中小企業者」に、「調整前事業所得税額」を旧措法第10条の5の3第3項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

- (5) 「⑪」欄は、「⑩」欄の金額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額を記載します。

ただし、措法第10条の3第3項及び平成29年改正前の措法第10条の3第6項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者の機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑬」欄の金額を控除した後の金額を記載します。

- (6) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した金額を記載します。

ただし、措法第10条の3第3項、平成29年改正前の措法第10条の3第6項及び措法第10条の3第4項の規定の適用を受ける場合は、『中小事業者の機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額、「⑬」欄の金額及び「㉑」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は、『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を、当該額から控除した後の額を記載します。

- (8) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑲」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「㉑」欄の外書には、(旧)措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合((旧)震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。)に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- (10) 「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の2、旧措法10条の5の3、平成27年改正法附則第63、平成29年改正法附則46

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和 年分)

氏名 _____

雇用者給与等支給額		①	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (付表⑬)	⑮	円	
比較雇用者給与等支給額 (⑳)		②		雇用者給与等支給増加額 (③-⑮)	⑯	(マイナスのときは0)	
調整前雇用者給与等支給増加額 (①-②)		③	(マイナスのときは0)	所得控除の特別控除額の計算	⑭ ≥ 0.2 又は⑩=⑮ > 0 の場合 $(⑯ \times \frac{20}{100})$	⑰	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算	継続雇用者給与等支給額 (③の1)	④					
	継続雇用者比較給与等支給額 (③の2)	⑤					
	継続雇用者給与等支給増加額 (④-⑤)	⑥	(マイナスのときは0)				
	継続雇用者給与等支給増加割合 (⑥ \div ⑤) (⑤=0の場合は0)	⑦					
国内設備投資に係る計算	国内設備投資額	⑧	円		同上以外の場合	⑱	
	本年償却費総額	⑨			税額控除限度額 (⑰又は⑱)	⑲	
	本年償却費総額の90%相当額 (⑨ $\times \frac{90}{100}$)	⑩			(⑦ < 0.03 又は⑧ $< ⑩$ の場合は0)		
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	⑪			調整前事業所得税額	⑳	
	比較教育訓練費の額 (⑳)	⑫			本年税額基準額 (⑳ $\times \frac{20}{100}$)	㉑	
	教育訓練費増加額 (⑪-⑫)	⑬	(マイナスのときは0)	本年税額控除可能額 (⑲と㉑のうち少ない金額)	㉒		
	教育訓練費増加割合 (⑬ \div ⑫) (⑫=0の場合は0)	⑭		調整前事業所得税額超過構成額	㉓		
				所得税額の特別控除額 (㉒-㉓)	㉔		
比較雇用者給与等支給額の計算							
適用年の前年分	適用年の前年分の 国内雇用者に対する 給与等の支給額			$\frac{12}{\text{㉕の月数}}$		比較雇用者給与等支給額 (㉖ \times ㉗)	
⑳	㉕			㉗		㉘	
年分		円		$\frac{12}{\text{}}$		円	
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算							
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算			
		適用年		適用年の前年分			
		1		2			
年分	㉙						
雇用者給与等支給額	㉚	(①の金額)	円	(⑳)の金額)		円	
同上のうち継続雇用者に係る金額	㉛						
$\frac{12}{\text{「2の㉙」の月数}}$	㉜			$\frac{12}{\text{}}$			
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (㉛又は(㉛ \times ㉜))	㉝	円		円			
比較教育訓練費の額の計算							
年分	教育訓練費の額			$\frac{12}{\text{㉞の月数}}$		改定教育訓練費の額 (㉞ \times ㉟)	
㉞	㉞		円	㉟		㊱	
年分(前年分)			円	$\frac{12}{\text{}}$		円	
年分(前々年分)				$\frac{12}{\text{}}$			
計							
比較教育訓練費の額 (㊱の計) $\div 2$)					㊲		

(令和元年分以降用)

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4第1項に規定する給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「⑮」欄には、『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）』の「⑬」欄の額を記載します。
- (2) 「⑳」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (3) 「㉓」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「㉑」欄のBの金額を記載します。
- (4) 「㉗」欄は、適用年の前年において事業を営んでいた月数（㉕の月数）と適用年において事業を営んでいた月数とが異なる場合に記載します。その他の場合は、「㉑」欄の金額を「㉓」欄に転記します。
- (5) 「2の㉚」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合に記載します。その他の場合は、「2の㉑」欄の金額を「2の㉓」欄に転記します。
- (6) 「㉞」欄は、各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合に記載します。その他の場合は、「㉓」欄の金額を「㉗」欄に転記します。
- (7) 「㉟」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合には、当該適用年の前年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される教育訓練費の額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の4第1項

中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和 年分)

氏名 _____

雇用者給与等支給額		①	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (付表⑬)		⑫	円		
比較雇用者給与等支給額 (⑤)		②		雇用者給与等支給増加額 (③-⑫)		⑬	(マイナスのときは0)		
調整前雇用者給与等支給増加額 (①-②)		③	(マイナスのときは0)	所得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	中 小 事 業 者 の 税 計 算	⑦ \geq 0.025の場合において、⑩ \geq 0.1若しくは⑧=⑩ $>$ 0のとき又は経営力向上要件を満たすとき $(⑬ \times \frac{20}{100})$	⑭		
給 増 加 割 合 の 計 算	継続雇用者給与等支給額 (⑩の1)	④					同上以外の場合 $(⑬ \times \frac{15}{100})$ (⑦ $<$ 0.015の場合は0)	⑮	
	継続雇用者比較給与等支給額 (⑩の2)	⑤					中小事業者税額控除限度額 (⑭又は⑮)	⑯	
	継続雇用者給与等支給増加額 (④-⑤)	⑥	(マイナスのときは0)				調整前事業所得税額	⑰	
	継続雇用者給与等支給増加割合 (⑥ \div ⑤) (⑤=0の場合は0)	⑦					本年税額基準額 $(⑰ \times \frac{20}{100})$	⑱	
教 育 訓 練 費 増 加 割 合 の 計 算	教育訓練費の額	⑧	円	本年税額控除可能額 (⑯と⑱のうち少ない金額)	⑲				
	中小企業比較教育訓練費の額 (⑭)	⑨		調整前事業所得税額 超過構成額	⑳				
	教育訓練費増加額 (⑧-⑨)	⑩	(マイナスのときは0)	所得税額の特別控除額 (⑲-㉑)	㉑				
	教育訓練費増加割合 (⑩ \div ⑨) (⑨=0の場合は0)	⑪		比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算					
適用年の前年分	適用年の前年分の 国内雇用者に対する 給与等の支給額	⑫		$\frac{12}{\text{⑫の月数}}$	比較雇用者給与等支給額 (⑫ \times ⑭)				
⑫	⑬	⑭	⑮						
年分	円	$\frac{12}{12}$	円						
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算									
		継続雇用者給与等支給額の計算			継続雇用者比較給与等支給額の計算				
		適用年			適用年の前年分				
		1			2				
年分	⑯	⑰の金額			⑱の金額				
雇用者給与等支給額	⑲								
同上のうち継続雇用者に係る金額	⑳								
$\frac{12}{\text{「2の㉑」の月数}}$	㉑				$\frac{12}{12}$				
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (㉑又は㉑ \times ㉒)	㉒	円			円				
中小企業比較教育訓練費の額の計算									
適用年の前年分	教育訓練費の額	$\frac{12}{\text{㉓の月数}}$	中小企業比較教育訓練費の額 (㉓ \times ㉔)						
㉓	㉔	㉕	㉖						
年分	円	$\frac{12}{12}$	円						

(令和元年分以降用)

中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4第2項に規定する中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

※ 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が千人以下の個人をいいます。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

1 記載要領

- 「⑫」欄には、『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）』の「⑬」欄の額を記載します。
- 「⑰」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- 「⑳」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「㉑」欄のBの金額を記載します。
- 「㉒」欄は、適用年の前年において事業を営んでいた月数（㉓の月数）と適用年において事業を営んでいた月数とが異なる場合に記載します。その他の場合は、「㉓」欄の金額を「㉔」欄に転記します。
- 「2の㉕」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合に記載します。その他の場合は、「2の㉖」欄の金額を「2の㉗」欄に転記します。
- 「㉘」欄は、事業を開始した日の属する年がある場合に記載します。その他の場合は、「㉙」欄の金額を「㉚」欄に転記します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の4第2項

雇⽤者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表）

（令和 年分）

氏名 _____

雇⽤者給与等支給額	①	円	控 除 対 象	移転型地方事業所基準雇⽤者数	⑥	人
				対象移転型特定新規雇⽤者数	⑦	
適⽤年の12月31日における雇⽤者数	②	人	調 整 数 の 計 算	対象移転型非特定新規雇⽤者数	⑧	
				対象移転型非新規基準雇⽤者数	⑨	
調整地方事業所基準雇⽤者数	③		計 算	控除対象調整数 (⑥ - ⑦ - ⑧ - ⑨)	⑩	(マイナスのときは0)
				控除対象者数 (③と④+⑤+⑩のうち少ない数)	⑪	
特定新規雇⽤者基礎数	④			雇⽤者給与等支給増加重複基準額		円
対象非特定新規雇⽤者数及び 非新規基準雇⽤者数の合計	⑤			$(\frac{①}{②} \times ⑪)$	⑫	
				雇⽤者給与等支給増加重複控除額 $(⑫ \times \frac{20 \text{ 又は } 30}{100})$	⑬	

（令和元年分以降用）

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表）

この明細書（付表）は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4第1項《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除》又は同条第2項《中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄に、措法第10条の5の4第1項の適用を受ける場合には『給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「①」欄の金額を、同条第2項の適用を受ける場合には『中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「①」欄の金額を記載します。
- (2) 「②」欄、「⑥」欄、「⑧」欄及び「⑨」欄にはそれぞれ『基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）』の「①の1」欄、「⑤の3」欄、「⑪」欄及び「⑬」欄の数を記載します。
- (3) 「③」欄、「④」欄、「⑤」欄及び「⑦」欄にはそれぞれ『地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑦」欄、「⑧」欄、「⑩」欄及び「⑨」欄の数を記載します。
- (4) 「⑬」欄は、平成30年改正法附則第64条第2項の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消して計算します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の4、平成30年改正法附則64

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

(令和元年分)

氏 名 _____

調整前事業所得税額超過額の計算					
本年税額控除可能額	①	(㉔のA) 円	所得税の額から控除される特別控除額 (①と③のうち少ない金額)	④	円
本年分の調整前事業所得税額	②		調整前事業所得税額超過額 (①-④)	⑤	
本年税額基準額 $\textcircled{2} \times \frac{90}{100}$	③				
調整前事業所得税額超過構成額の明細					
措法第10条の6 第1項各号の該当号	年 分			本年税額控除可能額	調整前事業所得税額超過構成額
				A	B
第1号又は第2号	本年分	/	⑥	円	円
第3号	本年分	/	⑦		
旧第4号	本年分	/	⑧		
第4号	本年分	/	⑨		
第5号	前年繰越分	年分	⑩		
	本年分	/	⑪		
第6号	本年分	/	⑫		
第7号	本年分	/	⑬		
第8号	本年分	/	⑭		
		/	⑮		
第9号	前年繰越分	年分	⑯		
	本年分	/	⑰		
第10号	前年繰越分	年分	⑱		
	本年分	/	⑲		
第11号	本年分	/	⑳		
第12号	本年分	/	㉑		
第13号	本年分	/	㉒		
第14号		/			
震災特例法第10条 第3項若しくは第4項、 第10条の2第3項若しくは 第4項又は第10条の2の2 第3項若しくは第4項	前年繰越分	年分	㉓		
		年分	㉔		
		年分	㉕		
		年分	㉖		
		計	㉗		
	本年分	/	㉘		
震災特例法第10条の3 第1項、第10条の3の2 第1項又は第10条の3の3 第1項	本年分	/	㉙		
合計		/	㉚		(㉔の金額)

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「調整前事業所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前事業所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- (2) 「本年控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
 - ⑥ 「試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄又は、「中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ⑦ 「特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑧欄の金額
 - ⑧ 「平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額
 - ⑨ 「高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑩ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑪ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ⑫ 「地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
 - ⑬ 「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
 - ⑭ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額
 - ⑮ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
 - ⑯ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑰ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ⑱ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑲ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ⑳ 「給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
 - ㉑ 「中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額
 - ㉒ 「革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ㉓ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ㉔ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ㉕ 「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等

岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

岩石採取場又は露天石炭採掘場の所在地		①		
採取又は採掘の期間		②	・ ・	
本年総収入金額算入額の計算	採石災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用を支出した場合の総収入金額算入額	③	円	
	③以外の場合による総収入金額算入額	④		
	計 (③+④)	⑤		
翌年への繰越額の計算	年初の特定災害防止準備金の金額	⑥		
	差引特定災害防止準備金の金額 (⑥-⑤)	⑦		
	累積限度超過額	採石災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の見積額	⑧	
		岩石採取場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	⑨	
		累積限度額 (⑧と⑨のうち少ない金額)	⑩	
	累積限度超過額 (⑦-⑩)	⑪		
	年末の特定災害防止準備金の金額 (⑦-⑪)	⑫		

(平成25年分以降用)

岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成23年12月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第20条の2の規定による特定災害防止準備金について、平成23年12月所法等改正附則第50条第1項の規定による個人の準備金に関する経過措置の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、上記の経過措置の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

「④」欄には、特定災害防止準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、岩石採取場の岩石の採取又は露天石炭等採掘場の石炭の採掘の廃止等の事実があった場合等（「③」欄に記載する場合を除きます。）により、積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第20条の2、平成23年12月所法等改正法附則第50条

特定災害防止準備金に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場の所在地		①		
採取、最終処分又は採掘の期間		②	・ ・	
積立限度額基準	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の見積額	③	円	
		③のうち(③× $\frac{\text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}{\text{本年に係る額}}$)	④	
		本年の採取数量、最終処分数量又は採掘数量	⑤	
		採取予定数量、最終処分予定数量又は採掘予定数量	⑥	
		③のうち本年に係る額(③× $\frac{\text{⑤}}{\text{⑥}}$)	⑦	円
		信託財産の本年増加額	⑧	本年末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額
		⑨	前年末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	
	⑩	差引金額(⑧-⑨)		
	⑪	積立限度額(④又は⑦)と⑩のいずれか少ない方の金額		
	⑫	⑬	⑭	
	累積限度額基準	⑫	⑬	⑭
本年分特定災害防止準備金積立限度額	⑮			
本年必要経費に算入する特定災害防止準備金の額	⑯			
翌年への繰越額の計算	⑰			
	⑱			
	⑲			
	⑳			
	㉑			

特定災害防止準備金に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成23年12月改正前の租税特別措置法（以下「23年12月旧措法」といいます。）第20条の2、平成18年改正前の租税特別措置法（以下「18年旧措法」といいます。）第20条の2の規定による特定災害防止準備金の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、特定災害防止準備金の規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「④」欄の「 $\left(\textcircled{3} \times \frac{\quad}{\text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}} \right)$ 」の分子の空欄には、「12」と記載します。

なお、その年の中途において岩石採取場の岩石の採取、廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分又は露天石炭等採掘場の石炭の採掘（以下「岩石の採取等」といいます。）を開始した場合には、当該開始をした日からその年12月31日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）とし、その年の中途において岩石の採取等を終了した場合には、その年1月1日から当該終了した日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

- (2) 「⑨」欄には、特定災害防止準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、岩石の採取等の廃止等の事実があった場合等（「⑧」欄に記載する場合を除きます。）により、積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

23年12月旧措法第20条の2、18年旧措法第20条の2、平成18年所法等改正法附則第84条

革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 令和 年分)

氏名 _____

革新的情報産業活用設備の名称		①					
資 産 区 分	種 類	②					
	設備の種類又は区分	③					
	細 目	④					
	取 得 年 月 日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取得価額の合計額 (⑦の合計)		⑧		円	調整前事業所得税額	⑩	円
継続雇用者給与等支給額 (②④のA)		⑨			本年税額基準額 (⑩ × $\frac{20 \text{又は} 15}{100}$)	⑪	
継続雇用者比較給与等支給額 (②④のB)		⑩					
継続雇用者給与等支給増加額 (⑨-⑩) (マイナスの場合は0)		⑪			本年税額控除可能額 (⑩と⑪のうち少ない金額)	⑫	
継続雇用者給与等支給増加割合 ⑪÷⑩ (⑩=0の場合は0)		⑫					
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	⑫ ≥ 3% の場合 $⑧ \times \frac{5}{100}$	⑬			調整前事業所得税額超過構成額	⑭	
	⑫ < 3% の場合 $⑧ \times \frac{3}{100}$	⑭					
	税額控除限度額 (⑬又は⑭)	⑮			所得税額の特別控除額 (⑫-⑭)	⑯	
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算							
			継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算		
			A適用年		B適用年の前年		
雇用者給与等支給額	⑰		円		円		
同上のうち継続雇用者に係る金額	⑱						
$\frac{12}{B \text{の月数}}$	⑲		/				
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (⑱又は⑱×⑲)	⑳						
設備の概要							

革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の5第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の5」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、革新的情報産業活用設備等の耐用年数省令耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、設備等の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑫」欄の割合が、3%以上である場合には「⑬」欄で税額控除限度額の計算し、3%未満である場合には「⑭」欄で税額控除限度額の計算します。
- (4) 「⑯」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑰」欄には、「⑫」欄の割合が3%以上である場合には「又は15」を消し、3%未満である場合には「20又は」を消します。
- (6) 「⑲」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「㉓」欄には、「㉔」欄の雇用者給与等支給額のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額から継続雇用制度対象者に係る金額を差し引いた金額を記載します。
- (8) 「㉕」欄のBの月数には、適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数を記載します。
- (9) 「設備の概要」欄には、その設備が革新的情報産業活用設備に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の5

金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

特定施設の所在地及びその種類		①	()
積立限度額の計算	本年中に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積み立てた鉱害防止積立金の金額	②	
	積立限度額 (② × $\frac{100 \text{ 又は } 80}{100}$)	③	
本年積立準備金の額 (③以下の金額)		④	
翌年繰越額の計算	年初現在の準備金の額	⑤	
	本年中において総収入金額に算入すべき金額	⑥	
	本年積立額 (④)	⑦	
	翌年繰越額 (⑤ - ⑥ + ⑦)	⑧	

金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第20条及び平成28年改正前の措法（以下「平成28年改正前旧措法」といいます。）第20条の規定による金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て又は総収入金額算入を行う場合に使用します。

この明細書は、金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、特定施設の所在地を記載するとともに、（ ）内に「坑道」、「捨石の集積場」、「鉱さいの集積場」の別を記載します。
(注) 「特定施設」とは、「金属鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場（その使用の終了後に坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれがないものとして経済産業省令で定めるものを除く。）」をいいます。
- (2) 「③」欄は、平成29年分以後について申告する場合には「100又は」を抹消し、平成28年分以前について申告する場合には「又は80」を抹消します。
- (3) 「⑤」欄には、前年分のこの明細書の「⑧」欄の金額を記載します。
- (4) 「⑥」欄には、金属鉱業等鉱害防止準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第9条の規定により積立金の取戻しをしたこと、任意に取り崩したこと等により積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第20条、平成28年改正前旧措法第20条、平成15年改正措法附則第73条第1項、平成15年改正前の措法第20条の3

**農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画等に定めるところ
に従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書**

〔平成 年分〕
令和

氏名 _____

1 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書

交付金等の該当号		①	第 号			
交付金等の額（農業所得の雑収入として計上）		②	円			
必 算 入 要 額 の 経 計 費 算	②のうち認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額（証明額）	③				
	事業所得の金額	④				
	必要経費算入額 （③と④のうちいずれか少ない金額以下の金額）	⑤				
農業経営基盤強化準備金の取崩しに関する明細書						
積立年分	本年分 必要経費算入額	年初の各年分 の準備金額	本年総収入金額			翌年繰越額 ⑤+⑥-⑦-⑧-⑨
			5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	⑦及び⑧以外の場合	
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
年分	/	円	円	円	円	/
年分	/		/			円
年分	/		/			
年分	/		/			
年分	/		/			
年分	/		/			
本年分	円	/	/	/	/	
計		円	円	円	円	

2 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書

取得資産の明細	取得した農用地等の種類	⑪				計
	取得年月日	⑫	・	・	・	/
	取得した農用地等の取得価額	⑬	円	円	円	円
必要経費算入額の計算	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額	⑭	/	/	/	⑦
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額	⑮	/	/	/	⑧の計
	②のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額（証明額）	⑯	/	/	/	
	計 （⑭+⑮+⑯）	⑰	/	/	/	
	事業所得の金額	⑱	/	/	/	
	必要経費算入額 （⑬の計、⑰、⑱のうちいずれか少ない金額以下の金額）	⑲	/	/	/	
個別資産の必要経費算入額	⑳		円	円	円	/

「農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書」の書き方

この明細書は、青色申告書を提出する個人で、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 24 条の 2 第 1 項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業者等に該当する者が同条又は第 24 条の 3 第 1 項（農用地等を取得した場合の課税の特例）の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、⑤欄に金額の記載がある場合は「措法 24 の 2」と、⑱又は⑳欄に金額の記載がある場合は「措法 24 の 3」と記載してください。

なお、この明細書及び農林水産大臣から証明を受けた証明書については、上記特例の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 「農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書」の記載要領

措法第 24 条の 2 の規定を適用する場合に記載します。

(1) 「交付金等の該当号」①欄

措法第 24 条の 2 第 1 項に規定する交付金等が農業経営基盤強化促進法施行規則第 25 条の 2 各号のいずれに該当するかを記載します。

(2) 「②のうち認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額（証明額）」③欄

農林水産大臣から証明を受けた「農業経営基盤強化準備金に関する証明書」による証明額を記載します。

(3) 「事業所得の金額」④欄

その年分の事業所得の金額（措法第 24 条の 2、第 24 条の 3 の規定により必要経費に算入すべき金額（⑤欄及び⑱欄の金額）を必要経費に算入せず、かつ青色申告特別控除を適用しないで計算した金額）を記載します。

(4) 「年初の各年分の準備金額」⑥欄

各年に積み立てた金額のうち、本年に繰り越された金額を記載します。

（注）措法第 24 条の 2 第 6 項又は第 7 項を適用する場合は、被相続人等が各年に積み立てた金額を含みます。

(5) 「5 年を経過した場合」⑦欄

積み立てた年の翌年 1 月 1 日から 5 年を経過した準備金の金額を記載します。

（注）この準備金は、積み立てた翌年 1 月 1 日から 5 年を経過したときは、経過した日の属する年分の総収入金額に算入することとなっています。

(6) 「任意取崩し等の場合」⑧欄

措法第 24 条の 2 第 3 項の規定により総収入金額に算入する、又は算入すべきこととなった同項に規定する農業経営基盤強化準備金の額に相当する金額を記載します。

(7) 「⑦及び⑧以外の場合」⑨欄

措法第 24 条の 2 第 4 項又は第 8 項の規定により、本年分の総収入金額に算入する金額を記載します。

2 「認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書」の記載要領

措法第 24 条の 3 の規定を適用する場合に記載します。

(1) 「任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額」⑱の欄

平成 30 年 4 月 1 日以後に取得した農用地等がある場合で、措法第 24 条の 2 第 3 項第 2 号ロに定める金額がある場合には、⑧の計から当該金額を控除した金額を記載します。

(2) 「②のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額（証明額）」⑳の欄

農林水産大臣から証明を受けた「農用地等を取得した場合の証明書」による証明額を記載します。

(3) 「事業所得の金額」⑳欄

その年分の事業所得の金額（措法第 24 条の 3 の規定により必要経費に算入すべき金額（⑱欄の金額）を必要経費に算入せず、かつ青色申告特別控除を適用しないで計算した金額）を記載します。

(4) 「個別資産の必要経費算入額」㉑欄

平成 30 年 4 月 1 日以後に取得した農用地等がある場合で、措法第 24 条の 2 第 3 項第 2 号ロに定める金額がある場合には、措法第 24 条の 2 第 3 項第 2 号ロに定める資産の㉑の欄には「0」と記載します。

措法第 24 条の 3 に基づき取得した農用地等が 2 以上ある場合において、「必要経費算入額」⑱欄のうち個別資産の必要経費算入額は、「取得した農用地等の取得価額」⑳欄の金額を上限として、納税者の計算によるものとします。

なお、措法第 24 条の 3 の規定の適用を受けた農用地等について所得税に関する法令の規定を適用する場合には、当該農用地については、当該農用地等の「取得した農用地等の取得価額」⑳欄の金額から「個別資産の必要経費算入額」㉑欄の金額を控除した金額をもって取得したものとみなされます。

3 提出先

納税地の所轄税務署長

4 根拠条文

措法第 24 条の 2、措法第 24 条の 3

債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → { 不動産所得用
事業所得用
山林所得用

(平成 年分)
令和

氏名 _____

債務処理計画に関する事項	計画策定の基とした準則	①	
	計画に基づき免除を受けた債務の金額	②	円
	債務の免除を受けた年月日	③	年 月 日
	計画に定められている債務免除等を行う金融機関等	④	
事業の用に供される資産	資産の区分	⑤	減価償却資産・繰延資産・繰延消費税額等
	減価償却資産の取得費とされる金額に相当する金額等	⑥	円
	準則に定められた方法により評価が行われた資産の価額	⑦	
	資産の損失の額 (⑥ - ⑦)	⑧	(赤字のときは0)
⑧の損失の額がないものとして計算した不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額		⑨	(赤字のときは0)
⑧のうち必要経費算入額 (⑧と⑨のうち少ない方の金額)		⑩	

債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 28 条の 2 の 2 又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 11 条の 3 の 3 に規定する債務処理計画に基づき、その有する債務の免除を受けた場合において、減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受けるときに使用します。

この明細書及び債務処理計画に関する書類については、この特例の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、当該免除により受ける経済的な利益の価額について所得税法（以下「所法」といいます。）第 44 条の 2 第 1 項の規定を受ける場合には、措法第 28 条の 2 の 2 又は震災特例法第 11 条の 3 の 3 の規定を適用することはできませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、債務の免除を受けた金額を書いてください。
- (2) 「⑤」欄は、該当する資産を○で囲んでください。
- (3) 「⑥」欄には、資産の区分に応じて次の金額を書いてください。

イ 減価償却資産 …… 債務の免除を受けた日にその減価償却資産の譲渡があったものとみなして所法第 38 条第 2 項の規定（その減価償却資産が昭和 27 年 12 月 31 日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第 61 条第 3 項の規定）を適用した場合にその減価償却資産の取得費とされる金額に相当する金額

ロ 繰延資産 …… その繰延資産の額からその償却費として所法第 50 条の規定により債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額（以下「事業所得等」といいます。）の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

ハ 繰延消費税額等 …… その繰延消費税額等のうち既に所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第 182 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定により当該債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を当該繰延消費税額等から控除した金額

なお、この特例の適用を受けた方が、次の①から③の計算をする場合、措法第 28 条の 2 の 2 第 1 項の規定により不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされた金額に相当する金額は、その有する債務の免除を受けた日において、当該減価償却資産若しくは繰延資産の償却費としてその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額又は当該繰延消費税額等のうち既に所令第 182 条の 2 第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額とみなすこととなりますのでご注意ください。

- ① 減価償却資産又は繰延資産につき所法第 49 条第 1 項又は第 50 条第 1 項の規定により措法第 28 条の 2 の 2 第 1 項に規定する債務処理計画に基づきその有する債務の免除を受けた日以後の期間に係る償却費の額を計算する。
- ② 繰延消費税額等につき所令第 182 条の 2 第 4 項の規定によりその有する債務の免除を受けた日以後の期間に係る事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する金額の計算をする。
- ③ 措法第 28 条の 2 の 2 第 1 項に規定する対象資産につきその有する債務の免除を受けた日以後譲渡（所法第 33 条第 1 項の譲渡をいいます。）、相続、遺贈又は贈与があった場合において事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第 28 条の 2 の 2、震災特例法第 11 条の 3 の 3

中心市街地優良賃貸住宅
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

(建物番号・名称) 優良賃貸住宅の区分		①	(法14条 項 号) 21年旧法14条 項 号 18年旧法14条 項 号 16年旧法14条 項 号	(法14条 項 号) 21年旧法14条 項 号 18年旧法14条 項 号 16年旧法14条 項 号	(法14条 項 号) 21年旧法14条 項 号 18年旧法14条 項 号 16年旧法14条 項 号	
建物の所在地		②				
適用	新築(取得)等年月日	③	・	・	・	
	賃貸の用に供した年月日	④	・	・	・	
	賃貸の用に供した年月から5年を経過する年月日	⑤	・	・	・	
要件	地方公共団体からの補助金の有無	⑥	有・無	有・無	有・無	
	共同家屋	(建物の構造) 建築物の区分	⑦	(耐火・準耐火)	(耐火・準耐火)	(耐火・準耐火)
		建物全体の床面積	⑧	m ²	m ²	m ²
	の要件	貸家部分の床面積 (⑧に占める割合)	⑨	m ² %	m ² %	m ² %
		優良賃貸住宅の床面積 (⑧に占める割合)	⑩	m ² %	m ² %	m ² %
		優良賃貸住宅の戸数	⑪	戸	戸	戸
	判定	建物	⑫	m ²	m ²	m ²
		建物	⑬	階	階	階
		各独立部分ごとの床面積(戸数)	⑭	m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)
				m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)
			m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)	
台所・浴室・便所・洗面設備の有無		⑮	有・無	有・無	有・無	
公募の有無		⑯	有・無	有・無	有・無	
その他参考となる事項	⑰					
償却費	建物全体の償却費の計算	建物全体の取得価額 (償却保証額)	⑱	(円)	(円)	(円)
		償却の基礎となる金額	⑲	円	円	円
		償却方法	⑳			
		償却率又は改定償却率(耐用年数)	㉑	0. (年)	0. (年)	0. (年)
		使用期間	㉒	$\frac{\quad}{12}$ 月	$\frac{\quad}{12}$ 月	$\frac{\quad}{12}$ 月
	の償却費	建物全体の償却費	㉓	円	円	円
		上記以外(⑲×㉑×㉒×(1-⑨%))	㉔			
	計算	優良賃貸住宅の償却費(⑲×㉑×⑩%)	㉕			
		割増償却率	㉖	$\frac{100}{\quad}$	$\frac{100}{\quad}$	$\frac{100}{\quad}$
		割増償却期間	㉗	$\frac{\quad}{12}$ 月	$\frac{\quad}{12}$ 月	$\frac{\quad}{12}$ 月
割増償却分(㉕×㉖×㉗)		㉘	円	円	円	
普通償却費の額		㉙	$23 \times (1 - \frac{10m^2}{9m^2})$			
		㉚	$25 \times (22 - 27)$			
本年分の償却費の額(㉘+㉙+㉚)	㉛					
参考	建物全体の償却費の累計(㉔+㉛+前年末までの償却費の累計)	㉜				
	本年末の未償却残高(㉛-㉜)	㉝				

**中心市街地優良賃貸住宅
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書**

この明細書は、平成22年改正前の租税特別措置法（以下「22年旧措法」といいます。）第14条第1項に規定する中心市街地優良賃貸住宅の割増償却、平成21年改正前の租税特別措置法（以下「21年旧措法」といいます。）第14条第1項に規定する中心市街地優良賃貸住宅の割増償却、平成18年改正前の租税特別措置法（以下「18年旧措法」といいます。）第14条第1項に規定する優良賃貸住宅の割増償却、22年旧措法第14条第2項第1号若しくは同項第2号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却又は21年旧措法第14条第2項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受けるときに使用します。

なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した中心市街地優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅については、これらの制度の適用はありません。

この明細書は、中心市街地優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、建物については、「〇〇アパート」、「〇〇マンション」、「〇〇荘」等、建物の名称を（ ）内に記載し、その住宅が措法第14条第1項、21年旧措法第14条第1項、18年旧措法第14条第1項、16年旧措法第14条第1項第2号イ若しくは同号ロ又は措法第14条第2項第1号若しくは同項第2号、21年旧措法第14条第2項のいずれに該当するものであるかを記載します。

なお、建物附属設備については、その設備の名称を（ ）内に記載します。

- (注) 1 22年旧措法第14条第1項に該当する中心市街地優良賃貸住宅、18年旧措法第14条第1項に該当する特定優良賃貸住宅については「⑭」欄から「⑰」欄までの各欄、22年旧措法第14条第2項に該当する高齢者向け優良賃貸住宅については、「⑦」欄の下端、「⑫」欄、「⑬」欄、「⑮」欄、「⑯」欄の各欄の記載は要しません。

2 建物附属設備については、「⑥」欄から「⑰」欄までの各欄の記載は要しません。

- (2) 「適用要件の判定」欄の各欄は、次によります。

- ア 「⑦」欄の（ ）内は、建物の構造を記載し、建築物の区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
 イ 「⑩」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を含めて記載します。
 ウ 「⑭」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を除いて記載します。
 エ 「⑮」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が、専用の台所、浴室、便所、洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
 オ 「⑯」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。

- (3) 「償却費の計算」欄の各欄は、青色申告決算書又は収支内訳書の記載方法に準じて記載するほか、次によります。

- ア 「⑱」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を取得価額とみなして、償却方法に応じて算出した額を記載します。

- イ 「⑳」欄は、採用する償却方法を記載します。

なお、平成10年4月1日以後に取得等した建物の償却方法は定額法又は旧定額法となります。

- ウ 「㉓」欄は、住宅の区分、取得等の日及び耐用年数に応じて、次表の償却率を記載します。

・中心市街地優良賃貸住宅 ・高齢者向け優良賃貸住宅

取得等の日	平18. 8. 22～	取得等の日	平15. 4. 1～ 平19. 3. 31	平19. 4. 1～ 平21. 3. 31	平21. 4. 1～
耐用年数 35年以上	$\frac{150}{100}$	耐用年数 35年以上	$\frac{150}{100}$	$\frac{140}{100}$	※ $\frac{155}{100}$ ($\frac{128}{100}$)
耐用年数 35年未満	$\frac{136}{100}$	耐用年数 35年未満	$\frac{136}{100}$	$\frac{128}{100}$	※ $\frac{140}{100}$ ($\frac{120}{100}$)

※ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する認定計画に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅に係る償却率を示し、かつこ書きはそれ以外の高齢者向け優良賃貸住宅に係る償却率を示します。

・特定優良賃貸住宅

取得等の日	平16. 4. 1～平17. 3. 31	平17. 4. 1～平18. 3. 31
耐用年数 35年以上	$\frac{128}{100}$	$\frac{120}{100}$
耐用年数 35年未満	$\frac{121}{100}$	$\frac{115}{100}$

- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
3 根拠条文

22年旧措法第14条、21年旧措法第14条、18年旧措法第14条、16年旧措法第14条、平成17年所法等改正法附則第18条、平成18年所法等改正法附則第83条、平成19年所法等改正法附則第70条、平成21年所法等改正法附則第27条

高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

(平成 年分)
令和

氏名 _____

高齢者向け優良賃貸住宅の種類	①	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	②			
細目及び耐用年数	③	(年)	(年)	(年)
同上の所在地	④			
取得等年月日	⑤
事業の用に供した年月日	⑥
取得価額	⑦	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	⑧			
同上に係る普通償却額	⑨			
割増償却率	⑩	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
割増償却額 ⑨ × ⑩	⑪	円	円	円
適 用 要 件 等				
家屋及び建築物の区分	⑫	共同住宅・長屋	共同住宅・長屋	共同住宅・長屋
各独立部分ごとの専用床面積 (長屋にあってはその床面積)	⑬	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
該当する各独立部分の戸数	⑭	戸	戸	戸
地方公共団体の長の 証明年月日	⑮
その他参考となる事項	⑯			

高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

この明細書は、平成23年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第14条第1項（平成22年改正前の措法、平成21年改正前の措法及び平成19年改正前の措法第14条第2項を含みます。）に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を受けるときに使用します。

なお、所有権移転外リース取引に係る契約により取得した高齢者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありません。

※ 平成23年10月20日以後にサービス付き高齢者向け賃貸住宅を取得等し割増償却を受ける場合は、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書を使用します。

この明細書は、高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、（ ）内には、新築の時の耐用年数を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- (3) 「⑧」欄には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、高齢者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- (4) 「⑩」欄の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。

(1) 平成 21 年 8 月 19 日以後に取得等をした措法第 14 条第 1 項第 1 号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅	イ 耐用年数が 35 年以上である場合…「55」 ロ 耐用年数が 35 年未満である場合…「40」
(2) 平成 21 年 8 月 19 日以後に取得等をした措法第 14 条第 1 項第 2 号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅	イ 耐用年数が 35 年以上である場合…「28」 ロ 耐用年数が 35 年未満である場合…「20」
(3) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 8 月 18 日までに取得等をした高齢者向け優良賃貸住宅	イ 耐用年数が 35 年以上である場合…「40」 ロ 耐用年数が 35 年未満である場合…「28」

- (5) 「適用要件等」の各欄は、その対象資産が高齢者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。なお、対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。

- ① 「⑬」欄には、共同住宅にあつては各独立部分の専用床面積（廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を除きます。）を記載します。
- ② 「⑭」欄には、平成23年改正前の租税特別措置法施行令第7条第1項各号に掲げる要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
- ③ 「⑮」欄には、平成23年改正前の租税特別措置法施行規則第6条第2項第1号に定める地方公共団体の長の一定の補助を行った旨の証明書の証明年月日を記載してください。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第14条

【本年分の償却費の計算】

償却費の計算	面 積 等	建物全体の床面積	①	m ²	m ²	m ²
		貸家部分の床面積 (①に占める割合)	②	m ² %	m ² %	m ² %
		優良賃貸住宅の床面積 (①に占める割合)	③	m ² %	m ² %	m ² %
	建物全体の償却費の計算	建物全体の取得価額 (償却保証額)	④	() 円	() 円	() 円
		償却の基礎となる金額	⑤	円	円	円
		償却方法	⑥			
		償却率又は改定償却率 (耐用年数)	⑦	0. (年)	0. (年)	0. (年)
		使用期間	⑧	— 月 12	— 月 12	— 月 12
		建物全体の償却費	⑨	円	円	円
	割増償却の計算	優良賃貸住宅の償却費 (⑤×⑦×⑧×③%)	⑩			
		割増償却率	⑫	— 100	— 100	— 100
		割増償却期間	⑬	— 月 12	— 月 12	— 月 12
		割増償却分 (⑩×⑫×⑬)	⑭	円	円	円
		普通償却費の額	⑮	⑨×(1-③/②)		
		⑯	⑩×(⑧-⑬)			
		本年分の償却費の額 (⑭+⑮+⑯)	⑰			
	参考	建物全体の償却費の累計 (⑩+⑰+前年末までの償却費の累計)	⑱			
本年末の未償却残高 (④-⑱)		⑲				

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の種類		①	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	
適 用 要 件 等	家屋の構造又は設備の名称	②				
	細目及び耐用年数	③	(年)	(年)	(年)	
	同上の所在地	④				
	取得等年月日	⑤	
	新築等の後、最初に事業の用に供した年月日	⑥	
	建物全体の床面積	⑦	m ²	m ²	m ²	
	貸家部分の床面積 (⑦に占める割合)	⑧	m ² %	m ² %	m ² %	
	サービス付き高齢者向け賃貸住宅の床面積 (⑦に占める割合)	⑨	m ² %	m ² %	m ² %	
	家屋及び建築物の区分	⑩	共同住宅・長屋	共同住宅・長屋	共同住宅・長屋	
	各独立部分ごとの床面積	⑪	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸	
			m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸	
			m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸	
	該当する各独立部分の戸数	⑫	戸	戸	戸	
都道府県知事の登録年月日	⑬		
償 却 費 の 計 算	建物全体の償却費の計算	建物全体の取得価額(償却保証額)	⑭	(円)	(円)	(円)
		償却の基礎となる金額	⑮	円	円	円
		償却方法	⑯			
		償却率又は改定償却率	⑰	0.	0.	0.
		使用可能期間	⑱	月 12	月 12	月 12
	建物全体の償却費	貸家部分 (⑮×⑰×⑱×⑧)	⑲			
		サービス付き高齢者向け賃貸住宅の部分 (⑮×⑰×⑱×(1-⑧%))	⑳			
	賃貸住宅の償却費 (⑮×⑰×⑱×⑧%)	㉑				
	割増の償却	割増償却率	㉒	$\frac{100}{12}$	$\frac{100}{12}$	$\frac{100}{12}$
		割増償却期間	㉓	月 12	月 12	月 12
		割増償却分 (㉑×㉒×㉓)	㉔			
		普通償却費の額	㉕	円	円	円
		㉖				
	本年分の償却費の額 (㉔ + ㉕ + ㉖)	㉗				
参 考	建物全体の償却費の累計 (㉗ + ㉘ + 前年までの償却費の累積額)	㉘				
	本年末の未償却残高 (㉑ - ㉘)	㉙				
	㉚					
その他参考となる事項	㉛					

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書

この明細書は、平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第14条第1項（平成25年改正前の租税特別措置法（以下「平成25年前旧措法」といいます。）第14条第1項に係る部分を含みます。）の適用を受ける場合に使用します。

なお、この制度の対象となるのは、平成29年3月31日以前に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅になります。

また、所有権移転外リース取引により取得したサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、この制度の適用はありません。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- (3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、（ ）内には、新築の時の耐用年数を記載します。
- (4) 「⑩」欄は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (5) 「⑪」欄には、各独立部分の床面積を記載します。
- (6) 「⑫」欄には、平成29年改正前の租税特別措置法施行令第7条第1項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
- (7) 「⑬」欄には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項に規定する登録をした旧措法第14条第1項の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る登録年月日を記載してください。
- (8) 「⑭」欄には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- (9) 「⑳」欄の分子には、旧措法第14条第1項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれに該当するかの区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。
 - イ 耐用年数が35年以上である場合
 - 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合 … 「114」
 - 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した場合 … 「120」
 - 平成27年3月31日以前に取得した場合 … 「140」
 - ロ 耐用年数が35年未満である場合
 - 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合 … 「110」
 - 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した場合 … 「114」
 - 平成27年3月31日以前に取得した場合 … 「128」
- (10) 「㉓」欄には、その対象資産がサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠法令等

旧措法第14条、平成25年前旧措法第14条

被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を明らかにする明細書

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第 13 条の 2 第 2 項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の賃貸が同項第 5 号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に使用します。

なお、平成 26 年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧震災特例法令」といいます。）第 13 条の 2 第 2 項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の賃貸が同項第 5 号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合にも、使用します。

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 11 条の 2 に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- (2) 「②」欄には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- (3) 「③」欄には、公募の対象とした被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。
- (4) 「④」欄には、その独立部分について行った公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及びその独立部分の床面積が 50 ㎡未満の場合にあっては東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及び単身者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限り）を、例えば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。
- (5) 「⑥」欄には、その共同住宅又は長屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県内全域」などのように具体的に記載します。
- (6) 「⑧」欄には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
- (7) 「⑨」欄には、貸借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「東日本大震災の被災者を優先して賃貸」や、独立部分の床面積が 50 ㎡未満である場合にあっては「単身者に優先して賃貸」などのように具体的に記載します。
- (8) 「備考」欄には、上記(6)による記載事項のほか、1 回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

震災特例法第 11 条の 2、(旧) 震災特例法令第 13 条の 2、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第 3 条の 2

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

(平成 年分)
令和

氏名 _____

被災者向け優良賃貸住宅の種類		①	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	
適 用 要 件 等	家屋の構造又は設備の名称	②				
	細目及び耐用年数	③	(年)	(年)	(年)	
	同上の所在地	④				
	取得等年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	
	新築等の後、最初に賃貸の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	
	建物全体の床面積	⑦	m ²	m ²	m ²	
	貸家部分の床面積 (⑦に占める割合)	⑧	m ² %	m ² %	m ² %	
	被災者向け優良賃貸住宅の床面積 (⑦に占める割合)	⑨	m ² %	m ² %	m ² %	
	建物全体の取得価額	⑩	円	円	円	
	貸家部分の取得価額	⑪				
	3.3平方メートル当たりの取得価額 ($\frac{⑩}{⑧m^2} \times 3.3$)	⑫				
	家屋及び建築物の区分	⑬	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	
	各独立部分ごとの床面積	⑭	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸	
			m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸	
			m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸	
	生活用設備の有無	⑮	有・無	有・無	有・無	
	被災者向け優先公募の有無	⑯	有・無	有・無	有・無	
	単身者向け優先公募の有無	⑰	有・無	有・無	有・無	
	適正家賃要件	⑱	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	
	該当する独立部分の戸数	⑲	戸	戸	戸	
⑲のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数	⑳					
償 却 費 の 計 算	建物全体の償却費の計算	建物全体の取得価額(償却保証額)	㉑	円 ()	円 ()	円 ()
		償却の基礎となる金額	㉒			
		償却方法	㉓			
		償却率又は改定償却率	㉔	0.	0.	0.
		使用期間	㉕	月 12	月 12	月 12
		建物全体の償却費	㉖	円	円	円
	割増償却部分の計算	貸家部分 (㉒×㉔×㉕×⑧%)	㉗			
		上記以外 (㉒×㉔×㉕×(1-⑧%))	㉘			
		被災者向け優良賃貸住宅の償却費 (㉒×㉔×⑨%)	㉙			
		割増償却率	㉚	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
		割増償却期間	㉛	月 12	月 12	月 12
		割増償却可能額 (㉙×㉚×㉛)	㉜	円	円	円
		前年から繰り越された割増償却可能額(前年分の㉜)	㉝			
		本年分割増償却可能額計 (㉜+㉝)	㉞			
		本年必要経費に算入した割増償却費	㉟			
普通償却費の額	$㉖ \times (1 - \frac{⑨m^2}{⑧m^2})$	㉠				
	$㉘ \times (㉛ - ㉛)$	㉡				
	本年分の償却費の額 (㉟+㉠+㉡)	㉢				
参 考	建物全体の償却費の累計 (㉟+㉢+前年までの償却費の累積額)	㉣				
	本年末の未償却残高 (㉑ - ㉣)	㉤				
その他参考となる事項	㉥					

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条の2に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この割増償却の適用はありません。この明細書は、この割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- (3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、() 内には新築の時の耐用年数を記載します。
- (4) 「④」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域(東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「震災特例法令」といいます。)第13条の2第1項で定める地域で、東日本大震災復興特別区域法第7条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第4条第2項第4号ロに規定する復興居住区域を除きます。)の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。
- (5) 「⑫」欄には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。
- (6) 「⑭」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。
- (7) 「⑮」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (8) 「⑯」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているもの)に限り、また、賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、その地方公共団体が賃貸する場合を含みます。)により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (9) 「⑰」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているもの)に限り、また、賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、その地方公共団体が賃貸する場合を含みます。)により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (10) 「⑱」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法(平成23年12月国土交通省告示第1288号)によって算定された額を超えないものに該当するかどうかに応じ、いずれかを○で囲みます。
- (11) 「⑲」欄には、震災特例法令第13条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。また、「⑳」欄には、「⑲」欄の戸数のうち、その床面積が50平方メートル以上のものの戸数を記載します。
- (12) 「㉑」欄の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における法定耐用年数及び取得等の時期の区分に応じ、次の表の割増償却率を記載します。

取得等の時期 法定耐用年数	平成29年3月31日以前	平成29年4月1日以後 令和元年3月31日以前	令和元年4月1日以後 令和3年3月31日以前
	35年未満	150	140
35年以上	170	156	128

- (13) 「㉓」欄には、「㉑」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。

(注) 「㉒」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

震災特例法第11条の2、旧震災特例法第11条の2、平成29年改正震災特例法附則96、平成26年改正震災特例法令附則

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、
 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は
 避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 令和 年分)

氏名 _____

税額控除に関する規定の該当条		①	震災特例法第10条・震災特例法第10条の2・震災特例法第10条の2の2 (旧震災特例法第10条の2)				
事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出があった日等又は避難等指示が解除された日等		②					
資 産 区 分	種 類	③					
	構造、設備の種類又は区分	④					
	細 目	⑤					
	取 得 年 月 日	⑥	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月日	⑦	・	・	・	・	・
取得価額又は製作価額		⑧	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
本 年 分	取得価額の合計額 (⑧の合計)	⑨	円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (⑫-⑬)	⑯	円
	税 額 控 除 限 度 額	⑩			繰越税額控除限度超過額 (⑫の計)	⑰	
	本年分の事業所得等に係る所得税額	⑪			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑯と⑰のうち少ない金額)	⑱	
	本年税額基準額 (⑪× $\frac{20}{100}$)	⑫			調整前事業所得税額超過構成額	⑲	
	本年税額控除可能額 (⑩と⑫のうち少ない金額)	⑬			本年繰越税額控除額 (⑱-⑲)	⑳	
	調整前事業所得税額超過構成額	⑭			所得税額の特別控除額 (⑮+⑳)	㉑	
	本年税額控除額 (⑬-⑭)	⑮					
翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算							
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額等		翌年繰越額 (㉒-㉓)			
	㉒	㉓		㉔			
年分 (4年前の年分)	円	円		外 円			
年分 (3年前の年分)				外 円			
年分 (前々年分)				外			
年分 (前年分)				外			
計		(⑱の金額)					
本 年 分	(⑩の金額)	(⑬の金額)		外			
合 計							
機 械 設 備 等 の 概 要							

**復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、
企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は
避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書**

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条第3項若しくは第4項（令和元年改正前の震災特例法（以下「旧震災特例法」といいます。）第10条の2第3項又は第4項）に規定する復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の2第3項若しくは第4項に規定する企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の2第3項若しくは第4項に規定する避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」に、それぞれ「震法10」、「震法10の2」又は「震法10の2の2」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する条を○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、次により記載します。
 - イ 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。
 - ロ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいいます。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日を記載します。
 - ハ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日又は福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日（認定特定復興再生計画の変更の認定により、当該区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合は、当該再生計画の当初の認定があった日及び変更の認定があった日）を記載します。
- (3) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、震災特例法第10条第1項各号の第4欄に掲げる減価償却資産又は同法第10条の2第1項若しくは同法第10条の2の2第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等を記載します。
- (4) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (5) 「⑩」欄の税額控除限度額は、資産の種類、取得等の時期の区分に応じ、「⑧」欄の資産の取得価額×税額控除率で計算した金額となります。税額控除率は以下のとおりです。

イ 復興産業集積区域において機械等を取得した場合

	資産の種類	平成29年3月31日	平成29年4月1日～	資産の種類	平成31年4月1日～	令和2年4月1日～
		まで	平成31年3月31日		令和2年3月31日	令和3年3月31日
(イ)	旧震災特例法10の2⑤一イに規定する機械及び装置	15/100		震災特例法 10⑤一イに規定する機械及び装置	15/100	
(ロ)	旧震災特例法10の2⑤一ロに規定する機械及び装置	15/100		震災特例法 10⑤一ロに規定する機械及び装置	15/100	
(ハ)				震災特例法 10⑤一ハに規定する機械及び装置	10/100	
(ニ)	旧震災特例法10の2⑤一ハに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100		震災特例法 10⑤一ニに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100	
(ホ)	旧震災特例法10の2⑤一ニに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100		震災特例法 10⑤一ホに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100	
(ヘ)				震災特例法 10⑤一ヘに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	6/100	
(ト)	旧震災特例法10の2⑤一ホに規定する被災者向け優良賃貸住宅	8/100		震災特例法 10⑤一トに規定する被災者向け優良賃貸住宅	8/100	
(チ)	旧震災特例法10の2⑤一ヘに規定する被災者向け優良賃貸住宅	-	8/100	震災特例法 10⑤一チに規定する被災者向け優良賃貸住宅	8/100	6/100

ロ 企業立地促進区域及び避難解除区域等において機械等を取得した場合

	資産の種類	税額控除率
(リ)	建物及びその附属設備並びに構築物	8/100
(ヌ)	(リ)以外	15/100

- (6) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\times 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} (\times 2)$$
 - i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
 - ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
 - ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
 - ※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
 - ※3 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合において、事業の用に供した減価償却資産が不動産所得の基因となる資産であるとき、又は不動産所得及び事業所得の基因となる資産であるときは、それぞれ上記算式の分子を「不動産所得」又は「不動産所得及び事業所得」として計算します。
- (7) 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉑」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「㉒」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

震災特例法第10条、第10条の2、第10条の2の2、旧震災特例法第10条の2、令和元年改正法附則88

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、
 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は
 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	①	.	.	所得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	税額控除限度額 $\left((③ \times \text{控除率}) \text{ 又は } (⑥ \times \frac{20}{100}) \right)$	⑦	円
	本年の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	②				本年分の事業所得に係る所得税額	⑧	
	同上のうち必要経費に算入される額	③				本年税額基準額 $(⑧ \times \frac{20}{100})$	⑨	
避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の認定又は確認を受けた日	④	.	.	控 除 額 の 計 算	本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額)	⑩	円
	本年の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	⑤				調整前事業所得税額超過構成額	⑪	
	同上のうち必要経費に算入される額	⑥				所得税額の特別控除額 (⑩-⑪)	⑫	

**復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、
企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は
避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書**

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法10の3」、「震法10の3の2」又は「震法10の3の3」と記載してください。

1 記載要領

- 「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合は「又は(⑥×20/100)」を抹消し、控除率を「10/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

ただし、平成31年4月1日から令和3年3月31日の間に被災雇用者に対して支給する給与等がある場合は、③のうち当該給与等の支給額に相当する部分については、控除率を「7/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

また、震災特例法第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(③×控除率)又は」を抹消します。

- 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（平成27年改正前の所得税法95）及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3

福島再開投資等準備金に関する明細書

(平成 年分)
(令和

氏名

福島県知事の認定を受けた日		①	・	・	翌	年初の福島再開投資等準備金の金額	⑮		円
積立期間		②	・	・		本年	その他の場合による総収入金額に算入する額の合計額	⑯	
本年積立額		③			繰		累積限度超過額 ⑭	⑰	
積立限度額の計算	投資予定額	④				繰	特別償却実施額	⑱	
	定額基準額 $④ \times \frac{1}{2}$	⑤			繰		特別償却実施額の総収入金額に算入する額 (⑮-⑯-⑰)と⑱のうち少ない金額	⑲	
前年末までに必要経費に算入された額の合計額 (前年末までの⑳の合計)		⑥				繰	3年間均等取崩額の計算	㉑	
累積限度基準額 ④-⑥		⑦			繰		基準年の12月31日における福島再開投資等準備金の金額 (基準年の12月31日における㉒)	㉒	
積立限度額 (⑤と⑦のうち少ない金額)		⑧				繰	3年間均等取崩額 (⑮-⑯-⑰)と $(⑳ \times \frac{12}{36})$ のうち少ない金額) - ⑲	㉓	
積立限度超過額 ③-⑧		⑨			繰		計 ⑯+⑰+⑲+㉑	㉔	
累積限度超過額の計算	累積限度超過基準額 ⑥-④	⑩				繰	本年積立額のうち必要経費に算入する額 ③-⑨	㉕	
	年初の福島再開投資等準備金の金額 ⑮	⑪			繰		年末の福島再開投資等準備金の金額 ⑮-㉔+㉕	㉖	
本年のその他の場合による総収入金額に算入する額の合計額 ⑯		⑫				繰			
差引福島再開投資等準備金の金額 ⑪-⑫		⑬			繰				
本年累積限度超過額 (⑩と⑬のうち少ない金額)		⑭				繰			

福島再開投資等準備金に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 11 条の 3 の 2 の規定による福島再開投資等準備金の積立て又は総収入金額算入を行う場合に使用します。

この明細書は、福島再開投資等準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「震災特例法 11 の 3 の 2」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「累積限度超過額の計算」の各欄は、「④」欄の金額が「⑥」欄の金額を超える場合には、記載を要しません。
- (2) 「⑱」欄は、本年における震災特例法第 11 条の 3 の 2 第 3 項各号に定める金額の合計額を記載します。
- (3) 震災特例法第 11 条の 3 の 2 第 9 項前段の規定の適用がある場合、「㉑」欄の欄中「 $\frac{12}{36}$ 」とあるのは、
「 $\frac{\text{相続人の死亡の日から 12 月 31 日までの期間の月数 (1 月に満たない場合は、1 月とします。)}}{36}$ 」として記載します。
- (4) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「震災特例法 11 の 3 の 2」と記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

震災特例法第 11 条の 3 の 2

被災代替資産等の特別償却に関する明細書
(租税特別措置法の適用を受ける場合)

(平成 年分)

氏名 _____

資 産 の 種 類		①	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	
(耐用年数表の番号) 対象資産の種類		②	()	()	()	
対象資産の構造又は名称		③				
取得等年月日		④	・ ・	・ ・	・ ・	
事業の用に供した年月日		⑤	・ ・	・ ・	・ ・	
滅失等をした資産の用途		⑥	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
被災代替資産の用途		⑦	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
取得価額 (償却保証額)		⑧	円	円	円	
償却の基礎になる金額		⑨				
耐用年数		⑩	年	年	年	
償却方法		⑪	定額率法 ()	定額率法 ()	定額率法 ()	
償却又は改定償却率		⑫	0.	0.	0.	
償却期間		⑬	月 12	月 12	月 12	
普通 償却 費	算出償却費 (⑨×⑫×⑬)	⑭	円	円	円	
	増加償却費	⑮				
	計 (⑭+⑮)	⑯				
特 別 償 却 費	事業の 用に供 した年	特別償却の対象と なる部分の取得価額	⑰			
		特別償却率	⑱	100	100	
		特別償却限度額 (⑰×⑱)	⑲	円	円	円
		必要経費に算入し た特別償却額	⑳			
		翌年への繰越額 (⑲-⑳)	㉑			
	事業の 用に供 した年 の翌年	前年からの繰越額 (前年分の㉑)	㉒			
		必要経費に算入し た特別償却額	㉓			
償却費合計額 (⑯+⑳又は㉓)		㉔				
未償却残高		㉕				
その他参考となるべき事項		㉖				

被災代替資産等の特別償却に関する明細書
(租税特別措置法の適用を受ける場合)

この明細書は、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 11 条の 3 第 1 項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、この特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、その被災代替資産等が、租税特別措置法施行令第 6 条第 2 項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は耐用年数の適用等に関する取扱通達（以下「耐用年数通達」といいます。）付表 10 の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表 10 の番号を（ ）内に記載します。
- (3) 「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。
- (4) 「⑥」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を○で囲んだ資産について、次により記載します。
 - ア 用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。
 - イ（ ）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。
- (5) 「⑧」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (6) 「⑬」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
- (7) 「特別償却費」の各欄は、次によります。
 - ア 「⑰」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。
 - (ア) 被災代替資産である建物（その附属施設を含みます。）・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）のうち滅失等をした建物の床面積の 1.5 倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額
 - (イ) 上記以外の被災代替資産等・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）
 - イ 「⑱」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小事業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

取得等の時期等 資産の種類	発災後三年経過日前		発災後三年経過日以後	
	中小事業者（※1）	左記以外の個人	中小事業者（※1）	左記以外の個人
(1) 建物又は構築物	18%	15%	12%	10%
(2) 機械及び装置	36%	30%	24%	20%

※ 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人をいいます。

- (8) 「㉔」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された滅失等をした資産の規模又は機能などこの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第 11 条の 3

被災代替資産等の特別償却に関する明細書
(震災特例法の適用を受ける場合)

(平成 年分)

氏名 _____

資 産 の 種 類		①	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	
(耐用年数表の番号) 対象資産の種類		②	()	()	()	
対象資産の構造又は名称		③				
取得等年月日		④	・ ・	・ ・	・ ・	
事業の用に供した年月日		⑤	・ ・	・ ・	・ ・	
滅失等をした資産の用途		⑥	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
被災代替資産の用途		⑦	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
取得価額 (償却保証額)		⑧	円	円	円	
償却の基礎になる金額		⑨				
耐用年数		⑩	年	年	年	
償却方法		⑪	定額率法 ()	定額率法 ()	定額率法 ()	
償却又は改定償却率		⑫	0.	0.	0.	
償却期間		⑬	月 12	月 12	月 12	
普通償却費	算出償却費 (⑨×⑫×⑬)	⑭	円	円	円	
	増加償却費	⑮				
	計 (⑭+⑮)	⑯				
特別償却費	事業の用に供した年	特別償却の対象となる部分の取得価額	⑰			
		特別償却率	⑱	100	100	100
		特別償却限度額 (⑰×⑱)	⑲	円	円	円
		必要経費に算入した特別償却額	⑳			
		翌年への繰越額 (⑲-⑳)	㉑			
	事業の用に供した年の翌年	前年からの繰越額 (前年分の㉑)	㉒			
		必要経費に算入した特別償却額	㉓			
償却費合計額 (⑯+㉑又は㉓)		㉔				
未償却残高		㉕				
その他参考となるべき事項		㉖				

被災代替資産等の特別償却に関する明細書
(震災特例法の適用を受ける場合)

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 11 条第 1 項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、この特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 13 条第 2 項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は耐用年数の適用等に関する取扱通達（以下「耐用年数通達」といいます。）付表 10 の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表 10 の番号を（ ）内に記載します。
- (3) 「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。
- (4) 「⑥」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を○で囲んだ資産について、次により記載します。
 - ア 用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。
 - イ（ ）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。
- (5) 「⑧」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (6) 「⑮」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
- (7) 「特別償却費」の各欄は、次によります。
 - ア 「⑰」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。
 - (ア) 被災代替資産である建物（その附属施設を含みます。）・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）のうち滅失等をした建物の床面積の 1.5 倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額
 - (イ) 上記以外の被災代替資産等・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）
 - イ 「⑱」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小事業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

取得等の時期等 資産の種類	平 23. 3. 11～平 28. 3. 31		平 28. 4. 1～令 3. 3. 31	
	中小事業者（※ 1）	左記以外の個人	中小事業者（※ 1）	左記以外の個人
(1) 建物又は構築物	18%	15%	12%	10%
(2) 機械及び装置	36%	30%	24%	20%
(3) 船舶、航空機（※ 2） 又は車両及び運搬具	36%	30%	24%	20%

※ 1 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人をいいます。

※ 2 資産の種類(3)の航空機は、平成 28 年 3 月 31 日までに取得等した場合に対象となります。

- (8) 「⑳」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された滅失等をした資産の規模又は機能などこの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

震災特例法第 11 条

被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法
 によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

(平成 年分)

氏名

賃貸した資産の明細	共同住宅 又は長屋の 所在地 建物番号・名称	①					
	共同住宅 又は長屋の 全体の戸数	②		戸			戸
適正家賃要件に該当する事実の明細	被災者向け 賃貸住宅に 係る 部屋番号	国土交通大臣 が定める方法 によって算出 された額	各独立部分 ごとの 家賃の額	被災者向け 賃貸住宅に 係る 部屋番号	国土交通大臣 が定める方法 によって算出 された額	各独立部分 ごとの 家賃の額	
	③	④	⑤	③	④	⑤	
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	号室	円	円	号室	円	円	円
	備考						

被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法 によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第 13 条の 2 第 2 項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の賃貸に係る家賃の額が同項第 6 号に規定する国土交通大臣が定める方法（平成 23 年 12 月 14 日付国土交通省告示第 1288 号）によって算定された額を超えない旨を明らかにする場合に使用します。

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 11 条の 2 に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- (2) 「②」欄には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- (3) 「適正家賃要件に該当する事実の明細」の各欄は、次により記載します。
 - i 「③」欄には、被災者向けに賃貸する各独立部分の部屋番号を記載します。
 - ii 「④」欄には、被災者向けに賃貸する各独立部分ごとに、次の方法により算出した金額を記載します。

イ 共同住宅又は長屋の建設に要する費用(※)(当該費用につき国又は地方公共団体の補助を受けた場合にあつては、当該補助に係る費用を除きます。以下「建設費」といいます。)を期間 35 年、利率年 5% で毎年元利均等に償却するものとして算出した額(以下「償却費」といいます。)、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補填するための引当金(以下「引当金」といいます。)並びに公租公課を合計した金額に 12 分の 1 を乗じた金額を算出します。

この場合の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、引当金及び公租公課は、それぞれ次の金額となります。

- (イ) 償却費…建設費に 6.056% を乗じた額
- (ロ) 修繕費…建設費に 1.2% を乗じた額
- (ハ) 管理事務費…建設費に 0.48% を乗じた額
- (ニ) 損害保険料…建設費に 0.023% を乗じた額
- (ホ) 地代に相当する額…共同住宅又は長屋の敷地の用に供する土地の時価に 2% を乗じた額
- (ヘ) 公租公課…共同住宅若しくは長屋又はその敷地に対する公租公課の額
- (ト) 引当金…(イ) から(ヘ) により算出した額の合計額に 2% を乗じた額

※ 共同住宅又は長屋の建設に要する費用からは、被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たさない部分に要する費用を除きます。具体的には、次の算式により計算を行います。

$$\begin{array}{l} \text{共同住宅又は長屋の} \\ \text{建設に要する費用} \end{array} = \begin{array}{l} \text{建設に要した費用の総額} \\ \times \frac{\text{被災者向け優良賃貸住宅の要件} \\ \text{を満たす部分の床面積の合計}}{\text{共同住宅又は長屋の延べ床面積}} \end{array}$$

ロ イで算出した金額を各独立部分の床面積(専用面積)で按分し、各独立部分ごとの家賃上限額を算出します。

(注) イ及びロの計算に当たっては、国土交通省ホームページに掲載されている「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成 23 年政令 112 号)第 13 条の 2 第 2 項第 6 号及び第 18 条の 2 第 2 項第 6 号の国土交通大臣の定める方法による家賃上限額の算定について」により算出することが可能です。

- iii 「⑤」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分につき、その賃貸に係る家賃の額を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

震災特例法第 11 条の 2、震災特例法令第 13 条の 2、震災特例法規則第 3 条の 2



平成
令和

年分の総収入金額報告書

税務署長

年 月 日 提出

提出用

住所 (〒 -)	フリガナ 氏 名	印
事業所 (〒 -)	個人番号	: : : : : : : : :
納税地 (〒 -)	電話番号	
業種名	屋 号 雅 号	

○ その年中の収入金額をこの表に記入してください。

			事業所得 の収入金額	不動産所得 の収入金額	山林所得 の収入金額	
所得の生ずる場所						
その 年 中 の 収 入 金 額	主 な 得 意 先 ・ 貸 付 先 ・ 売 却 先	(住所・氏名)	円	円	円	
			裏面の計の金額			
		上記以外の収入金額の計				
		合 計	①	②	③	
					(①+②+③)	

税務署
印
署名押印
(電話番号)

印

※書ききれないときは、裏面に書いてください。

- その年分の確定申告書を提出していない方で、その年中の事業所得、不動産所得又は山林所得に係る総収入金額の合計額が3,000万円を超える場合には、この報告書とその年の翌年3月15日(その年分の確定申告期限)までに提出しなければならないことになっています。
- この報告書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記入及び②報告をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。なお、報告書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

税務署 署欄	税整 務理	通信日付印の年月日	確認印	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	一連番号
		年 月 日			<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		

令和 年 月 日

令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

第一表 (令和元年分以降用)

Personal information section including address, name, sex, and date of birth.

整理番号 (単位は円)

Table for income and deductions, categorized into 'Income Amounts' and 'Income from which deductions can be made'.

Table for tax calculation, including 'Tax Amounts' and 'Others'.

Payment information section including bank details and payment type.

Stamp area for tax preparer (Tax Accountant Seal and Telephone Number).

Checkboxes for filing methods under Article 30 and Article 33 of the Tax Procedures Act.

Administrative stamp area for filing date and confirmation.

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

令和 〇〇 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書 A

整理番号

FA0068

住所

フリガナ

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円
③源泉徴収税額の合計額			円

雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円

住民税に関する事項

同配 一生 計者	氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
	個人番号			
	16歳未満の扶養親族			
	個人番号			
16歳未満の扶養親族	氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
	個人番号			
	16歳未満の扶養親族			
	個人番号			
給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択				
配当に関する住民税の特例		円		
非居住者の特例		円		
配当割額控除額		円		
寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	条例 指定分	都道府県	円
	住所地の共同募金会、日赤 支部・都道府県、市区町村 分(特例控除対象以外)		市区町村	円
別居の控除対象配偶者・控除対象 扶養親族の氏名・住所		氏名	住所	

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料 円	⑦ 掛金の種類	支払掛金 円
	合計		合計	

⑧ 生命保険料控除	新 生 命 保 険 料 の 計	円	旧 生 命 保 険 料 の 計	円
	新 個 人 年 金 保 険 料 の 計		旧 個 人 年 金 保 険 料 の 計	
	介 護 医 療 保 険 料 の 計			

⑨ 地震保険料控除	地 震 保 険 料 の 計	円	旧 長 期 損 害 保 険 料 の 計	円

⑩ 本人該当事項

寡婦(寡夫)控除
(死別 生死不明
 離婚 未帰還)

勤労学生控除
学校名 ()

⑪ 氏名

⑫ 配偶者の氏名 生年月日

明・大 昭・平 . . .

配偶者控除
 配偶者特別控除

個人番号

⑬ 扶養控除

控除対象扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額

明・大 昭・平 . . . 万円

個人番号

扶 養 控 除

明・大 昭・平 . . . 万円

個人番号

扶 養 控 除

明・大 昭・平 . . . 万円

個人番号

⑭ 扶養控除額の合計

万円

⑰ 雑損控除

損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など

損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額

円 円 円

⑱ 医療費控除

支払医療費等 円 保険金などで補填される金額

円

⑲ 寄附金控除

寄附先の所在地・名称 寄附金

円

特例適用条文等

一連番号

第一表 (令和元年分以降適用) 第二表は、第一表と一緒に提出してください。国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならぬ書類は添付書類台紙などに貼ってください。

第一表 (令和元年分以降用)

Header information including address (住所), personal number (個人番号), name (氏名), gender (性別), occupation (職業), and contact details (電話番号).

Main table for tax calculation, divided into sections: 収入金額等 (Income), 所得金額 (Income), 所得から差し引かれる金額 (Deductions), 税金 (Taxes), 計算 (Calculation), and その他 (Others). Includes columns for category, amount, and calculation steps.

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

納管 (Tax Authority) and 通日付印 (Date Stamp) information.

税务师 (Tax Agent) information including name and seal.

Bottom section for tax agent details, including name (名簿), date (年月日), and confirmation (確認).

令和 00 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書 B

整理番号 00000000

F A 0 0 7 9

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 社会 保険 料 控 除	社会保険の種類	支払保険料 円	⑪ 掛 金 の 種 類	掛金の種類	支払掛金 円
	合計		合計		

⑫ 生 命 保 険 料 控 除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	介護医療保険料の計	

⑬ 地 震 保 険 料 控 除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計

⑭ 本 人 控 除 事 項	<input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)

⑮ 配 偶 者 特 別 控 除	氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 配偶者控除 <input type="checkbox"/> 配偶者特別控除
	配偶者の氏名	明・大 昭・平	

⑯ 扶 養 控 除	控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	控除額 万円
	個人番号		明・大 昭・平	

⑰ 雑 損 控 除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	
	損害金額	円	保険金などで補填される金額	円

⑱ 医 療 費 控 除	支払医療費等	円
		保険金などで補填される金額

⑲ 寄 附 金 控 除	寄附先の所在地・名称	寄附金
		円

⑳ 専従者給与(控除)額の合計額				円
------------------	--	--	--	---

住所
〒 00000000

フリガナ 00000000

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円
㉔ 源泉徴収税額の合計額			円

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円

○ 特例適用条文等

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
			明・大 昭・平		
			明・大 昭・平		

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択	<input type="radio"/> 給与から差引き <input type="radio"/> 自分で納付

事業税	非課税所得など	番号	所得金額	損益通算の特例適用前の不動産所得 事業用資産の譲渡損失など	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額						

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所	氏名	住所	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	給与	円	一連番号
---------------------------------	----	----	---------------------	----	----	---	------

第二表 (令和元年分以降適用) 第二表は、第一表と一緒に提出してください。国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

住所 所号 _____
 フリガナ 氏名 _____

整理番号	<input type="text"/>	一連番号	<input type="text"/>		
特 例 適 用 条 文					
法		条		項	号
所法	措法	震法	<input type="text"/>	の <input type="text"/>	の <input type="text"/>
所法	措法	震法	<input type="text"/>	の <input type="text"/>	の <input type="text"/>
所法	措法	震法	<input type="text"/>	の <input type="text"/>	の <input type="text"/>

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡 一般分	シ	<input type="text"/>	
		短期譲渡 軽減分	ス	<input type="text"/>	
		長期譲渡 一般分	セ	<input type="text"/>	
		長期譲渡 特定分	ソ	<input type="text"/>	
		長期譲渡 軽課分	タ	<input type="text"/>	
		一般株式等の譲渡	チ	<input type="text"/>	
		上場株式等の譲渡	ツ	<input type="text"/>	
		上場株式等の配当等	テ	<input type="text"/>	
		先物取引	ト	<input type="text"/>	
		山林	ナ	<input type="text"/>	
退職	ニ	<input type="text"/>			
所得金額	分離課税	短期譲渡 一般分	59	<input type="text"/>	
		短期譲渡 軽減分	60	<input type="text"/>	
		長期譲渡 一般分	61	<input type="text"/>	
		長期譲渡 特定分	62	<input type="text"/>	
		長期譲渡 軽課分	63	<input type="text"/>	
		一般株式等の譲渡	64	<input type="text"/>	
		上場株式等の譲渡	65	<input type="text"/>	
		上場株式等の配当等	66	<input type="text"/>	
		先物取引	67	<input type="text"/>	
		山林	68	<input type="text"/>	
退職	69	<input type="text"/>			
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)	⑨	<input type="text"/>		
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の⑳)	㉕	<input type="text"/>		
	⑨ 対応分	㉗	<input type="text"/>	000	
	59 60 対応分	㉘	<input type="text"/>	000	
	61 62 63 対応分	㉙	<input type="text"/>	000	
	64 65 対応分	㉚	<input type="text"/>	000	
	66 対応分	㉛	<input type="text"/>	000	
	67 対応分	㉜	<input type="text"/>	000	
	68 対応分	㉝	<input type="text"/>	000	
	69 対応分	㉞	<input type="text"/>	000	

税金の計算	⑩ 対応分	㉟	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑪ 対応分	㊱	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑫ 対応分	㊲	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑬ 対応分	㊳	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑭ 対応分	㊴	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑮ 対応分	㊵	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑯ 対応分	㊶	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑰ 対応分	㊷	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	⑰から㉞までの合計 (申告書B第一表の㉞に転記)	㉞	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	その他	株式等	本年分の64、65から差し引く繰越損失額翌年以後に繰り越される損失の金額	㉟	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
配当等		本年分の66から差し引く繰越損失額	㊱	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
先物取引		本年分の67から差し引く繰越損失額翌年以後に繰り越される損失の金額	㊲	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		⑩	<input type="text"/>	
特別控除額の合計額		⑪	<input type="text"/>	

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	⑫	<input type="text"/>
------------------------	---	----------------------

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整理欄	A	B	C	申告等年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	D	E	F	通算	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	取得期限	<input type="text"/>	<input type="text"/>	特別期間	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	資産	<input type="text"/>	入力	申告区分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

住所 (又は事業所、事務所、居所など)		フリガナ 氏名	
		整理番号	一連番号

1 損失額又は所得金額

所得の種類			区分等	所得の生ずる場所	㉑ 収入金額	㉒ 必要経費等	㉓ 差引金額 (㉑ - ㉒)	㉔ 特別控除額	㉕ 損失額又は所得金額
A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額) ㉙ 円									
B 譲渡	短期	分離譲渡			円	円	㉖ 円	㉗ 円	㉘ 円
		総合譲渡					㉚ 円	㉛ 円	㉜ 円
	長期	分離譲渡			円	円	㉝ 円	㉞ 円	㉟ 円
		総合譲渡					㊀ 円	㊁ 円	㊂ 円
	一時								㊃ 円
C 山林					円			㊄ 円	
D 退職						円	円	㊅ 円	
E	一般株式等の譲渡							㊆ 円	
	上場株式等の譲渡							㊇ 円	
	上場株式等の配当等					円	円	㊈ 円	
F 先物取引								㊉ 円	
特例適用条文									

2 損益の通算

所得の種類			㉑ 通算前	㉒ 第1次通算後	㉓ 第2次通算後	㉔ 第3次通算後	㉕ 損失額又は所得金額
A 経常所得			㉙ 円	第1次 円	第2次 円	第3次 円	円
B 譲渡	短期	総合譲渡	㉚ 円	1次通算	2次通算	3次通算	
		分離譲渡 (特定損失額)	㉜ 円 △				
	長期	総合譲渡	㉞ 円				
		一時	㊃ 円				
C 山林		→ ㊄ 円				㊄ 円	
D 退職		→ ㊅ 円					
損失額又は所得金額の合計額							㊁ 円

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理番号	<input style="width: 95%;" type="text"/>	一連番号	<input style="width: 95%;" type="text"/>
------	--	------	--

青色申告者の損失の金額							⑦2	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							⑦3	
変動所得の損失額							⑦4	
被災事業用資産の損失額	所得の種類		被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④ 損害金額	⑤ 保険金などで補填される金額	⑥ 差引損失額 (④ - ⑤)
	山林以外	営業等・農業			. . .	円	円	⑦5
		不動産			. . .			⑦6
	山林				. . .		⑦7	
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							⑦8	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							⑦9	

第四表(二) (令和元年分以降用)

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類			① 前年分までに引ききれなかった損失額	② 本年分で差し引く損失額	③ 翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (① - ②)	
A ____年 (3年前)	純損失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	円	/	
			山林所得の損失				
	雑損失	____年が白色の場合	変動所得の損失				
			被災事業用資産の損失	山林以外			
				山林			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
B ____年 (2年前)	純損失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/	
			山林所得の損失				
	雑損失	____年が白色の場合	変動所得の損失				
			被災事業用資産の損失	山林以外			
				山林			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
C ____年 (前年)	純損失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/	
			山林所得の損失				
	雑損失	____年が白色の場合	変動所得の損失				
			被災事業用資産の損失	山林以外			
				山林			
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額				⑧0	円		
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額				⑧1	円		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額				⑧2	円		

○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	⑧3	円
-----------------------------------	----	---

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	⑧4	円
-------------------------	----	---

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	⑧5	円
----------------------------	----	---

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額	⑧6	円
---------------------------	----	---

住所 (又事業所など) 業務所 居所など	フリガナ 氏名
-------------------------------	------------

○ 修正前の課税額 (単位は円)

総合課税の所得金額	事業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合譲渡・一時	⑧	
	合計	⑨	
	(①から⑧までの合計)	⑩	
※		⑪	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑫	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	
	寡婦、寡夫控除	⑯	0000
	勤労学生、障害者控除	⑰～⑱	0000
	配偶者(特別)控除	⑲～⑳	0000
	扶養控除	㉑	0000
	基礎控除	㉒	0000
	⑫から㉒までの計	㉓	
	雑損控除	㉔	
	医療費控除	㉕	
	寄附金控除	㉖	
合計	㉗		
(㉓+㉔+㉕+㉖)			
税金の計算	課税される所得金額	⑳ 対応分	000
		㉑ 対応分	000
		㉒ 対応分	000
	税額	㉓ 対応分	
		㉔ 対応分	
		㉕ 対応分	
	計	㉖(㉓+㉔+㉕)	
	配当控除	㉗	
		㉘	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	㉙	00
	政党等寄附金等特別控除	㉚～㉛	
	住宅耐震改修特別控除	㉜	
	住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	㉝～㉞	
	差引所得税額	㉟(㉓-㉜-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝-㉞)	
災害減免額	㊱		
再差引所得税額(基準所得税額)	㊲(㉟-㊱)		

整理番号		一連番号	
復興特別所得税額	④⑧		
(47) × 2.1%			
所得税及び復興特別所得税の額	④⑨		
(47) + ④⑧			
外国税額控除	⑤⑩		
区分			
源泉徴収税額	⑤①		
申告納税額	⑤②		
(49) - ⑤⑩ - ⑤①			
予定納税額	⑤③		
(第1期分・第2期分)			
第3期分の税額	⑤④		00
納める税金			
還付される税金	⑤⑤		△

○ 修正申告により増加する税額等

申告納税額の増加額	⑤⑥	
第3期分の税額の増加額	⑤⑦	00

○ 修正申告によって異動した事項

○ 所得金額に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円
異動の理由			

○ 事業専従者に関する事項

氏名	氏名
控除額等 異動前	控除額等 異動前
円	円
異動後	異動後

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除の種類	所得控除額	異動の理由
	円	

○ 税金の計算に関する事項

税額控除等の種類	税額控除額等	異動の理由
	円	

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	配当に関する住民税の特例	円
	非居住者の特例	
	配当割額控除額	
	株式等譲渡所得割額控除額	
事業税	寄附金控除	円
	都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
	条 例	都道府県
	指定市	市区町村
	住所の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
	非課税所得など	円
	損益通算の特例適用前の不動産所得	円
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額	
	事業用資産の譲渡損失など	
異動の理由		

整理欄	申告区分	申告等年月日	年	月	日	所得種類
	特例適用文	法	条	の	項	号
	申告期限	年	月	日		

書き方とご注意

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表（修正申告用・別表）に、修正申告額を申告書B第一表に書いてください。
- 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。
- この申告書第五表（修正申告用・別表）の各欄は、次により書いてください。
 - 「令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（別表）」欄の〇〇に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
 - 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。

（注1）⑩又は⑪の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類を略称とその所得金額を書いてください。
 なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、イからチの順に書いてください。
 また、イからチの所得が数多くあるなど⑩又は⑪の欄に書ききれないときは、欄を融通して書いてください。

 - イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」
 - ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」
 - ハ 一般株式等の譲渡所得等があるときは「一般株式等の譲渡所得等」
 - ニ 上場株式等の譲渡所得等があるときは「上場株式等の譲渡所得等」
 - ホ 分離課税の上場株式等の配当所得等があるときは「上場株式等の分離配当所得等」
 - ヘ 分離課税の先物取引の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、
「先物取引の分離譲渡所得」又は「先物取引の分離雑所得」
 - ト 山林所得があるときは「山林所得」
 - チ 退職所得があるときは「退職所得」

（注2）上記（注1）ハ及びニの両方の所得がある場合の「課税される所得金額」欄については、ハ及びニの課税される所得金額を合計して、ハの所得の対応分の欄に書いてください。
 - 「修正申告により増加する税額等」の「申告納税額の増加額⑤⑥」欄には、申告書B第一表の「申告納税額④⑤」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「申告納税額⑤②」欄の金額を差し引いた金額を書き、「第3期分の税額の増加額⑤⑦」欄には、申告書B第一表の「納める税金④⑦」欄又は「還付される税金④⑧」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「納める税金⑤④」欄又は「還付される税金⑤⑤」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
 - 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したもののみを書き、併せてその異動理由を書いてください。
- 申告書B第一表の各欄は、次により書いてください。
 - 「令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B」欄の〇〇に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
 - 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
 - 「収入金額等」、「所得金額」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」の各欄には、修正申告額を書いてください。

◎ 延滞税の計算方法

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">新たに納付すべき本税の額</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">10,000円未満の端数切捨て</td></tr> </table>	新たに納付すべき本税の額	10,000円未満の端数切捨て	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">延滞税の割合 (注)</td></tr> </table>	延滞税の割合 (注)	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">期間(日数)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">確定申告期限の翌日から完納の日まで</td></tr> </table>	期間(日数)	確定申告期限の翌日から完納の日まで	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">延滞税の額</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">100円未満の端数切捨て</td></tr> </table>	延滞税の額	100円未満の端数切捨て
新たに納付すべき本税の額													
10,000円未満の端数切捨て													
延滞税の割合 (注)													
期間(日数)													
確定申告期限の翌日から完納の日まで													
延滞税の額													
100円未満の端数切捨て													
3 6 5													

（注）平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで … 年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後 … 年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

令和__年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表

(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

受付印

住所 又は 事業所 事務所 居所など		フリガナ 氏名	
--------------------------------	--	------------	--

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項（特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の損益の計算）又は第7項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算

（赤字の金額は、△を付けずに書きます。2面の2も同じです。）

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

一般株式等に係る譲渡所得等の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の1面の(A)の金額）	①	円
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の1面の(B)の金額）	②	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の1面の(C)の金額）	③	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の1面の(D)の金額（※））	④	

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の1面の(E)の括弧書の金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算等前の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の損益の計算前の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑤	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑥	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合計	a 申告書第三表⑦へ	b
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (a-b)（赤字の場合には0と書いてください。）		⑦

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の1面の「上場株式等」の⑬欄の金額）（赤字の場合には0と書いてください。）	⑧	円
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（⑧-⑤） （⑤欄の金額≥⑧欄の金額の場合には0と書いてください。）	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑭へ
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額（⑤-⑧） （⑤欄の金額≤⑧欄の金額の場合には0と書いてください。）	⑩	△をつけて、申告書第三表④へ
本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （⑤欄の金額と⑧欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑪	計算明細書の「上場株式等」の⑭へ

(5) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥-⑦) (⑥欄の金額≤⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑫	△をつけて、申告書第三表⑥⑤へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑦-⑥) (⑥欄の金額≥⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑬	申告書第三表⑥⑥へ

(注)

1面
の⑩欄、

2面
の⑫欄及び

⑭から

⑰欄の金額は、

翌年の確定申告の際に使用します

(翌年に株式等の売却がない場合でも、

譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成 令和 ____ 年分)	④ (特定投資株式に係る金額) 円	⑥ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑧ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑨ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成 令和 ____ 年分)	④ (特定投資株式に係る金額)	⑥ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑧ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑭ ((C)-⑥-⑧) 円
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑨ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑮ ((D)-⑦-⑨)
本年の 前年分 (平成 令和 ____ 年分)	④ (特定投資株式に係る金額)	⑥ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑧ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑯ ((E)-⑥-⑧)
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑨ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑰ ((F)-⑦-⑨)
本年分で一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+⑧+⑩)		⑱ 計算明細書の「一般株式等」の⑯へ	/
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑧+⑩+⑰)		⑲ 計算明細書の「上場株式等」の⑯へ	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑦+⑮+⑱)		⑲ 計算明細書の「上場株式等」の⑰へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑨+⑮+⑲)		⑳ 申告書第三表⑥⑧へ	
翌年以後に繰り越される株式等 (特定投資株式及び上場株式等) に係る譲渡損失の金額 (⑩+⑫+⑭+⑮+⑯+⑰)		㉑ 申告書第三表⑥⑧へ	円

※ 「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (特定投資株式に係る金額)」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の「一般株式等」の⑯欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。) 及び「上場株式等」の⑰欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。) の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (上場株式等に係る金額)」内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の⑰欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。) 及び「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額

○ 「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (⑬-⑳)	㉒	申告書第三表⑦④へ 円
---	---	----------------

※ ㉒欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉒欄の金額が同㉑欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

令和 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

受付印

住所 (又は事業所事務所 居所など)		フリガナ 氏名	
--------------------------	--	------------	--

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。)

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の金額)	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の括弧書の金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合 計	申告書第三表⑦へ ①	②
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (①－②) (赤字の場合には0と書いてください。)		③

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③－④) (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	△を付けて、申告書第三表⑧へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④－③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	申告書第三表⑧へ

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成 年分 令和 年分)	④(前年分の付表の⑦欄の金額) 円	⑤(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑥(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。) ⑦ (④ - ⑤ - ⑥) 円 ⑧ (④ - ⑤ - ⑥)
本年の2年前分 (平成 年分 令和 年分)	④(前年分の付表の⑧欄の金額)	⑥(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑦(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の前年分 (平成 年分 令和 年分)	④(前年分の付表の⑨欄の金額)	⑧(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑨(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑤+⑥+⑧)	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑩へ	/
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑥+⑦+⑨)	⑩	申告書第三表⑪へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (④+⑦+⑧)		⑪	申告書第三表⑪へ(※2) 円

(注) その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額を)

※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の⑩欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (⑥-⑩)	⑫	申告書第三表⑫へ 円
--	---	------------

※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

平成____年分の所得税及び復興特別所得税の____申告書付表

(東日本大震災の被災者の方用)

先物取引に係る繰越損失用

住 所 <small>又 事 務 所 居 所 など</small>		フ リ ガ ナ 氏 名
--	--	----------------

この付表は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定により、雑損失の繰越控除の特例の適用を受ける方で、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

1 先物取引に係る雑所得等の金額			先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。	
本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	円		
2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算			前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑦の金額を転記してください。 前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑩の金額を転記してください。 前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の①が赤字の場合に、前年の⑫の金額を転記してください。 前年分までの所得から引ききれなかった5年前の特定雑損失の金額を、前年の申告書第四表付表(二)などから転記してください。 ※ 雑損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得の順で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。 詳しくは、税務署にお尋ねください。 前年分までの所得から引ききれなかった4年前の特定雑損失の金額を、前年の申告書第四表付表(二)などから転記してください。 前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表付表(二)などから転記してください。 前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表付表(二)などから転記してください。 前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表付表(二)などから転記してください。 申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの⑭)に転記してください。 申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑯(申告書第四表(損失申告用)付表(二)は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑳)に転記してください。 申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑱(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉑)に転記してください。 申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の㉒(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉑)に転記してください。また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑫及び「その他」欄の⑱(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの⑭及び申告書第四表(損失申告用)付表(二)は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉑)に「0」を書いてください。	
A	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	②		円
年 (3年前)	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(①と②のいずれか低い方の金額)	③		(赤字のときは0)
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(① - ③)	④		
B	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑤		
年 (2年前)	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(④と⑤のいずれか低い方の金額)	⑥		(赤字のときは0)
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑤ - ⑥)	⑦		
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(④ - ⑥)	⑧		
C	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑨		
年 (前年)	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑧と⑨のいずれか低い方の金額)	⑩		(赤字のときは0)
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑨ - ⑩)	⑪		
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(⑧ - ⑩)	⑫		
3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算				
A	前年分までに引ききれなかった特定雑損失の額	⑬	円	
年 (5年前)	本年分で差し引く特定雑損失の額	⑭	※	
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く特定雑損失(⑬と⑭-⑮のいずれか低い方の金額)	⑮	(赤字のときは0)	
B	前年分までに引ききれなかった特定雑損失の額	⑯		
年 (4年前)	本年分で差し引く特定雑損失の額	⑰	※	
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く特定雑損失((⑯-⑰)と(⑯-⑱)のいずれか低い方の金額)	⑱	(赤字のときは0)	
C	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑲		
年 (3年前)	本年分で差し引く雑損失の額	⑳	※	
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失((⑲-⑲)と(⑲-⑳)のいずれか低い方の金額)	㉑	(赤字のときは0)	
D	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	㉒		
年 (2年前)	本年分で差し引く雑損失の額	㉓	※	
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失((⑲-⑲)と(⑲-⑳)のいずれか低い方の金額)	㉔	(赤字のときは0)	
E	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	㉕		
年 (前年)	本年分で差し引く雑損失の額	㉖	※	
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失((⑲-⑲)と(⑲-⑳)のいずれか低い方の金額)	㉗	(赤字のときは0)	
○ 次の該当する欄を書いてください。				
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額(⑫ - ⑮ - ⑱ - ㉑ - ㉔ - ㉗)	㉘	円	
申告書への転記事項	(1) ①が黒字の場合(0の場合も含みます。)	先物取引に係る雑所得等の金額(上の①の金額)	㉙	
		本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額(① - ③)	㉚	
		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額(⑦ + ⑪)	㉛	
	(2) ①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額(⑦ + ⑪ + ㉘)	㉜	

(平成二十八年分以降用) ○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

平成 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)

提出用

住所 (又は事業所、事務所、居所など)	フリガナ 氏名
------------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。
なお、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定により、雑損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、『平成・令和 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用) (東日本大震災の被災者の方用)』を使用してください。

1 先物取引に係る雑所得等の金額					
本年分の先物取引に係る雑所得等の金額		①		円	先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。
2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算					
A __年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	②		円	前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑦の金額を転記してください。
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(①と②のいずれか低い方の金額)	③	(赤字のときは0)		
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(① - ③)	④			
B __年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑤			前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑩の金額を転記してください。
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(④と⑤のいずれか低い方の金額)	⑥	(赤字のときは0)		
	翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑤ - ⑥)	⑦			
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(④ - ⑥)	⑧			
C __年 (前年)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑨			前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の①が赤字の場合に、前年の⑫の金額を転記してください。
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑧と⑨のいずれか低い方の金額)	⑩	(赤字のときは0)		
	翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑨ - ⑩)	⑪			
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(⑧ - ⑩)	⑫			
3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算					
A __年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑬		円	前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。 ※ 雑損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得の順で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。詳しくは、税務署にお尋ねください。
	本年分で差し引く雑損失の額	⑭			
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失(⑫と⑬-⑭)のいずれか低い方の金額)	⑮	(赤字のときは0)		
B __年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑯			前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。
	本年分で差し引く雑損失の額	⑰			
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失(⑫-⑮と⑯-⑰)のいずれか低い方の金額)	⑱	(赤字のときは0)		
C __年 (前年)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑲			前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。 申告書第三表(分離課税用の)「所得金額」欄の⑳(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉑)に転記してください。 申告書第三表(分離課税用の)「その他」欄の㉒(申告書第四表(損失申告用)は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉓)に転記してください。 申告書第三表(分離課税用の)「その他」欄の㉔(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉕)に転記してください。 申告書第三表(分離課税用の)「その他」欄の㉖(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉗)に転記してください。また、申告書第三表(分離課税用の)「所得金額」欄の㉘及び「その他」欄の㉙(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉚及び「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉛)に「0」を書いてください。
	本年分で差し引く雑損失の額	⑳			
	左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失(⑫-⑱と⑲-㉑)のいずれか低い方の金額)	㉑	(赤字のときは0)		
○ 次の該当する欄を書いてください。					
先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額(⑫ - ⑮ - ⑱ - ㉑)		㉒		円	(赤字のときは0を付けないで書いてください。)
申告書への転記事項	(1) ①が黒字の場合(0の場合も含みます。)	先物取引に係る雑所得等の金額(上の①の金額)	㉓		申告書第三表(分離課税用の)「所得金額」欄の㉘(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉕)に転記してください。 申告書第三表(分離課税用の)「その他」欄の㉖(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉗)に転記してください。また、申告書第三表(分離課税用の)「所得金額」欄の㉘及び「その他」欄の㉙(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉚及び「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉛)に「0」を書いてください。
		本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額(① - ㉒)	㉔		
		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額(⑦ + ⑪)	㉕		
		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額(⑦ + ⑪ + ㉒)	㉖		

(平成二十八年分以降用)

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

書 き 方

【死亡した人の確定申告書の書き方】

死亡した人の確定申告書の書き方は、「確定申告書の手引き」などにならって書きますが、次の点に留意して書いてください。

1 「令和（平成）〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A（以下「確定申告書A」といいます。）」を使用する場合には、申告書の上余白に「準確定」と表示し、『令和（平成）〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書B（以下「確定申告書B」といいます。）」を使用する場合には、標題の余白部に「準確定」と書いてください。

2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と書いてください。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように書いてください。

(1) 上段には、死亡した人について書き、その氏名上部に死亡年月日を書いてください。

(2) 下段には、相続人や包括受遺者について書いてください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を書くとともに、相続人や包括受遺者の氏名を書く場合にその氏名の頭部に「相続人」と書いて、署名、押印してください。

3 死亡した人の確定申告書の提出に当たっては、全ての相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に書いてください。

また、相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、申告書付表「5 相続人等に関する事項」欄の「個人番号」欄に各相続人や包括受遺者の個人番号を書いてください。

(注) 死亡した人の個人番号を記入する必要はありません。

【申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）の書き方】

4 『死亡した者の平成・令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）』の標題の「 年分」欄 死亡した人の確定申告書の年分と同じ年分を書いてください。

5 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄

死亡した人の確定申告書の「住所」欄に書いた住所地を書いてください。

6 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄

死亡した人の確定申告書の「申告納税額」欄（確定申告書Aを使用する場合）又は「第3期分の税額」欄（確定申告書Bを使用する場合）の金額を転記してください。

7 「3 相続人等の代表者の指定」欄

相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者のうちから死亡した人の国税に関する書類を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。

8 「5 相続人等に関する事項」欄

一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について書いてください。

(1) 「住所」欄

相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地を書いてください。

(2) 「氏名」欄

この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、押印してください。

なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者についてはその人の住所の頭部に「申告せず」と表示するとともに、氏名を○で囲んでください。その人は別に確定申告書と申告書付表を提出することになりますから、その人に申告内容を連絡してください。

(3) 「個人番号」欄

相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）を書いてください。

(4) 「相続分…B」欄

法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を書いてください。

なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほかに包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を書いてください。

(注) 1 法定相続分により財産を取得している人は、次の割合となります。

イ 相続人が子と配偶者の場合…子は1/2、配偶者は1/2

ロ 相続人が配偶者と直系尊属の場合…配偶者は2/3、直系尊属は1/3

ハ 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合…配偶者は3/4、兄弟姉妹は1/4

ニ 子や直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いる場合…各人の相続分は均等

なお、イとハの相続人の子や兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合にこれらの人に子があるときは、その子が代襲して相続しますが、この場合のその子の法定相続分は、相続開始前に死亡したその子の親である子や兄弟姉妹の相続分となります。

2 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

(5) 「相続財産の価額」欄

各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を書いてください。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（5(7)「相続分…B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ書いてください。

9 「6 納める税金等」欄

(1) 「各人の納付税額」欄

「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄が黒字の場合に書く欄です。

この欄には、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄の納める税金に各人の相続分（5(7)「相続分…B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を書いてください。

(2) 「各人の還付金額」欄

「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄が赤字の場合に書く欄です。

この欄には、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄の還付される税金が相続人や包括受遺者の協議により分割されているときはその分割により請求できる還付金額を書き、そうでないときはそれぞれ各人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分（民法第900条から第903条）に応じて求めた金額（1円未満の端数切捨て）を書いてください。

なお、相続人や包括受遺者が受領すべき還付金の受領を相続人の代表者等に委任する場合には、この申告書付表とは別に、還付金の受領に関する委任状の提出が必要となります。

10 「7 還付される税金の受取場所」欄

「6 納める税金等」欄の「各人の還付金額」欄に記載がある場合に書く欄です。

この欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

○ この申告書付表は、死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人）をいいます。が確定申告をするときに使用するものです。

○ この申告書付表を書く前に、確定申告書で死亡した人の納める税金又は還付される税金（第3期分の税額）を計算してください。

○ 死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。

なお、死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の所得税及び復興特別所得税（その年1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分を除きます。）が無申告であったことにより提出する確定申告書と申告書付表については、上の4か月の申告期間の特例の適用はありませんから、早めに提出してください。

○ 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、使用する確定申告書と申告書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者を通じて1枚で足りる。

相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。

なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に確定申告書と申告書付表を提出することになります。

○ 申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複製されない措置を講ずる）など、個人番号の取り扱いには十分ご注意ください。

○ この申告書付表の書き方についてお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

令和 〇〇 年分収支内訳書 (一般用)

(あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

住所			フリガナ氏名	⑩		依頼税理士等	事務所所在地		
事業所所在地			電話番号	(自宅)	(事業所)		氏名(名称)		
業種名		屋号	加入団体名				電話番号		

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用

(令和元年分以降用)

令和 年 月 日 (自 〇〇 月 〇〇 日 至 〇〇 月 〇〇 日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収入金額		旅費交通費	㊟
売上(収入)金額	①	通 信 費	㊚
家事消費	②	広告宣伝費	㊜
その他の収入	③	接待交際費	㊞
計	④	損害保険料	㊟
(①+②+③)		修 繕 費	㊱
売上原価		消 耗 品 費	㊲
期首商品(製品)棚卸高	⑤	福利厚生費	㊳
仕入金額(製品製造原価)	⑥		㊴
小 計	⑦		㊵
(⑤+⑥)			㊶
期末商品(製品)棚卸高	⑧		㊷
差引原価	⑨		㊸
(⑦-⑧)			㊹
差引金額	⑩		㊺
(④-⑨)			㊻
経費			㊼
給料賃金	⑪		㊽
外注工賃	⑫		㊾
減価償却費	⑬		㊿
貸倒金	⑭		㊿
地代家賃	⑮		㊿
利子割引料	⑯		㊿
その他の経費			㊿
租税公課	㉑		㊿
荷造運賃	㉒		㊿
水道光熱費	㉓		㊿
		専従者控除前の所得金額	⑰
		(⑩-⑰)	
		専従者控除	⑱
		所得金額	⑲
		(⑱-⑲)	

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(歳)	月	円	円	円
(歳)				
(歳)				
その他 (人分)				
計	延べ従事月数		⑩	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	本 年 中 の 報 酬 等 の 金 額	左 の うち 必 要 経 費 算 入 額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
		延べ従事月数

【税務署整理欄】

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	
⑯	
⑰	
⑱	
⑲	
⑳	
㉑	
㉒	
㉓	
㉔	
㉕	
㉖	
㉗	
㉘	
㉙	
㉚	
㉛	
㉜	
㉝	
㉞	
㉟	
㊱	
㊲	
㊳	
㊴	
㊵	
㊶	
㊷	
㊸	
㊹	
㊺	
㊻	
㊼	
㊽	
㊾	
㊿	

(令和元年分以降用)

○売上(収入)金額の明細

売上先名	所在地	売上(収入)金額
		円
上記以外の売上先の計		
右記①のうち 軽減税率対象	うち	円 計 ①

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	仕入金額
		円
上記以外の仕入先の計		
右記⑥のうち 軽減税率対象	うち	円 計 ⑥

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	④ 償却率 又は 改定償却率	③ 本年 中の 償却 期間	⑤ 本年 分の 普通 償却 費 (②×④×③)	⑥ 特 別 償 却 費	⑦ 本年 分の 償 却 費 合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業 専 用 割合	⑨ 本年 分の 必要 経 費 算 入 額 (⑦×⑧)	⑩ 未 償 却 残 高 (期末残高)	摘 要
		年月	円	円		年		月	円	円	円	%	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計													⑬		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		円	円
		円	円

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の利子割引料	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

◎本年における特殊事情



令和 〇〇 年分収支内訳書 (農業所得用)

(あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用

(令和元年分以降用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所	業 種 名	依 頼 税 理 士 等	事 務 所 所 在 地
	農 園 名		氏 名 (名 称)
フリガナ氏名	電 話 番 号		電 話 番 号

令和 年 月 日

(自 〇〇 月 〇〇 日 至 〇〇 月 〇〇 日)

〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

科 目		金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収 入 金 額	販 売 金 額 ①		経 費	修 繕 費 ①
	家 事 消 費 金 額 ②			動 力 光 熱 費 ②
	雑 収 入 ③			作 業 用 衣 料 費 ③
	小 計 (①+②+③) ④			農 業 共 済 掛 金 ④
	農 産 物 の 期 首 ⑤			荷 造 運 賃 手 数 料 ⑤
	棚 卸 高 期 末 ⑥			土 地 改 良 費 ⑥
	計 (④-⑤+⑥) ⑦			⑦
経 費	雇 人 費 ⑧		⑧	
	小 作 料 ・ 賃 借 料 ⑨		⑨	
	減 価 償 却 費 ⑩		⑩	
	貸 倒 金 ⑪		⑪	
	利 子 割 引 料 ⑫		⑫	
	租 税 公 課 ⑬		農 産 物 以 外 の 棚 卸 高 期 首 ⑬	
		種 苗 費 ⑭		期 末 ⑭
	素 畜 費 ⑮		経 費 から 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用 ⑮	
		肥 料 費 ⑯	小 計 (⑬-⑮までの計) ⑯	
	の 飼 料 費 ⑰		経 費 計 (⑧-⑯までの計+⑬) ⑰	
		農 具 費 ⑱	専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑰-⑱) ⑱	
		農 薬 生 費 ⑲	専 従 者 控 除 ⑲	
諸 材 料 費 ⑳		所 得 金 額 (⑱-⑲) ⑳		
		⑳のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額		

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現 金 物	合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
		延 日		
その他(人分)				
計			⑧	

○小作料・賃借料の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小 作 料 ・ 賃 借 料 等 の 別	面 積 ・ 数 量	支 払 額
		a・kg	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
(歳)		
		延べ従事月数

【税務署整理欄】

⑳	〇	〇	〇	〇
---	---	---	---	---

⑲	〇	〇	〇	〇
---	---	---	---	---



令和 〇〇 年分収支内訳書 (不動産所得用)

(あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用

(令和元年分以降)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 年 月 日
(自 〇〇 月 〇〇 日 至 〇〇 月 〇〇 日)

科 目		金 額 (円)	
収 入 金 額	賃 貸 料 ①		
	礼金・権利金料 ②		
	その他の収入 名義書換料 その他 ③		
	小 計 (②+③) ④		
	計 (①+④) ⑤		
経 費	給 料 賃 金 ⑥		
	減 価 償 却 費 ⑦		
	貸 倒 金 ⑧		
	地 代 家 賃 ⑨		
	借 入 金 利 子 ⑩		
	そ の 他 の 経 費	租 税 公 課 ⑪	
		損 害 保 険 料 ⑫	
		修 繕 費 ⑬	
	雑 費 ⑭		
	小 計 (⑪~⑭までの計) ⑮		
	経 費 計 (⑥~⑩までの計+⑮) ⑯		
専従者控除前の所得金額 (⑤-⑯) ⑰			
専 従 者 控 除 ⑱			
所 得 金 額 (⑰-⑱) ⑲			
土地等取得のために要した負債の利子の額			

住 所	フリガナ氏 名	事務所所在地
職 業	電 話 番 号	氏 名 (名称) 電 話 番 号

○不動産所得の収入の内訳 (書ききれないときは、適宜の用紙に書いて内訳書に添付してください。)

貸 家 賃 地 等 の 別	用 途 (住宅用、住宅用以外等の別)	不動産の所在地	賃借人の住所・氏名	賃貸契約期間	貸 付 積 面	本 年 中 の 収 入 金 額			保 証 金 敷 金 (期末残高)
						賃 貸 料 月 額	利 金 年 額	名義書換料 其 他	
				自 年 月	平方メートル	円	円	円	円
				至 年 月					
				自 年 月					
				至 年 月					
				自 年 月					
				至 年 月					
				自 年 月					
				至 年 月					
				自 年 月					
				至 年 月					
				自 年 月					
				至 年 月					
計						①	②	③	

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従 事 月 数	給 料 賃 金 与 合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
(歳)	月	円	円
その他 (人分)			
計	延べ従事月数	⑥	

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
	延べ従事月数	〇〇

【税務署整理欄】
99 〇〇〇〇〇〇〇〇

○減価償却費の計算

(令和元年分以降用)

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額) 円	②償却の基礎 になる金額 円	償却方法	耐用年数 年	③償却率 又は 改定償却率	④本年中の償却 期間 月	⑤本年分の 普通償却費 (③×④×⑥) 円	⑥割増(特別) 償却費 円	⑦本年分の 償却費合計 (⑤+⑥) 円	⑧貸付 割合 %	⑨本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧) 円	⑩未償却残高 (期末残高) 円	摘要
		年・月	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
計													⑦		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の借入金利子 円	左のうち必要 経費算入額 円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更賃	
		賃	
		権更賃	
		賃	

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は 資材の品名	支払年月日 金額 円	左のうち必要 経費算入額 円
		・	
		・	
		・	
		・	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

◎本年中における特殊事情・保証金等の運用状況 (借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

○貸付不動産の保有状況 (空家(空室)、空地を含めて記入してください。)

用途・種類等		数量	用途・種類等		数量	用途・種類等		数量
住宅用	建物	一戸建	住宅用以外 (事務所 店舗等)	建物	一戸建	駐車場	屋根付	台
		一戸建以外			一戸建以外			
	土地	契約件数		土地	契約件数			
		総面積			総面積			

令和 0 年分所得税青色申告決算書 (一般用)

住所		フリガナ氏名		⑩	依頼事務所所在地
事業所在地		電話番号	(自宅) (事業所)		氏名(名称)
業種名	屋号	加入団体名			電話番号

令和 年 月 日

損益計算書 (自 月 日至 月 日)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提出用 (令和元年分以降用)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	科目		金額 (円)	
	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①				消耗品費 ⑰			繰戻引当金 各種引当金・準備金等	貸倒引当金 ⑳	
期首商品(製品)棚卸高 ②			経	減価償却費 ⑱						
売上原価	仕入金額(製品製造原価) ③				福利厚生費 ⑲					
	小計(②+③) ④			給料賃金 ⑳				計 ㉑		
	期末商品(製品)棚卸高 ⑤			外注工賃 ㉑			繰入額等	専従者給与 ㉒		
差引原価(④-⑤) ⑥			利子割引料 ㉒					貸倒引当金 ㉓		
差引金額(①-⑥) ⑦			地代家賃 ㉓							
経費	租税公課 ⑧			貸倒金 ㉔				計 ㉔		
	荷造運賃 ⑨						青色申告特別控除前の所得金額 (⑳+㉑-㉔) ㉕			
	水道光熱費 ⑩						青色申告特別控除額 ㉖			
	旅費交通費 ⑪						所得金額 (㉕-㉖) ㉗			
	通信費 ⑫						●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。 ●下の欄には、書かないでください。			
	広告宣伝費 ⑬			雑費 ㉗						
	接待交際費 ⑭			計 ㉘			①		⑤	
	損害保険料 ⑮			差引金額 ㉙			②		⑥	
修繕費 ⑯			(⑦-⑳)			③		⑦		
						④		⑧		
						⑤		⑨		
						⑥		⑩		
						⑦		⑪		
						⑧		⑫		
						⑨		⑬		
						⑩		⑭		
						⑪		⑮		
						⑫		⑯		
						⑬		⑰		
						⑭		⑱		
						⑮		⑲		
						⑯		⑳		
						⑰		㉑		
						⑱		㉒		
						㉑		㉓		
						㉒		㉔		
						㉓		㉕		
						㉔		㉖		
						㉕		㉗		
						㉖		㉘		
						㉗		㉙		
						㉘		㉚		
						㉙		㉛		
						㉚		㉜		
						㉛		㉝		
						㉜		㉞		
						㉝		㉟		
						㉞		㊱		
						㉟		㊲		
						㊱		㊳		
						㊲		㊴		
						㊳		㊵		
						㊴		㊶		
						㊵		㊷		
						㊶		㊸		
						㊷		㊹		
						㊸		㊺		
						㊹		㊻		
						㊺		㊼		
						㊻		㊽		
						㊼		㊾		
						㊽		㊿		
						㊾				
						㊿				

フリガナ
氏名

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

提出用
(令和元年分以降用)

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	円	円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家事消費等	円	円
雑収入	円	円
計	円	円
うち軽減税率対象	うち 円	うち 円

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
			給料賃金	賞与	合計	
	歳	月	円	円	円	円
その他(人分)						
計	延べ従事月数					円

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支給額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
				給料	賞与	合計	
		歳	月	円	円	円	円
計			延べ従事月数				円

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

		金額
個別評価による本年分繰入額 <small>(「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の⑥欄の金額を書いてください。)</small>		① 円
一括評価による本年分繰入額	年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額	②
	本年分繰入限度額 <small>(②×5.5% (金融業は3.3%))</small>	③
本年分繰入額		④
本年分の貸倒引当金繰入額 <small>(①+④)</small>		⑤

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

		金額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)		⑥ (赤字のときは0) 円
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の③欄の金額を書いてください。)		⑦ (赤字のときは0)
65万円の青色申告特別控除を受ける場合	65万円と⑥のいずれか少ない方の金額 <small>(不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)</small>	⑧
	青色申告特別控除額 <small>(⑧と⑦のいずれか少ない方の金額)</small>	⑨
上記以外の場合	10万円と⑥のいずれか少ない方の金額 <small>(不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)</small>	⑧
	青色申告特別控除額 <small>(⑧と⑦のいずれか少ない方の金額)</small>	⑨

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

○減価償却費の計算

(令和元年分以降用)

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年中の償却 期間	⑤ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑧)	⑥ 割増(特別) 償却費	⑦ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年月 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	円 ()	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
計															

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の 利子割引料 円	左のうち必要 経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更..... 賃	
		権更..... 賃	

◎本年中における特殊事情

令和 年分所得税青色申告決算書 (不動産所得用)

住所		フリガナ氏名		依頼税理士等	事務所所在地	
職業		電話番号			氏名(名称)	
					電話番号	

令和 年 月 日

損益計算書 (自 月 日至 月 日)

<input type="text"/>							
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

提出用
(令和元年分以降用)

科目		金額 (円)	科目	金額 (円)
収入金額	賃貸料 ①	<input type="text"/>	必要経費	⑬ <input type="text"/>
	礼金・権利金料 ②	<input type="text"/>		⑭ <input type="text"/>
	③ <input type="text"/>	⑮ <input type="text"/>		
	計 ④ <input type="text"/>	⑯ <input type="text"/>		
必要経費	租税公課 ⑤ <input type="text"/>	その他の経費	⑰ <input type="text"/>	
	損害保険料 ⑥ <input type="text"/>		計 ⑱ <input type="text"/>	
	修繕費 ⑦ <input type="text"/>	差引金額 (④-⑱) ⑲ <input type="text"/>		
必要経費	減価償却費 ⑧ <input type="text"/>	専従者給与 ⑳ <input type="text"/>		
	借入金利子 ⑨ <input type="text"/>	青色申告特別控除前の所得金額 (⑲-⑳) ㉑ <input type="text"/>		
	地代家賃 ⑩ <input type="text"/>	青色申告 (65万円又は10万円と㉑のいずれか少ない方の金額) 特別控除額 ㉒ <input type="text"/>		
必要経費	給料賃金 ⑪ <input type="text"/>	所得金額 (㉑-㉒) ㉓ <input type="text"/>		
	⑫ <input type="text"/>	土地等を取得するために要した負債の利子の額 <input type="text"/>		

●下の欄には、書かないでください。

99	<input type="text"/>
A	<input type="text"/>

← [青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

← [㉓欄が赤字の人で必要経費に算入した金額のうちに土地等を取得するために要した負債の利子の額がある人は、その負債の利子の額を書いてください。

○減価償却費の計算

(令和元年分以降用)

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	① 取得価額 (償却保証額) 円	② 償却の基礎 になる金額 円	償却 方法	耐用 年数	④ 償却率 又は 改定償却率	③ 本年中の償却 期間 月	⑤ 本年分の 普通償却費 (②×④×③) 円	⑥ 割増(特別) 償却費 円	⑦ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑥) 円	⑧ 貸付 割合 %	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧) 円	⑩ 未償却残高 (期末残高) 円	摘要
		年・月	()			年		— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
		・	()					— 12							
計															

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更	
		賃	
		権更	
		賃	

○借入金利子の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の借入金利子 円	左のうち必要経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

貸借対照表 (資産負債調)

(令和 年 月 日現在)

◎本年における特殊事情・保証金等の運用状況(借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

(令和元年分以降用) ●65万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)	科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)
現 金	円	円	借 入 金	円	円
普 通 預 金			未 払 金		
定 期 預 金			保 証 金 ・ 敷 金		
その他の預金					
受 取 手 形					
未 収 賃 貸 料					
未 収 金					
有 価 証 券					
前 払 金					
貸 付 金					
建 物					
建 物 附 属 設 備					
構 築 物					
船 舶					
工 具 器 具 備 品					
土 地					
借 地 権					
公 共 施 設 負 担 金					
			事 業 主 借		
			元 入 金		
事 業 主 貸			青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額		
合 計			合 計		

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

令和 年分所得税青色申告決算書 (現金主義用)

住所			フリガナ氏名			依頼 税理士等	事務所所在地		
事業所所在地			電話番号	(自宅) (事業所)			氏名(名称)		
業種名	屋号		加入団体名				電話番号		

令和 年 月 日

収 支 計 算 書
(自 月 日 至 月 日)

<input type="text"/>									
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

提出用
(令和元年分以降用)

科 目	金 額 (円)
収入金額	
売 上 ①	<input type="text"/>
家事消費等 ②	<input type="text"/>
雑 収 入 ③	<input type="text"/>
計 ④	<input type="text"/>
必要経費	
仕 入 ⑤	<input type="text"/>
給 料 賃 金 ⑥	<input type="text"/>
利 子 割 引 料 ⑦	<input type="text"/>
地 代 家 賃 ⑧	<input type="text"/>
減 価 償 却 費 ⑨	<input type="text"/>
⑩	<input type="text"/>
そ の 他 の 経 費 ⑪	<input type="text"/>
計 ⑫	<input type="text"/>
差引金額 (④ - ⑫) ⑬	<input type="text"/>
専従者給与等	
専 従 者 給 与 ⑭	<input type="text"/>
⑮	<input type="text"/>
計 ⑯	<input type="text"/>
青色申告特別控除前の所得金額 (⑬ - ⑯) ⑰	<input type="text"/>
青色申告特別控除額 ⑱	<input type="text"/>
所得金額 (⑰ - ⑱) ⑲	<input type="text"/>

○青色申告特別控除額の計算

	金 額
本年分の不動産所得の金額 (青色申告特別控除額を差し引く前の金額) ⑳	(赤字のときは0) 円
10万円と㉑のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。) ㉑	
青色申告特別控除前の所得金額 (「収支計算書」の㉒欄の金額を書いてください。) ㉒	(赤字のときは0)
青色申告特別控除額 (「10万円-㉑」と㉒のいずれか少ない方の金額) ㉓	

○専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢	従事月数	本年中に支給した金額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
				給 料	賞 与	合 計	
		歳	月	円	円	円	円
計			延べ従事月数 <input type="text"/>				<input type="text"/>

○給料賃金の内訳

氏 名	年齢	従事月数	本年中に支給した金額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
			給 料 賃 金	賞 与	合 計	
	歳	月	円	円	円	円
その他 (人分)						
計		延べ従事月数 <input type="text"/>				<input type="text"/>

●下の欄には、書かないでください。

㉔	<input type="text"/>	㉖	<input type="text"/>	㉘	<input type="text"/>
㉕	<input type="text"/>	㉗	<input type="text"/>	㉙	<input type="text"/>

令和 〇〇 年分所得税青色申告決算書 (農業所得用)

住所	業種名	事務所所在地
	農園名	
フリガナ氏名	電話番号	電話番号

令和 年 月 日

損益計算書 (自 〇〇 月 〇〇 日至 〇〇 月 〇〇 日)

提出用
(令和元年分以降用)

科目		金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	
収入金額	販売金額 ①		経費	作業用衣料費 ⑮	差引金額 (⑦-⑳)	⑳	
	家事消費金額 ②			農業共済掛金 ⑯		⑳	
	雑収入 ③			減価償却費 ⑰		⑳	
	小計 (①+②+③) ④			荷造運賃手数料 ⑱		⑳	
金	農産物の 棚卸高	期首 ⑤	雇 人 費 ⑳	各種引当金・ 繰戻額等 繰入額等	貸倒引当金 ㉑	⑳	
		期末 ⑥	利子割引料 ㉑		計 ⑳	⑳	
計 (④-⑤+⑥) ⑦			地代・賃借料 ㉒	繰入額等	専従者給与 ㉓	⑳	
経費	租税公課 ⑧		土地改良費 ㉓	計 ㉔	貸倒引当金 ㉕	⑳	
	種苗費 ⑨				計 ㉖	⑳	
	素畜費 ⑩					計 ㉗	⑳
	肥料費 ⑪					計 ㉘	⑳
	飼料費 ⑫					計 ㉙	⑳
	農具費 ⑬					計 ㉚	⑳
	農薬費 ⑭					計 ㉛	⑳
	諸材料費 ⑮					計 ㉜	⑳
	修繕費 ⑯					計 ㉝	⑳
	動力光熱費 ⑰					計 ㉞	⑳
			雑費 ⑳		青色申告特別控除前の所得金額 (⑳+㉛-㉜)	⑳	
			小計 ㉑		青色申告特別控除額 ㉕	⑳	
			農産物以外 の棚卸高	期首 ㉒	所得金額 (㉖-㉕)	⑳	
				期末 ㉓		⑳	
			経費から差し引く果 樹牛馬等の育成費用 ㉔		④のうち、肉用牛について 特例の適用を受ける金額	⑳	
			計 (㉑+㉒-㉓-㉔) ㉕		●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告 特別控除」の項を読んでください。		
					●下の欄には、書かないでください。		

99		①	②
----	--	---	---

フリガナ
氏名 _____

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

Ⓐ 収入金額の内訳 (現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。)

提出用 (令和元年分以降用)	区 分	作付面積 (飼育) (頭羽数)	本 年 収 穫 量		農 産 物 の 高		販 売 金 額	家 事 消 費 費		農 産 物 の 高		
			(生産頭羽数)		期 首	期 末		数 量	金 額	金 額	期 首	期 末
			a	kg	kg	円	円	円	kg	円		
	田											
	畑											
	果											
	樹											
特殊施設		ni										
農 産 物 計	耕作面積	a			⑤						⑥	
畜産物その他	頭羽	頭羽										
合 計						①	②					

雑 収 入	区 分	金 額
		円
	合 計	③

Ⓑ 農産物以外の棚卸高の内訳 (現金主義によっている人は、記入しないでください。)

区 分	期 首 棚 卸 高		期 末 棚 卸 高	
	数 量	金 額	数 量	金 額
未收穫農産物		円		円
販売用動物				
種苗飼料農薬諸材料				
その他				
合 計		③②		③③

Ⓒ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		現 金	現 物	合 計	
	延 日	円	円	円	円
その他(人分)					
計				②②	

Ⓓ 専従者給与の内訳

氏 名	続 柄	年 齢	従事 月数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				給 料	賞 与	合 計	
		歳	月	円	円	円	円
計			延べ従 事月数			④①	

(注) ①、②、③、⑤、⑥、②②、③②、③③、④①の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、⑤、⑥、②②、③②、③③、④①の欄に移記してください。

⑤ 減価償却費の計算

令和元年分以降用

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年 中の償却 期間	⑤ 本年分 の普通償却費 (③×④×⑥)	⑥ 割増(特別) 償却費	⑦ 本年分 の償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年月 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	円 ()	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
計													⑩		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

⑥ 果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等 の名称	取得・生産 ・定植等 の年月日	① 前年から の繰越額	育 成 費 用 の 明 細				② 本年中に成 熟したもの の取得価額	③ 翌年への 繰越額 (①+②-③)	④、⑤、⑥の金額の 計 算 方 法
			④ 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費	⑤ 本年中の 肥料、農業等 の投下費用	⑥ 小 計 (④+⑤)	⑦ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額			
		円	円	円	円	円	円	円	
計					④				

⑦ 地代・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃 耕料等の別	面積 数量	支払額
		a*kg	円

⑧ 利子割引料の内訳 (農協・金融機関を除きます。)

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額	本年 中の 利子 割引料	左のうち必要 経費算入額
	円	円	円

⑨ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年 中の 報酬 等の 金額	左のうち必要 経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額
	円	円	円

(注) ⑩、④の金額は、それぞれを1ページの⑩、④の欄に移記してください。

令和 年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

(令和元年分以降用)

		診療科目		住所		整理番号	氏名	
社会保険診療報酬	1. 収入金額の内訳			2. 自由診療割合の計算				
		診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額 診療報酬当座 口払込額	診療報酬窓口 収入金額		<p>この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。</p> <p>自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。</p> <p>(1) 診療実日数による割合</p> $\frac{\text{自由診療実日数(⑥)}}{\text{総診療実日数(①+⑥)}} \times 100 = \text{⑦} \%$ <p>(2) 収入による割合</p> $\frac{\text{自由診療収入(⑤)}}{\text{総診療収入(③+④+⑤)}} \times 100 \times \text{調整率} = \text{⑧} \%$
	① 受ける社会保険診療報酬 基金事務所から支払を	一般社会保険	件	日	点	円		
		生活保護法						
		精神保健福祉法						
		小計						
	② 国民健康保険 診療報酬	国民健康保険法						
		高齢者医療確保法						
		小計						
③ 介護報酬								
	小計							
④ その他								
	小計							
⑤ 計 (①+②+③+④)		①			③	④	円	
自由診療の収入等	一般の自由診療	件	日				円	
	労働者災害補償保険診療							
	公害健康被害補償診療							
	自動車損害賠償責任保険診療							
	高齢者医療確保法							
⑥ 計 (雑収入は下の欄に書きます。)					⑤			
雑収入							円	

(注) 社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。
 なお、7,000万円の判定については、③+④+⑤の合計額で行うことになります。

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(収支内訳書(一般用)の⑨+⑱+㉓)} \end{array} \right. \text{円} - \begin{array}{l} \text{自由診療分と社会保険} \\ \text{診療分とに明確に区分} \\ \text{できる経費の総額} \end{array} \text{円} \left. \right\} \times \begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑦又は⑧)} \end{array} \% + \begin{array}{l} \text{左の④のうち自由診} \\ \text{療分に係る経費の} \\ \text{金額} \end{array} \text{円} = \begin{array}{l} \text{自由診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{array} \text{円} \quad \text{A}$$

(注) ④の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

(2) 保険診療分

$$\begin{array}{l} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(収支内訳書(一般用)の⑨+⑱+㉓)} \end{array} \text{円} - \begin{array}{l} \text{自由診療分の原価及び経費} \\ \text{の合計額(Aの金額)} \end{array} \text{円} = \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{array} \text{円} \quad \text{B}$$

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた①率及び②加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

$$\begin{array}{l} \text{社会保険診療報酬} \\ \text{(表面の④+⑤)} \end{array} \text{円} \times \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{①率} \end{array} \% + \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{②加算額} \end{array} \text{円} = \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の} \\ \text{規定による必要経費の金額} \end{array} \text{円} \quad \text{C}$$

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	①率	②加算額
2,500万円以下	72%	— 円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

$$\begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の規定に} \\ \text{よる必要経費の金額 (Cの金額)} \end{array} \text{円} - \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の原価及び経費の} \\ \text{合計額 (Bの金額)} \end{array} \text{円} = \begin{array}{l} \text{差額} \\ \text{D} \end{array} \text{円}$$

(注) Dの金額を「収支内訳書(一般用)」1ページの「所得金額②」欄の下の余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。

併せて、申告書B第二表の「〇特例適用条文等」欄に「措法26」と記入してください。

令和 年分所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

(令和元年分以降用)

						整理番号		
						氏名		
1. 収入金額の内訳						2. 自由診療割合の計算		
社会 保 険 診 療 報 酬	① 基金受ける社会保険診療報酬を 支払を	一般社会保険	件	日	点	収入金額 診療報酬当座 口払込額	診療報酬窓口 収入金額	
		生活保護法						
		精神保健福祉法						
		小計						
	② 国民診療報酬 国民健康保険	国民健康保険法						
		高齢者医療確保法						
		小計						
	③ 介護報酬							
		小計						
④ その他								
	小計							
⑤ 計 (①+②+③+④)			A			C	D	
自由診療の 収入等	一般の自由診療	件	日					
	労働者災害補償保険診療							
	公害健康被害補償診療							
	自動車損害賠償責任保険診療							
	高齢者医療確保法							
	⑥ 計 (雑収入は下の欄に書きます。)						E	
雑収入								

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかでない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

自由診療実日数(⑧)

(日)

総診療実日数(⑨+⑩)

(日)

× 100 = ⑦ %

(2) 収入による割合

自由診療収入(⑪)

(円)

総診療収入(⑪+⑫+⑬)

(円)

調整率

× 100 × % = ⑧ %

(注)社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。
なお、7,000万円の判定については、⑨+⑫+⑬の合計額で行うことになります。

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑥+⑫)} \end{array} \right\} \text{円} - \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療分と社会保険} \\ \text{診療分とに明確に区分} \\ \text{できる経費の総額} \end{array} \right\} \text{円} \text{ (a)} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑦又は⑧)} \end{array} \right\} \% + \left\{ \begin{array}{l} \text{左の⑫のうち自由診療} \\ \text{分に係る経費の} \\ \text{金額} \end{array} \right\} \text{円} = \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{array} \right\} \text{円} \text{ A}$$

(注) ⑬の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分

(イ) 専従者給与

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{専従者給与の金額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑭)} \end{array} \right\} \text{円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑦又は⑧)} \end{array} \right\} \% = \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療分の専従者} \\ \text{給与の金額} \end{array} \right\} \text{円} \text{ B}$$

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{12月31日現在の自由診療分の} \\ \text{一括評価による貸倒引当金の合計額} \end{array} \right\} \text{円} \times \frac{55}{1,000} = \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療分の一括評価に} \\ \text{よる貸倒引当金繰入額} \end{array} \right\} \text{円} \text{ C}$$

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{退職給与引当金} \\ \text{勘定への繰入額} \end{array} \right\} \text{円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑦又は⑧)} \end{array} \right\} \% = \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療分の退職給与} \\ \text{引当金勘定への繰入額} \end{array} \right\} \text{円} \text{ D}$$

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑥+⑫)} \end{array} \right\} \text{円} - \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療分の原価及び経費} \\ \text{の合計額(Aの金額)} \end{array} \right\} \text{円} = \left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{array} \right\} \text{円} \text{ E}$$

ロ 特典経費分

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{専従者給与の金額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑭)} \end{array} \right\} \text{円} - \left\{ \begin{array}{l} \text{Bの金額} \\ \text{円} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{退職給与} \\ \text{引当金繰入額} \end{array} \right\} \text{円} - \left\{ \begin{array}{l} \text{Dの金額} \\ \text{円} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{一括評価による貸倒引当金} \\ \text{繰入額(決算書の「貸倒引} \\ \text{当金繰入額の計算」の⑮)} \end{array} \right\} \text{円} - \left\{ \begin{array}{l} \text{Cの金額} \\ \text{円} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{一括評価による貸倒} \\ \text{引当金繰戻額} \end{array} \right\} \text{円} - \left\{ \begin{array}{l} \text{自由診療分の一括評価} \\ \text{による貸倒引当金繰戻額} \end{array} \right\} \text{円} = \left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の} \\ \text{特典経費の合計額} \end{array} \right\} \text{円} \text{ F}$$

赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた⑯率及び⑰加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療報酬} \\ \text{(表面の⑯+⑰)} \end{array} \right\} \text{円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{⑯率} \end{array} \right\} \% + \left\{ \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{⑰加算額} \end{array} \right\} \text{円} = \left\{ \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の} \\ \text{規定による必要経費の金額} \end{array} \right\} \text{円} \text{ G}$$

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	⑯率	⑰加算額
2,500万円以下	72%	-円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{租税特別措置法第26条の規定に} \\ \text{よる必要経費の金額(Gの金額)} \end{array} \right\} \text{円} - \left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療分の原価及び経費と} \\ \text{特典経費の合計額(E+Fの金額)} \end{array} \right\} \text{円} = \left\{ \begin{array}{l} \text{差額} \end{array} \right\} \text{円} \text{ H}$$

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額⑱」欄の下の余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。

併せて、申告書B第二表の「〇特例適用条文等」欄に「措法26」と記入してください。

この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法第26条の適用を受けた所得を除いたところで計算しますのでご注意ください(この計算に当たっては「記載要領」を読んでください。)

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【令和 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)		職業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
 - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面・5面
(また、下記の5面に○を付してください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物(居住用)の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(令和元年分以降用)

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地	所在地番
	(住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 借地権 <input type="checkbox"/> その他 ()	(実測) m ²	利用状況 <input type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 (年 月 ~ 年 月)) <input type="checkbox"/> 自己の事業用 <input type="checkbox"/> 貸付用 <input type="checkbox"/> 未利用 <input type="checkbox"/> その他 ()	売買契約日
	建物	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		(公簿等) m ²
			年 月 日	
			年 月 日	

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名	共有者の持分	
土地	建物		土地	建物
		(住所) (氏名)	_____	_____
		(住所) (氏名)	_____	_____

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

買主	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	職業 (業種)

(4) いくらで譲渡(売却)されましたか。

① 譲渡価額	円
--------	---

【参考事項】

代金の受領状況	1回目	2回目	3回目	未収金
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日(予定)
	円	円	円	円

お売りになった理由	<input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため	<input type="checkbox"/> 借入金を返済するため
	<input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため	()

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「(相)×××円」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「(保)×××円」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
土 地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	(イ) 円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input type="checkbox"/> （鉄骨）鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他		小 計	(ロ) 円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

(3) 取得費を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)
<input type="checkbox"/> 標準			
_____ 円 × 0.9 × _____ × _____ = _____ 円			

②	(イ) + (ロ) - (ハ)	円
取得費		

※ 「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」に☑してください。

※ 非業務用建物（居住用）の（ハ）の額は、（ロ）の価額の95%を限度とします（償却率は1面をご覧ください）。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支 払 金 額
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③	譲渡費用 円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容（交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容）を「申告書第三表（分離課税用）」に転記します。

※ 租税特別措置法第37条の9の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

※ 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え(代替)の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(震法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
収用代替	特例適用 条文	① - ③ - ④	$② \times \frac{F}{① - ③}$	円
上記以外		① - ④	$(② + ③) \times \frac{F}{①}$	
短期 ・ 長期	所・措・震 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④	特例適用 条文	① × 20% (※)	(② + ③) × 20% (※)	円
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% (※)	$(② + ③) \times \frac{J}{①}$	
短期 ・ 長期	措法 条の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

【令和 年分】

現住所			
フリガナ氏名		電話番号(連絡先)	

名簿番号	
------	--

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ氏名		死亡年月日	年	月	日
	死亡の時にける住所					
	居住期間	年		月	～	年
		所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分	
被相続人居住用家屋	Ⓐ		Ⓐ m ²	—	—	
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	Ⓑ		m ²	—	—	
	Ⓒ		m ²	—	—	

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。
特例対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	Ⓑ m ²	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積			Ⓒ m ²
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫		床面積の合計
	床面積	m ²	m ²	m ²	Ⓓ m ²
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名				
	住所				
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left(\text{Ⓑ} \times \frac{\text{Ⓐ}}{\text{Ⓐ} + \text{Ⓓ}} \right) \times \frac{\text{Ⓒ}}{\text{Ⓑ}}$			m ²	

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名							
	住所							
相続の開始の時にける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	Ⓐ 家屋	Ⓑ 敷地等	Ⓒ 敷地等	Ⓐ 家屋	Ⓑ 敷地等	Ⓒ 敷地等		
	—	—	—	—	—	—		
適用前譲渡	譲渡年月日	年		月	日	年	月	日
	譲渡の対価の額	円			円			

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。

(令和元年分以降用)

【参考事項】

- 2以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【計算過程等】

	合 計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取得費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①-(②+③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。

(その他)

【建築物の位置関係等】

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

【租税特別措置法第41条の5用】 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住所 (又は 事務所 居所など)	フリガナ	電話	()
	氏名	番号	

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

		合計	建物	土地・借地権	
資産の所在地番		/			
資産の利用状況	面積		m ²	m ²	
居 住 期 間			年 月 ~ 年 月		
譲渡先	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
譲渡契約締結日			年 月 日	年 月 日	
譲渡した年月日			年 月 日	年 月 日	
資産を取得した時期			年 月 日	年 月 日	
譲 渡 価 額 ①			円	円	円
取 得 費	取 得 価 額 ②		円	円	円
	償 却 費 相 当 額 ③	円	円	円	
差 引 (② - ③) ④		円	円	円	
譲 渡 に 要 し た 費 用 ⑤		円	円	円	
居住用財産の譲渡損失の金額 (①-④-⑤) ⑥		円	円	円	

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

		合計	建物	土地・借地権	
資産の所在地番		/			
資産の利用状況・利用目的	面積		m ²	m ²	
買換資産の取得(予定)日			年 月 日		
居住の用に供した(供する見込)日			年 月 日		
買換資産の取得(予定)価額			円	円	円
買入れ先	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先			(借入先)		円

関与税理士名

(電話)

税務署
整理欄

資産課税部門

個人課税部門

純損失
(有・無)

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額 (⑥)**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書 《確定申告書付表》
 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

【租税特別措置法第41条の5の2用】

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住所 (又は事業所、事務所、居所など)		フリガナ 氏名		電話番号	()
------------------------	--	------------	--	------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参照してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

		合 計	建 物	土地・借地権	
資産の所在地番		/			
資産の利用状況	面積			m ²	m ²
居 住 期 間			年 月 ~ 年 月		
譲渡先	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
譲渡契約締結日			年 月 日	年 月 日	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①			(借入先) _____ 円	
譲渡した年月日			年 月 日	年 月 日	
資産を取得した時期			年 月 日	年 月 日	
譲 渡 価 額	②		円	円	円
取 得 費	取 得 価 額	③	円	円	
	償 却 費 相 当 額	④	円	円	
	差 引 (③ - ④)	⑤	円	円	
譲 渡 に 要 し た 費 用	⑥	円	円	円	
特 定 居 住 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 金 額 (② - ⑤ - ⑥)	⑦	円	円	円	

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

関与税理士名

(電話)

税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門
	純損失 (有・無)	

(令和元年分以降用)

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。

(注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

【令和 年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所		電話番号	()	名簿番号	
氏名	(フリガナ)	職業		関与税理士	(電話)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称		種類		利用状況		数量	
所在地等							

譲渡先の(買主の)	住所(所在地)	氏名(名称)	職業
売買契約の日	年 月 日	引き渡した日	年 月 日
		登記、登録等の日	年 月 日

【参考事項】

売却理由

買主から頼まれたため
 他の資産を購入するため
 事業資金を捻出するため
 借入金を返済するため
 その他 ()

代金の受領状況

1回目	年 月 日	円
2回目	年 月 日	円
3回目	年 月 日	円
未収金	年 月 日(予定)	円

譲渡価額	
①	円

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等		購入支払年月日	購入支払価額	
		住所(所在地)	氏名(名称)			
	譲渡資産の購入代金			・ ・	円	
				・ ・	円	
				・ ・	円	
				・ ・	円	
	小計				※	円

取得費	資産の購入価額(※) - 償却費相当額	②	円
	円 - 円 =		

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先		支払年月日	支払金額	
		住所(所在地)	氏名(名称)			
				・ ・	円	
				・ ・	円	
				・ ・	円	
	譲渡費用				③	円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄	
-----	--

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換資産等の所在地等	種 類	数 量	用 途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
			
			

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		. .	円
		. .	円
		. .	円
		. .	円
買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			④ 円

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区 分	特例適用条文	F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
① ≤ ④		① × 20%	(②+③) × 20%	(F - G)		(H - J)
① > ④		(① - ④) + ④ × 20%	(②+③) × $\frac{F}{①}$			
短期 ・ 長期	措法 条の 	円	円	円	円	円

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

区 分	特例適用条文	L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
交 換		① - ④	(②+③) × $\frac{L}{①}$	(L - M)		(N - P)
収用代替		① - ③ - ④	② × $\frac{L}{①-③}$			
短期 ・ 長期	所法 措 条	円	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額〕が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特例控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特例控除をすることができます。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。
- 平成26年4月1日以後に主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができません。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。

【令和 年分】
保証債務の履行のため
の譲渡に関する
明細書
(確定申告書付表)

譲渡者	住所	氏名	電話番号	()
関与者	住所	氏名	電話番号	()

保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円	
		年月日			
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額	求償権の額 円 ㉑	
		年月日			
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額	㉑のうち既に支払を受けた金額 円		
	年月日	㉒			

保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期		短期・長期		短期・長期		
	資産の所在地番							
	資産の種類							
	資産の利用状況	資産の数量	m ² (株(口)・m ²)	m ² (株(口)・m ²)		m ² (株(口)・m ²)		
	譲渡先	住所又は所在地						
		氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)	(職業)	(職業)	(職業)
	譲渡した年月日	年月日		年月日		年月日		
	譲渡資産を取得した時期	年月日		年月日		年月日		
	譲渡価額の総額	円		円		円		

譲渡所得(山林所得)のうち のみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の㉒の金額)	㉓	円	譲渡所得 税法第 64条 第2項 適用前 の山林 所得の 金額の 前額	総合課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (申告書B第一表の㉑+㉒に相 当する金額。赤字のときは0)	㉔	円
	総所得金額 (申告書B第一表の㉑に相当する金額)(注1)	㉕	円		分離課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (㉑の金額)	㉕	円
	山林所得金額 (申告書第三表の㉖に相当する金額)	㉖	円		分離課税の一般株式等・上場株式等 に係る譲渡所得の金額(繰越控除後) (㉑の金額のうち、譲渡所得の金額。 それぞれ赤字のときは0)	㉖	円
	退職所得金額 (申告書第三表の㉗に相当する金額)	㉗	円		分離課税の先物取引に係る 譲渡所得の金額(繰越控除後) (㉑の金額のうち、譲渡所得の金額。 赤字のときは0)	㉗	円
	小計 (㉕+㉖+㉗。赤字のときは0)	㉘	円		合 計 (㉔+㉕+㉖+㉗)	㉘	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の㉑に相当する金額。赤字のときは0)	㉙	円		山林所得金額 (㉖の金額。赤字のときは0)	㉙	円
	分離課税の一般株式等・上場株式等 に係る譲渡所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の㉑+㉒に相当する金額。それぞれ赤字のときは0)	㉚	円				
	分離課税の上場株式等に係る配当所得 等の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の㉓に相当する金額)	㉛	円				
	分離課税の先物取引に係る 雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の㉔に相当する金額。赤字のときは0)	㉜	円		譲渡所得又は山林所得のうち のみなされる金額	㉜	円
	合計 (㉘+㉙+㉚+㉛+㉜)	㉝	円		(㉜・㉙・㉚のうち低い金額又は ㉜・㉙・㉛のうち低い金額)	㉝	円

求償権が
行使不能と
なった事情
の説明

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「㉕」の金額は、申告書B第一表の「㉑+㉒+㉓」の金額となります。
2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「㉓」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「㉓×××円」と二段書きしてください。
(資6-12-A4統一)
(令和元年分以降用)

保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

1 使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。
- (2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「㊦」欄から「㊩」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。
- (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

住所 (又は事業所、事務所、居所など)		フリガナ 氏名	
------------------------	--	------------	--

①

のりしろ

本人確認書類(写)

※ 申告書を提出する際には、**毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の**写し**を貼ってください。

(表面)



(裏面)



◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「Ⅰ 番号確認書類」の**写し**と「Ⅱ 身元確認書類」の**写し**をそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

Ⅰ 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の**写し**》

- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ



Ⅱ 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の**写し**》

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード

などのうちいずれか1つ

○ 申告に当たっては、上記①及び裏面の②から⑤の書類(該当するものに限りです。)などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。

⑧ のりしろ

⑦ のりしろ

⑥ のりしろ

⑤ のりしろ

社会保険料
小規模企業共済等掛金 控除関係書類

④ のりしろ

生命保険料控除関係書類

③ のりしろ

地震保険料控除関係書類

② のりしろ

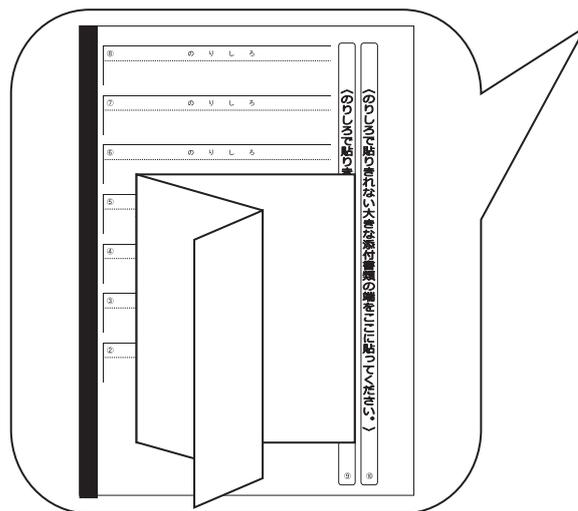
寄附金控除関係書類

〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

⑨

〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

⑩



口蹄疫に対処するための手当金等の交付により生じた所得に関する明細書

(平成 年分)
令和

氏 名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用

この明細書は、個人の方が平成 22 年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律第 1 条第 1 項（所得税の特例）の規定の適用を受ける場合に使用します。

1 手当金等の額	Ⓐ	<input style="width: 90%; height: 20px;" type="text"/> 円
2 手当金等に係る損失の額及び費用の額	Ⓑ	<input style="width: 90%; height: 20px;" type="text"/> 円
3 免税対象所得の額 (Ⓐ－Ⓑ)	Ⓒ	<input style="width: 90%; height: 20px;" type="text"/> 円

○ 確定申告書への記載等について

- 1 申告書B第一表の「所得金額」欄の②に、免税の計算を行った後の金額を記載してください。
 免税の計算を行った後の金額とは、青色申告決算書の「所得金額④」欄又は収支内訳書の「所得金額⑩」欄から、上記③の額及び肉用牛の売却による免税の適用を受ける所得金額を差し引いた金額をいいます。
なお、免税の計算を行った後の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますので、ご注意ください。
詳しくは、税務署におたずねください。
- 2 申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に、「口特1条」と記載し、併せて上記③の額も記入してください（例：「口特1条 ④〇〇〇円」）。
- 3 この明細書と手当金等に係る交付通知書の写しを確定申告書に添付して提出してください。

整理番号	00000000	一連番号	
------	--	------	--

住所 (又は事業所、事務所、居所など)	フリガナ 氏名
------------------------	------------

この付表は、震災特例法第5条(雑損失の繰越控除の特例)、第7条(純損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額		被災純損失以外の純損失金額	⑦②	円				
		被災純損失金額	⑦②'					
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			⑦③					
変動所得の損失額			⑦④					
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	① 損害金額	② 保険金などで補填される金額	③ 差引損失額 (① - ②)	円
	山林以外	営業等・農業			・			⑦⑤
うち 棚卸資産震災損失額							⑦⑤'	
		うち 固定資産震災損失額					⑦⑤''	
山林	不動産			・			⑦⑥	
		うち 固定資産震災損失額					⑦⑥'	
		うち 固定資産震災損失額					⑦⑥''	
山林所得に係る被災事業用資産の損失額					被災純損失以外の純損失金額		⑦⑧	円
					被災純損失金額		⑦⑧'	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額					被災純損失以外の純損失金額		⑦⑨	
					被災純損失金額		⑦⑨'	

第四表付表(一)

(令和元年分以降用)

4 繰越損失を差し引く計算

整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	一連番号	
------	--	------	--

年分	損失の種類	(A)前年分までに引ききれなかった損失額	(B)本年分で差し引く損失額	(C)翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(A-B)	
A __年 (5年前)	純損失 被災純損失(青・白)	山林以外	円	/	
		山林			
	雑損失 特定雑損失				
B __年 (4年前)	純損失 被災純損失(青・白)	山林以外		/	
		山林			
	雑損失 特定雑損失				
C __年 (3年前)	純損失	__年が青色の場合 被災純損失以外の損失	山林以外	/	
			山林		
		__年が白色の場合 被災事業用資産の損失	山林以外		
			山林		
	雑損失	被災純損失(青・白)	山林以外		
			山林		
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失			
		特定雑損失			円
	D __年 (2年前)	純損失	__年が青色の場合 被災純損失以外の損失		山林以外
山林					
__年が白色の場合 被災事業用資産の損失			山林以外		
			山林		
雑損失		被災純損失(青・白)	山林以外		
			山林		
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
雑損失		特定雑損失以外の雑損失			
		特定雑損失			
E __年 (前年)		純損失	__年が青色の場合 被災純損失以外の損失	山林以外	/
	山林				
	__年が白色の場合 被災事業用資産の損失		山林以外		
			山林		
	雑損失	被災純損失(青・白)	山林以外		
			山林		
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失			
		特定雑損失			
	本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額			⑧〇	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額			⑧1	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額			⑧2	円	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額			⑧3	円	

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額

⑧4	円
⑧4	円

特定雑損失の金額

災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書

いずれか当てはまる
ものを○で囲 → { 事業所得用
不動産所得用
山林所得用
んでください。

(平成
令和 年分)

氏 名 _____

災 害 の あ っ た 日		①	年 月 日			
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (⑪の合計額)	②	円			
	保険金等の見込額の合計額 (⑫の合計額)	③				
	繰 入 限 度 額 (② - ③)	④				
災 害 損 失 特 別 勘 定 繰 入 額		⑤				
被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細						
被災資産の明細	名称及び種類 又は共通費用の費目					
	被災資産の所在地					
	構造、設備の 種類及び細目					
	事業の用に供した年月日
修繕費用等の見積額	修繕費用等 の見積額のうち 支出見込額	⑥	円	円	円	円
	再取得価額等	⑦				
	未償却残額	⑧				
	被災資産の価額	⑨				
	(⑧-⑨の金額を基 に計算した)修繕費 用等の見積額のうち 支出見込額	⑩				
費用の見積額 (⑥と⑩の いずれか多い方の金額)		⑪				
保 険 金 等 の 見 込 額		⑫				

災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書

この明細書は、個人が、災害のあった日の属する年（以下「被災年」といいます。）において、所得税基本通達36・37共－7の5（災害損失特別勘定の設定）に定めるところにより、被災事業資産に係る修繕費用等の見積額につき、災害損失特別勘定への繰入れをする場合に使用します。

この明細書は、確定申告書に添付してください。

○ 記載要領

- 1 「①」欄は、被災資産について災害のあった日を記載します。
- 2 「⑤」欄は、個人が災害のあった日の属する年分（以下「被災年分」といいます。）において災害損失特別勘定に繰り入れた金額を記載します。
- 3 「被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細」の各欄は、次によります。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの「⑪」欄及び「⑫」欄に相当する金額の合計額をこれらの欄に記載し、「⑥」欄から「⑩」欄までの記載を省略することができます。

- (1) 「被災資産の明細」の各欄は、修繕等を行うことが確実な被災資産ごとに具体的に記載します。
- (2) 「修繕費用等の見積額」の各欄は、次によります。

イ 「⑥」欄には、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成31年4月1日である場合には、令和2年3月31日）までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下これらの費用を「修繕費用等」といいます。）の見積額のうち、被災年の翌年の1月1日以後に支出すると見込まれる金額を記載します。

- (イ) 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用その他の付随費用
- (ロ) 災害により生じた土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
- (ハ) 被災資産の原状回復のための修繕費（被災事業資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために要する修繕費を含みます。）
- (ニ) 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用

（注）1 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を記載します。

2 所得税基本通達51－2の2（有姿除却）の適用を受けた資産については、上記（イ）及び（ロ）に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。

ロ 上記イの「修繕費用等の見積額」は、例えば建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額によるなど合理的に見積ります。

ハ 「⑦」欄には、相当部分が損壊等をした被災資産の被災年の12月31日における再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事予定額から算定した建築価額等を記載します。

ニ 「⑧」欄には、上記ハの再取得価額等を基礎として当該被災資産の取得の時から被災年の12月31日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額を記載します。

ホ 「⑨」欄には、当該被災資産の被災年の12月31日における時価を記載します。

へ 「⑩」欄には、「⑧」欄の金額から「⑨」欄の金額を差し引いて計算した金額を基に計算した見積額のうち、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額で被災年の翌年1月1日以後に支出すると見込まれるものを記載します。

ト 修繕費用等の見積額は、上記ロの方法及び上記への方法以外の合理的な算定方法によることも認められます。この場合、その合理的な算定方法による修繕費用等の見積額を「⑩」欄に記載します。

- (3) 「⑫」欄には、被災年の翌年1月1日以後において、当該修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填されると見込まれる金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額を記載します。

災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → { 事業所得用
不動産所得用
山林所得用

(平成 令和 年分)

氏名 _____

災害のあった日	①	・ ・	金額	修繕完了年分における取崩額	⑦	円
同上の日から1年を経過する日	②	・ ・	算	本年分の要取崩額 （「⑥又は⑦」と⑩との いずれか少ない方の金額）	⑧	
修繕完了年分	③	年分	入 額	総収入金額算入額 「⑧」 （+延長確認申請書の「③」）	⑨	
本年分 総収入	おける 修繕完了 年分前 の計算 に	本年分の必要経費に算入した修繕費用等の額 （⑩の合計額）	円	翌年分 繰越額 の計算	年初災害損失特別勘定残高	⑩
		④を補填する 保険金等の額	⑤		総収入金額算入金額 （⑨の金額）	⑪
		差引要取崩額 （④ - ⑤）	⑥		年末災害損失特別勘定残高 （翌年分へ繰り越す金額） （⑩ - ⑪）	⑫

本年分において被災資産に係る修繕費用等として必要経費に算入した金額の明細

被災 資産	名称及び種類 又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の 種類及び細目				
修繕等の工事の名称等	⑬				
同上の修繕等の工事期間	⑭	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
同上の修繕等の工事に 係る修繕費用等の金額	⑮	円	円	円	円
⑮のうち本年分の 必要経費算入額	⑯				

災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書

この明細書は、所得税基本通達36・37共-7の8(災害損失特別勘定の総収入金額算入)に定めるところにより、災害のあった日の属する年分(以下「被災年分」といいます。)において災害損失特別勘定への繰入れをし、被災年分の翌年分以後の年分において災害損失特別勘定の金額を有する場合に記載します。

この明細書は、災害損失特別勘定を取り崩して総収入金額に算入をする年分の確定申告書に添付してください。

○ 記載要領

- (1) 「①」欄には、被災資産について災害のあった日を記載します。
- (2) 「②」欄には、「①」欄に記載した日から1年を経過する日(例えば、災害のあった日が平成31年4月1日である場合には、令和2年3月31日)を記載します。

(注) 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日を「①」欄に、①の日から1年を経過する日を「②」欄に記載します。
- (3) 「③」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる年分を記載します。
 - イ 被災年分の翌年分に係る確定申告書の提出期限までに「災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書」(以下「延長確認申請書」といいます。)を所轄税務署長に提出した場合 修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分(以下「修繕完了年分」といいます。)
 - ロ イ以外の場合 被災年分の翌年分
- (4) 「④」欄には、「延長確認申請書」を所轄税務署長に提出した場合において、本年分が修繕完了年分前の年分であるときは、「⑩」欄の合計額を記載します。
- (5) 「⑤」欄には、災害のあった日の属する年の翌年1月1日以後において、修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの(以下「保険金等」といいます。)により補填された金額がある場合に、その補填された金額のうち「④」欄の修繕費用等の額に充てた金額の合計額を記載します。
- (6) 「⑦」欄には、本年が「③」欄に記載した修繕完了年分である場合に、前年分の年末災害損失特別勘定残高を記載します。
- (7) 「⑨」欄には、原則として「⑧」欄の金額を記載します。ただし、被災年分の翌年分にあつては、「延長確認申請書」を提出した場合において、同申請書の「③」欄に記載した金額に相当する金額を含めて記載します。
- (8) 「⑩」欄には、本年分が修繕完了年分前の年分である場合に、その年1月1日現在における災害損失特別勘定の金額を記載します。
- (9) 「本年分において被災資産に係る修繕費用等として必要経費に算入した金額の明細」の各欄は、次により記載します。
 - イ 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「⑮」欄及び「⑯」欄に記載することができます。
 - ロ 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によります。
 - (イ) 「⑬」欄には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。
 - (ロ) 「⑭」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
 - ハ 「⑮」欄には、「⑬」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額(見積額を含みます。)を記載します。

なお、修繕費用等とは所得税基本通達36・37共-7の6(災害損失特別勘定の繰入額)に掲げる費用をいいます。
 - ニ 「⑯」欄には、「⑮」欄に記載した金額のうち本年分において必要経費に算入した金額を記載します。

雑損失の金額の計算書

（平成 年分）
令和

氏 名 _____

この計算書は、災害により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用します。
なお、損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて使用します。

1 損害の原因等

損害の原因		損害年月日	. .
-------	--	-------	-----

→申告書第二表「雑損控除」の「損害の原因」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ転記します。

2 災害関連支出の内訳

区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳			A 原状回復のための支出額 ($\text{ハ} \times 30\% + \text{イ}$)
					イ 原状回復のための支出金額	ロ 資本的支出の金額	ハイとロの区分が困難な金額	
原状回復のための支出			. .	円	円	円	円	円
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
合 計								
取壊し、除去等の費用	区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	B 支払金額	【備考】		
				. .	円			
				. .				
				. .				
				. .				
				. .				
				. .				
				. .				
				. .				
合 計								

3 損失額の計算

区 分	住 宅 円	家 財 円	車 両 円			C 合 計 円
損 害 金 額 (「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を使用した場合には⑤、⑥、⑦の金額をそれぞれ「住宅」、「家財」又は「車両」の欄に記入します。)	①					
原 状 回 復 の た め の 支 出 額 (2 の A 欄 の 各 区 分 ご と の 金 額)	②					
①と②のいずれか大きい方の金額	③					
③から差し引く保険金等で補てんされる金額 (③の金額を超える場合は③の金額)	④	()	()	()	()	()
③ - ④	⑤					
原状回復に係る災害関連支出の金額 (② - ①) (赤字のときは0、⑤の金額を限度)	⑥					
取 壊 し、 除 去 等 の 額 の 合 計 額 (2 の B 欄 の 各 区 分 ご と の 金 額)	⑦					
⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額 (⑦の金額を超える場合は⑦の金額)	⑧	()	()	()	()	()
⑦ - ⑧	⑨					
災 害 関 連 支 出 の 金 額 (⑥ + ⑨)	⑩					
損 失 額 の 計 (① + ⑩)	⑪					

4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

		損害金額等の全体 円	
損害金額 ((③のC) + (⑦のC))	⑫		→⑫の金額を申告書第二表「雑損控除」の「損害金額」欄に転記します。
保険金などで補てんされる金額 (④ の C) + (⑧ の C)	⑬		→⑬の金額を申告書第二表「雑損控除」の「保険金などで補填される金額」欄に転記します。
差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭		
所 得 金 額	⑮		←この計算書の「書き方」をご覧ください。
⑮ × 0.1	⑯		
⑭ - ⑯	⑰	(赤字のときは0)	
差引損失額のうち災害関連支出の金額 (⑩)	⑱		→申告書第二表「雑損控除」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に転記します。
⑱ - 50,000円	⑲	(赤字のときは0)	
雑 損 失 の 金 額 (⑰と⑲のいずれか多い方の金額)	⑳		→申告書第一表「雑損控除」欄に転記します。
雑 損 控 除 額 (⑮と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉑		←⑮に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 (㉑ - ⑮)	㉒	(赤字のときは0)	

書 き 方

この計算書は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書と一緒に提出してください。

記載に当たっては、次の点に注意してください。

1 損害の原因等

「損害の原因」欄には「〇〇地震」などと、「損害年月日」にはその損害が生じた年月日を記入します。

2 災害関連支出の内訳

- (1) 災害関連支出となる支出について、それぞれ「原状回復のための支出」及び「取壊し、除去等の費用」に区分して、それぞれ「支払先の名称・所在地等」、「工事内容」、「支払年月日」、「支払金額」を記入します。
- (2) 「区分」欄は、損害を受けた資産ごとに、「住宅」、「家財」、「車両」などと記入します。
- (3) 「A 原状回復のための支出額」欄は「支払金額の内訳」のイの金額とハ×30%の金額の合計額を区分ごとに記入します。

3 損失額の計算

原状回復のための支出をした住宅や車両などが2以上ある場合は、該当欄を分割するなどして各々記入してください。

- (1) 「損害金額」①欄には、「住宅」・「家財」・「車両」などの資産の被災直前の時価を基に計算した損害額（保険金等を差し引く前の金額）を記入します。

なお、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を利用された方は、当該計算書の⑤、⑫、⑬の金額が被災直前の時価を基に計算した損害額となります。

- (2) 「原状回復のための支出額」②欄

「2 災害関連支出の内訳」において記入した区分ごとのA欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。

- (3) 「③から差し引く保険金等で補てんされる金額」④欄

原状回復のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（③の金額が限度となります。）。

なお、受け取るべき保険金等の金額を括弧内に記入します。

- (4) 「取壊し、除去等の額の合計額」⑦欄

「2 災害関連支出の内訳」において記入した「取壊し、除去等の費用」の区分ごとのB欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。

- (5) 「⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額」⑧欄

取壊し、除去等のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（⑦の金額が限度となります。）。

なお、受け取るべき保険金等の金額を括弧内に記入します。

4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

- (1) 「損害金額」⑫欄

災害に係る損失金額でないその他の損失金額がある場合には、右側の「左のうち、その他の雑損失の金額」欄にその金額を記入します。

- (2) 「所得金額」⑮欄

使用する申告書の区分に応じて、それぞれ以下の金額を記入します。

- 申告書Aを使用する場合

第一表の⑤欄の金額_____円+退職所得金額_____円 = 所得金額_____円

- 申告書Bを使用する場合

第一表の⑨欄の金額_____円+退職所得金額_____円+山林所得金額_____円

+申告分離課税の所得金額（特別控除前）_____円 = 所得金額_____円

なお、前年以前から繰り越された繰越損失がある場合の⑮欄の金額は、繰越控除後の金額となります。

- (3) 「雑損控除額」⑳欄

⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」と⑳の金額のいずれか少ない方の金額を記入します。

- (4) 「翌年以後に繰り越す雑損失の金額」㉑欄

⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」を㉑の金額から差し引いた金額を記入します。

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住 所 _____

氏 名 _____

損害年月日	. . .	損害の原因		
住 宅 ・ 家 財 等 の 損 失 額 の 計 算				
住 宅 の 種 類	住宅・その他 ()		住宅・その他 ()	
住 宅 の 区 分	平屋・二階建・その他 ()		平屋・二階建・その他 ()	
住 宅 の 構 造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()		木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()	
住 宅 の 取 得 年 月	年 月		年 月	
住 宅 の 床 面 積	m ²		m ²	
被 害 の 区 分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下		全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下	
浸 水 時 間	24時間以上・24時間未満		24時間以上・24時間未満	
土 砂 (海 水) の 流 入	有 ・ 無		有 ・ 無	
1 住 宅 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円	円
	(2) (1) 以外の場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/㎡ × _____㎡ = _____円	_____千円/㎡ × _____㎡ = _____円
	(①・②) × 0.9 × 償却率 (_____) × 経過年数 (_____ 年)	③		
	被災直前の時価相当額 ((①・②) - ③)	④		
	損害額 (④ × 被害割合 (_____%))	⑤		
	保険金などで補てんされる金額	⑥		
	差引損失額 (⑤ - ⑥)	⑦		
2 家 財 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧	円	円
	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 _____ 歳 : 夫婦 ・ 独身)	⑨	円	円
	(1)以外の 場合	⑩	大人 1,300,000円 × _____人 = _____円 子供 800,000円 × _____人 = _____円 計 _____円	円
	被災直前の時価相当額 (⑨ + ⑩)	⑪		円
	損害額 ((⑧・⑪) × 被害割合 (_____%))	⑫		
	保険金などで補てんされる金額	⑬		
	差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭		
3 車 両 の 損 失 額	普 通 ・ 軽 の 区 分		普 通 ・ 軽	普 通 ・ 軽
	取 得 年 月		年 月	年 月
	車 両 の 取 得 価 額	⑮	円	円
	⑮ × 0.9 × 償却率 × 経過年数 (_____) (_____ 年)	⑯		
	被災直前の時価相当額 (⑮ - ⑯)	⑰		
	損害額 (⑰ × 被害割合 (_____%))	⑱		
	保険金などで補てんされる金額	⑲		
差引損失額 (⑱ - ⑲)	⑳			
差 引 損 失 額 の 合 計 (⑦ + ⑭ + ⑳)	㉑			

書 き 方

1 この計算書は、災害による被害を受けたことにより、雑損控除の適用を受けようとする方が、個々に損失額を計算することが困難な場合に、一定の算定方式により、損失額を計算するためのものです。

2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。

「損害年月日」欄： 災害の始まった日を記載してください。

「損害の原因」欄： 「〇〇地震」などと記入します。

「住宅の種類」欄： 該当するものを○で囲んでください。

「住宅の区分」、「住宅の構造」欄： 該当するものを○で囲んでください。

なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、()内に「〇階建て」又は「地下階あり」と記載してください。

「住宅の取得年月」欄： 住宅の取得年月を記載してください。

「住宅の床面積」欄： 住宅の総床面積を記載してください。

「被害の区分」欄： 該当する事項を○で囲んでください。

なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。

「浸水時間」欄： 浸水した時間で該当する事項を○で囲んでください。

「土砂(海水)の流入」欄： 土砂(海水)の流入の有無(床上・床下を問いません)について、該当するものを○で囲んでください。

「住宅・家財等の損失額の計算」欄

イ 「1 住宅の損失額」欄： 被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。

②欄の1㎡当たりの工事費用は、参考4を参照してください。

③欄の償却率は、参考1の構造の区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

④欄の計算に当たっては、参考1の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑤欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ロ 「2 家財の損失額」欄： 家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。

なお、(1)による場合は、別紙「被災した家財の個別明細書」により計算し、当該別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。

⑨欄の家族構成別家財評価額は、参考5を参照してください。

⑫欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ハ 「3 車両の損失額」欄： 被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに記載してください。

なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

⑯欄の償却率は、参考2の種類区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

⑰欄の計算に当たっては、参考3の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑱欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ニ 「保険金などで補てんされる金額」欄： 保険金や共済金、損害賠償金などの支払を受ける場合に、その支払を受ける金額がその対象となった被災した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときはその被災した資産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により配分したところにより、記載してください。

参考 1：住宅の構造別耐用年数表

構 造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70 年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57 年	0.018
金属造	骨格材の肉厚 4mm 超	51 年	0.020
	骨格材の肉厚 3mm 超 4mm 以下	40 年	0.025
	骨格材の肉厚 3mm 以下	28 年	0.036
木造又は合成樹脂造		33 年	0.031
木骨モルタル造		30 年	0.034

(注 1) 耐用年数は、通常の耐用年数を 1.5 倍したものとなっています。

(注 2) 償却率は、旧定額法で記載しています。

(注 3) 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

参考 2：車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
普通自動車	6 年	9 年	0.111
軽自動車	4 年	6 年	0.166

参考 3：被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流出・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 70%以上である場合
	(倒壊に準ずるものを含む)				
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 20%以上 50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 20%以上 70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水(24 時間以上)の場合には、各割合に 15%を加算した割合を使用します。 「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1 m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm 以上 1 m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm 未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床 下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を 100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考4：地域別・構造別の工事費用表（1㎡あたり）【令和元年分用】

（単位：千円）

		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均		170	235	245	234
札幌局	北海道	172	(151)	(179)	(209)
仙台局	青森	(161)	286	288	(205)
	岩手	176	241	256	(205)
	宮城	171	259	258	(225)
	秋田	(165)	—	(209)	(208)
	山形	170	(22)	252	(161)
	福島	174	(199)	261	(218)
関東信越局	茨城	(168)	(189)	(215)	(210)
	栃木	(166)	(165)	(244)	(209)
	群馬	(168)	(186)	(235)	(210)
	埼玉	(162)	(228)	264	240
	新潟	175	(209)	(187)	(201)
	長野	186	244	248	(222)
東京局	千葉	170	427	248	(230)
	東京都	177	272	312	285
	神奈川	(167)	270	274	255
	山梨	180	—	259	(230)
金沢局	富山	175	(143)	278	(193)
	石川	170	—	(207)	239
	福井	(167)	—	(211)	236
名古屋局	岐阜	(169)	319	(215)	235
	静岡	176	235	(228)	238
	愛知	175	(211)	(234)	241
	三重	183	—	(191)	237
	滋賀	(161)	(212)	(207)	(222)
大阪局	京都	170	290	(240)	237
	大阪	(159)	(127)	(233)	(226)
	兵庫	(167)	(208)	(233)	(230)
	奈良	(161)	(156)	(177)	(222)
	和歌山	(162)	(176)	(157)	(229)
	鳥取	177	—	(194)	(202)
広島局	島根	173	—	(219)	(182)
	岡山	181	(18)	(203)	(221)
	広島	(169)	(176)	(220)	(227)
	山口	171	—	(222)	(230)
	徳島	(162)	—	(196)	(187)
高松局	香川	175	(201)	(200)	(199)
	愛媛	(167)	(12)	(163)	(204)
	高知	176	—	(189)	(213)
	福岡局	福岡	(163)	(192)	(200)
熊本局	佐賀	(162)	—	(217)	(199)
	長崎	(165)	333	(209)	(217)
	熊本	(167)	(135)	(201)	(212)
	大分	(162)	254	(183)	(226)
熊本局	宮崎	(153)	—	(206)	(184)
	鹿児島	(165)	272	(190)	(194)
沖縄所	沖縄	192	(190)	(205)	250

（注）該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合（かっこ書き）又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

参考5：家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注1）大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

（注2）配偶者と死別している場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人1名分（130万円）を差し引いて計算します。

年分 仮想通貨の計算書（総平均法用）

氏名

1 仮想通貨の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 仮想通貨の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0.00	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B) 0	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した仮想通貨の譲渡原価

5 仮想通貨の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した仮想通貨の譲渡原価

【参考】

収入金額計 0
必要経費計 0

居住形態等に関する確認書

Confirmation of the Type of Resident Status etc.

(令和元年年分)

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	_____
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	_____
2 令和元年(平成31年)中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2019?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	_____
4 令和元年(平成31年)中の居住形態による期間区分(Period of each type of resident status during 2019)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
5 (1) 4(2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2019, did you receive any foreign source income during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of foreign source income)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount paid in Japan out of ①)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Amount remitted to Japan out of ①)	円

一面

住所又は居所を有していた期間の確認表

Confirmation Table of the Period of Resident Status

○ 平成21年1月1日から平成30年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2009~2018).

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)							年数・月数・日数 (The number of years, months and days)		
(Year)	(Month)	(Day)	～	(Year)	(Month)	(Day)	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total)							年 月 日		
(注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.									

二面

○ 令和元年(平成31年)において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2019.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)							年数・月数・日数 (The number of years, months and days)		
(Month)	(Day)	～	(Month)	(Day)	年	月	日		
月	日	～	月	日	年	月	日		
月	日	～	月	日	年	月	日		
月	日	～	月	日	年	月	日		
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total)							年 月 日		
(注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.									

(令和元年年分)

Resident Status

The scope of taxable income is determined by your resident status. Therefore, first of all, you are requested to make clear what your resident status is.

Resident status is divided into three categories: Non-permanent Resident, Permanent Resident, Non-resident.

The following is a brief explanation of resident status.

[1] Resident

A person who has a “JUSHO” (domicile) in Japan, or has had a “KYOSHO”(residence) in Japan for one year or more.

NOTE : In general, you have a “JUSHO” in Japan if your base of living is in Japan, and you have a “KYOSHO” in Japan if you are staying or living in Japan regardless of your “JUSHO”.

(i) Non-permanent resident

A resident who has not Japanese nationality and has had his/her “JUSHO” or “KYOSHO” in Japan for period or periods in the aggregate 5 years or less in last 10 years.

(ii) Permanent resident

A resident other than non-permanent resident.

[2] Non-resident

A person other than resident.

Taxable Income

The following table shows the scope of taxable income according to your resident status.

SCOPE OF TAXABLE INCOME

CLASSIFICATION	INCOME OTHER THAN FOREIGN SOURCE INCOME	FOREIGN SOURCE INCOME	
		PAID IN JAPAN	PAID ABROAD
RESIDENT	PERMANENT RESIDENT	Taxable	
	NON-PERMANENT RESIDENT	Taxable	Only the portion deemed remitted to Japan is taxable. (This means that the remainder retained abroad is not taxable.)
CLASSIFICATION	DOMESTIC SOURCE INCOME	INCOME OTHER THAN DOMESTIC SOURCE INCOME	
NON-RESIDENT	Taxable in principle	Not Taxable	

NOTE: Salaries, wages or other remuneration for personal services performed in Japan are treated as “domestic source income”, whether they are paid in Japan or abroad.

“Confirmation Table of the Period of Resident Status”

- “Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding ten years” may be checked in the manner as mentioned below.
 - To check the dates of emigration and immigration as stamped in your passport when you keep your passport covering that period.
- In place of stating periods during which you have maintained domicile or residence in Japan, you may attach to this confirmation table a copy of your passport.

「住所又は居所を有していた期間の確認表」の記載について

- 「過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間」については、次の方法により確認することができます。
 - その期間の旅券を保管している場合には、その旅券に記録された出入国の履歴
- 国内に住所又は居所を有していた期間の記載に代えて、旅券の写しを添付することができます。

個人番号(Individual Numbers)			

令和*年分所得税及び復興特別所得税の準確定申告書

(所得税法第172条第1項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第17条第5項に規定する申告書)

Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction Quasi-Final Return (Under Article 172, Paragraph 1 of the Income Tax Law and Article 17, Paragraph 5 of Special Measures Act for the Reconstruction Funding After the Great East Japan Earthquake)



* Calendar year for which you file this Return
(enter year of Heisei era)

税務署長
Name of the Tax Office where your return should be filed

(Year) (Month) (Date)
年 月 日
Date of filing your return

氏名
Name(last,first,middle initial)

署名なつ印
Signature or seal of the taxpayer

住所又は居所
Domicile or residence

電話番号
Telephone number
- -

生年月日
Date of birth

年 月 日

性別
sex

男(male) 女(female)

国籍
Nationality

下記事項を記入してください。

Please fill out the following items.

当初の入国許可年月日
The date of original entry into Japan

年 月 日

在留期間
The period you are permitted to stay in Japan

From 年 月 日から
To 年 月 日まで

在留資格
Your visa status in Japan

この申告に係る非居住者期間
The period in this tax year you were classified as a non-resident(Enter the beginning and ending dates during this calendar year.)

From 年 月 日から
To 年 月 日まで

日本における勤務、人的役務の内容
Description of employment or other personal services performed in Japan

1. 給与又は報酬の明細 (Details of your income)

源泉徴収の方法により納付済のものは記入しないでください。

(Do not enter receipts from which income tax and special income tax for reconstruction has been withheld at source.)

所得の種類(該当する所得を○で囲む)
Type of income(circle the applicable income.)

給与所得・退職所得・人的役務の提供による所得
Employment income・Retirement income・Income from the provision of personal services

支払者の氏名又は名称
Name or title of the payer

支払者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
Domicile residence place of head office or place of main office of the payer

収入金額
Amount of receipts

課税所得金額

Amount of taxable income (The same amount of receipts.)

㉑

2. 納める税金の計算 (Calculation of your tax)

課税所得金額
(Amount of taxable income)

㉑

所得税の税率
(Income tax rate)

$\frac{20}{100}$

所得税額 (基準所得税額)
(Amount of (base) income tax)

㉒

(1,000円未満の端数は切り捨ててください。)
(Any fractional sum of less than ¥1,000 shall be discarded.)

基準所得税額
(Amount of base income tax)

㉓

復興特別所得税の税率
(Special income tax for reconstruction rate)

$\frac{2.1}{100}$

復興特別所得税の額
(Amount of special income tax for reconstruction)

㉔

所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉒+㉔)

(Amount of income tax and special income tax for reconstruction)

円

(100円未満の端数は切り捨ててください。)
(Any fractional sum of less than ¥100 shall be discarded.)

税理士
署名押印
電話番号 - -

㉕

整理番号	納管事業	住民	検算	通信日付印の年月日	一連番号
0				年 月 日	
番号確認	身元確認	確認	書類		
<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 済		
<input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 未済		
個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()					

所得税及び復興特別所得税の準確定申告書の説明

- この申告書は非居住者（日本に住所がなく、かつ、1年以上居所を有しない個人をいいます。）が日本国内に源泉のある給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得を有しているが所得税法第212条及び第213条の規定による所得税並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定による復興特別所得税の源泉徴収（税率20.42%）を受けていない場合（例えば支払地が国外の場合）に、源泉徴収に代えて申告納税するために使用します。
（注）復興特別所得税は、平成25年から令和19年までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。
また、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。
- この申告書を提出する際には、個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
なお、この申告書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- この申告書により申告すべき所得は次のとおりです。
 - 給与所得……給料、賃金、賞与又はこれらの性質を有する給与で、国内で行う勤務に基因するもの
 - 退職所得……退職手当その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与で受給者が居住者であった期間に行った勤務に基因するもの
 - 人的役務の提供による所得……例えば弁護士、公認会計士等の自由職業者、科学技術、経営管理等のコンサルタント、あるいは俳優音楽家等の芸能人又は職業運動家が国内において自己の役務を主たる内容とする役務の提供に基因して受ける報酬等
- 上記2の場合のほか、次の所得もこの申告の対象となります。
 - 内国法人の役員の国外勤務等に対する給与所得、退職所得
 - 居住者又は内国法人の運航する船舶又は航空機での勤務あるいは人的役務の提供を行い、あるいは行ったことに基因する給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得
- 非居住者が、例えば日本国内に事務所等事業を行う一定の場所を有して事業を行う場合などには、この申告書によらないで一般用申告書によって申告することとなりますのでご注意ください。
- この申告書の申告期限は所得が生じた年の翌年の3月15日であり、その申告期限が納期限です（3月15日が日曜日の場合には3月16日、土曜日の場合には3月17日が期限となります。）。ただし、その日までに日本に居所を有しなくなる場合には、その有しなくなる日までに申告・納付してください。

Explanation of the "Income Tax and Special Income Tax For Reconstruction Quasi-Final Return"

- This form is to be used by a non-resident (an individual who is not domiciled in Japan nor has resided in Japan for one year or more) in declaring such income from Japanese source as employment income, retirement income or income from personal services, but which is not subject to withholding at the source at the rate of 20.42% by the application of the provisions of articles 212 and 213 of the Income Tax Law and article 28 of the Special Measures Act for the Reconstruction Funding After the Great East Japan Earthquake.
NOTE: Special Income Tax For Reconstruction is calculated by multiplying the base income tax of respective years by 2.1% from 2013 through 2037.
Also, when withholding tax is collected on the income arising during the period from January 1, 2013 through December 31, 2037, special income tax for reconstruction shall be collected together.
- When submitting this form, it is required to state the individual number in this form and to present your identification document or attach a copy of such document to this form.
If you keep the copy of this form, please note sufficiently the treatment of the individual number, for example, you don't write the individual number on the copy. (If you make the copy with the duplicator, please take steps that the individual number doesn't be copied.)
- Includes the following : Income which should be declared on this form
 - Employment income--Salary, wages, bonuses or other earnings of the same nature which are based on the rendering of personal services performed in Japan.
 - Retirement income--A lump sum payment such as a severance allowance and the like received by a retiring employee and based on the rendering of personal services as employment duties performed in a period when the person receiving then was a resident of Japan.
 - Income from the provision of personal services--Remuneration, or other payments (a) received by attorneys; certified public accountants; scientific, technical or managerial consultants; public entertainers; athletes or other professionals and (b) based on personal services performed in Japan.
- Besides the income mentioned in section 2 above, the following are the types of income which should be declared on this form.
 - Employment income or retirement income based on personal services, such as employment duty performed outside Japan by an officer
* of a domestic corporation
* "Officer" means a director, auditor, supervisor or liquidator of a corporation as well as other persons specified by Cabinet Order among those engaged in managing the corporation.
 - Employment income, retirement income or income from personal services which are based on personal services performed on a ship or aircraft operated by a Japanese resident or a domestic corporation.
- The Final Return (for General Use) form should be used by a non-resident who conducts a business utilizing an office or any other fixed place of business within Japan.
- Please file this Return with the Tax Office by March 15 of the year following the year in which you earned the income mentioned above, and pay the tax by the same date. (When March 15 falls on Sunday, you must file the return and pay the tax by March 16. When March 15 falls on Saturday, you must file the return and pay the tax by March 17.) However, if by the said March 15, etc., you depart from Japan, you must file the return and pay the tax before you depart from Japan.**